

國立臺灣大學文學系日本語文學系



碩士論文

Department of Japanese Language and Literature

College of Liberal Arts

National Taiwan University

Master Thesis

日本統治時代における台灣葬祭礼俗の研究

——葬祭礼俗の変容を中心に——

Study of Taiwan's Funerary Culture During the Japanese  
Occupation: Focusing on the Changes of Funerary  
Culture

林塘汎

Tang-Hsuan Lin

指導教授：田世民 博士

Advisor: Shih-Min Tien, Ph.D.

中華民國 110 年 2 月

February 2021

國立臺灣大學碩士學位論文  
口試委員會審定書

日本統治時代における台湾葬祭礼俗の研究  
——葬祭礼俗の変容を中心に——

本論文係林塘浤君（R05127005）在國立臺灣大學日本語文學系、  
所完成之碩士學位論文，於民國 110 年 1 月 22 日承下列考試委員審查通  
過及口試及格，特此證明

口試委員：

田 世 氏

（簽名）

（指導教授）

徐興慶

黃美惠

林碧君

（簽名）

系主任、所長

## 謝辭



對於寫論文沒有什麼信心的我，遲遲不敢下筆，也因此進度越拖越慢。回顧2020年6月至2021年1月全心全意書寫論文的這段時光，一路走來受到許多人的照顧及陪伴，開心的回憶總是比遇到瓶頸而感到痛苦的回憶還要多上許多。

首先要感謝我的指導教授田世民老師，在我有問題時隨時給予支援，並時常鼓勵沒有自信的我，且一再包容我的拖延。真的非常感謝老師的悉心教導。感謝徐興慶老師，在研究大方向上總是能點破我迷茫之處，並讓我再次認識到何謂研究。感謝黃美惠老師，在提案審查及口試時，針對論文不足之處給予了非常詳盡的建議，讓我的論文能夠更為完善。

感謝在寫論文初期一同努力的好夥伴祐寧跟雅玟，有你們的陪伴讓我正式進入寫論文的狀態，並在寫論文的路上不孤單。感謝日本研究中心的佳辰學姊及各位夥伴，每周五的聚餐讓我在休息的同時也能夠宣洩壓力。在論文進程上的各種問題也總是能夠給我解答。

感謝國立臺灣圖書館臺灣學研究中心，提供了豐富的研究資源及舒適優美的研究環境，讓我在那裏度過了寫論文的中、後期，能夠心無旁騖地專心研讀寫作。其中特別要感謝六樓的館員沈小姐、董先生以及柯小姐，對於任何問題都悉心回答、並在研究資源上提供非常多的幫助。每日在櫃台借還書時的寒暄都是我寫論文的動力。

感謝我的家人一直以來的支持。感謝媽媽總是無條件地支持我。感謝姊姊在我壓力大時的餵食，還有幫我修改英文摘要。最後要感謝我的外婆，從小到大聽您述說日本時代的兒時生活，藉由此次的研究，讓我也能更深入地瞭解您過去所生活的時代，也更瞭解臺灣這塊土地的過去與現在。

# 日本統治時期臺灣喪葬禮俗的研究

## ——以喪葬禮俗的變遷為中心——



### 摘要

臺灣喪葬禮俗由清代移民時傳入，歷經日本統治時期、戰後中華民國統治流傳至今。其中，日本統治時期及戰後台灣，對於臺灣喪葬禮俗舊慣多有提倡改良之建議。尤其是異民族所殖民的日本統治時期，戰爭下的皇民化時期曾強制改善舊慣，一般認為此舉對於台灣傳統文化造成嚴重的打擊。然而，現今臺灣的喪葬禮俗仍保有舊慣，似乎沒有太多的改變痕跡。

本論文以日本統治時期臺灣葬祭禮俗為研究對象，藉由分析文獻及史料來探討日本統治時期的政策及所施行的風俗改良，對臺灣葬祭禮俗所造成的影响為何。

大抵而言，日本統治時期的臺灣喪葬禮俗變遷，可依統治政策與時局的變換分為三個時期。統治初期採取「無方針」主義政策，統治者基於防堵傳染病之衛生考量，針對葬法訂定法令。除此之外，遵循舊慣尊重的原則，並無強制改善喪葬舊慣；統治中期受到同化會成立的影響，同風會陸續成立並開始風俗改良運動。與此同時，受到第一次世界大戰時局的影響，台灣新文化運動也開始改革社會陋習。此時期的喪葬改良可說是以台灣人自發性的改良為主，然而其成果最終局限於臺灣的社會領導階層；統治後期受到戰爭時局的影響，喪葬改良以簡約為主。皇民化前期為使臺灣人能成為即戰力，而強制臺灣喪葬禮俗全面日本化，然其最終走向形式上的同化。有鑑於此，皇民化後期在文化政策上有所緩和。然而此喪葬禮俗的改善最終仍沒有普及於一般民眾。

關鍵詞：日本統治時期、喪葬禮俗、風俗改良

# Study of Taiwan's Funerary Culture During the Japanese Occupation:

## Focusing on the Changes of Funerary Culture



### **Absrtact**

This study aims to explore Taiwan's funerary culture during the Japanese occupation from 1895 to 1945, especially focusing on the changes in Taiwan's funerary culture.

During the Japanese occupation, the Japanese colonizers attempted to improve Taiwan's old funerary custom, the movements of Taiwan's funerary custom improvement are started many times. However, current Taiwan's funerary culture does not seem to be much different from previous Taiwan's funerary culture, which has been had before the Japanese occupation.

The study applied a historical method to analyze and investigate related historical materials of Taiwan's funerary culture during 1895-1945, to understand how the colonial policy and the movement of Taiwan's funerary custom improvement impact on Taiwan's funerary culture, and to examine what the changes of Taiwan's funerary culture.

In Chapter 1, I explored the old manners and customs survey impacts on funeral customs under the beginning stage of Japanese occupation (1895-1915). In Chapter 2, I focused on the custom improvement movement of Tung-Feng-Hui and Taiwan New Cultural Movement in the middle period of Japanese occupation (1914-1931), to illuminate the effect of their work. In Chapter 3, I discussed how the Kominnka Movement during the fifteen-year war (1931-1945) transforms Taiwan's funerary custom into Japanese funerary culture, and examine its the results.

Keywords: the Japanese occupation, funerary culture, customs improvement

# 日本統治時代における台湾葬祭礼俗の研究

## ——葬祭礼俗の変容を中心に——

### 要旨

台湾の漢民族の多くは清代に台湾へ移民したもので、そして移民と一緒に葬祭礼俗を原籍地からもたらしてきた。その後、日本統治時代を経て、中華民国の統治政権を迎えて今に至る。日本統治時代及び戦後の台湾において、統治者ないし民間一般による葬祭改善の提唱が少なからずあった。異民族による植民だった日本統治時代には、とりわけ戦時下の皇民化政策によって強制的に旧慣が改善され、台湾の伝統文化に大きな打撃を被った、というのが一般的なイメージである。しかし、台湾の葬祭儀礼はいまなお旧来の慣習を多く有するものと見られる。

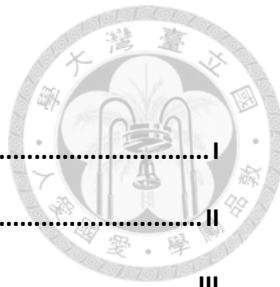
本稿では日本統治時代の旧慣調査や著書、雑誌、新聞などの葬祭儀礼に関する資料を考察し、統治政策によって日本統治時代を3つの時期に分ける。そして、日本統治下台湾の50年間にわたる葬儀の様子と変遷を明らかにする。

統治初期において、台湾統治の政策は「無方針」である。統治者側は伝染病の拡散を防止するために、台湾の葬法に対して法令を規定した。それを除いて、旧慣尊重に基づいて、台湾の葬祭旧慣に対して無干渉とした。統治中期において、同風会の設立に影響されて各地において同風会が次々と組織され、風俗改良運動が展開された。同時に、第一世界大戦の影響で、台湾新文化運動も社会陋習を改革しはじめた。この時期の改善は、台湾人知識人たちが主体として自発的に行なったものだったと言える。ところが、それらの葬祭改善は一般の民衆に及んでいなかった。

統治後期において、戦争の時局によって葬祭改善は節約と簡素化を主とされた。皇民化前期には台湾人は戦争協力を求められ、そして葬祭礼俗の日本化を強要された。しかし、それは形式的同化に走ったものであり、さほど成果が挙がらなかった。故に、皇民化後期には文化政策が調整されてより緩和なものになった。しかし、その葬祭改善はやはり一般民衆に普及しなかった。

キーワード：日本統治時代、葬祭礼俗、風俗改良

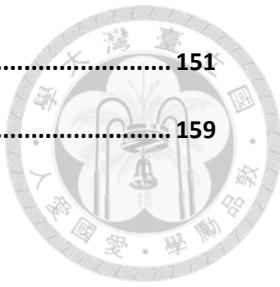
# 目次



謝辭	I
摘要	II
ABSRTACT	III
要旨	IV
目次	V
表目次	VII
序論	1
第一節 研究動機と目的	1
第二節 先行研究	2
第三節 研究方法	4
第四節 研究内容	4
第一章 日本統治初期における台湾葬祭礼俗に関する調査と法制定 (1895-1915)	9
はじめに	9
第一節 台湾の葬祭礼俗現状への理解	9
第二節 旧慣調査と「墓地火葬場及埋火葬取締規則」の制定	14
第三節 旧慣調査の成果とする『臺灣私法』と『臺灣宗教調査報告書』	21
おわりに	27
第二章 社会教育及び社会運動における葬祭改良 (1914 - 1931)	29
はじめに	29
第一節 同風会における葬祭改良	29
第二節 台湾新文化運動における葬祭改良	70
おわりに	90
第三章 皇民化運動における葬祭改良 (1931 - 1945)	93
はじめに	93
第一節 皇民化運動の序曲とされる社会教化運動 (1931 - 1937)	96
第二節 皇民化前期における葬祭儀式の日本化 (1937 - 1941)	119
第三節 皇民化後期における文化政策の調整と葬祭改善 (1941 - 1945)	130
おわりに	140
結論	143

参考文献（年代順） ..... 151

附錄 1 「1927 年台北州表彰同風會功劳者」 ..... 159



## 表目次

表 1－3－1 『臺灣私法第二卷』中の台湾の葬祭儀式に関する項目 .....	23
表 1－3－2 『臺灣宗教調査報告書』中の葬祭儀式に関する項目 .....	26
表 2－1－1 同風会に従って葬祭改良を行う「維新家」の概況.....	52
表 2－1－2 同風会の葬祭改良の状況.....	58
表 2－2－1 1910 年代から 1920 年代における公弔会・追悼会の状況.....	74
表 2－2－2 『臺灣新報』に記載される葬祭改良の実行者 .....	82
表 2－2－3 新文化運動における葬祭改良の状況.....	85
表 3－1－1 台北州下各部落振興会における葬儀礼俗に関する行事 .....	107
表 3－1－2 『臺灣葬儀改善要覽』における葬祭改善 .....	117
表 3－2－1 1940 (昭和 15) 年嘉義市における台湾人の火葬人数と成長率 .....	129
表 3－3－1 『民俗臺灣』中の台湾葬儀に関する記事 .....	135

## 序論

### 第一節 研究動機と目的

2018年夏、私の祖母がなくなった。その葬儀は台湾の伝統的なやりかた<sup>1</sup>で行われた。その時、親戚たちが「このような伝統的な葬儀がなくなりつつある」と惜しそうに語った。

小さい頃、人生初めて葬儀に参加した。それは祖父の葬儀だった。それを通じて、複雑な儀礼によって日程が長い台湾の伝統的な葬儀を初めて認識した。それから幾年が経って、祖母の葬儀でこのような伝統的な葬儀を再び経験した。儀式の内容は概ね変わらないが、近年の都市化及び旧式葬儀の改善によって、地方に多く存在していた伝統的な葬祭儀礼が消えつつあると、親戚の一言で気が付いた。

台湾の漢民族の多くは清代に台湾へ移民し、それと同時に葬祭礼俗をも原籍地からもたらしてきた。その後、日本統治時代を経て、中華民国の統治政権を迎えて今に至る。日本統治時代及び戦後の台湾において、統治者ないし民間一般による葬祭改善の提唱が少なからずあった。異民族による植民だった日本統治時代には、とりわけ戦時下の皇民化政策によって強制的に旧慣が改善され、台湾の伝統文化に大きな打撃を被った、というのが一般的なイメージである。しかし、台湾の葬祭儀礼はまだ旧来の慣習を多く有する。

では、日本統治時代に統治者側は台湾の葬祭礼俗をどのように認識していたのか。葬祭の改善を求める目的は何だったのか。具体的に何を改善したのか。そして、その改善は全て日本人が行ったのか、或いは台湾人自身も葬儀改善の必要を認めたのか。それらの問題について究明したい。

上記を踏まえて、本稿の問題意識を以下に示しておこう。

1. 日本統治時代における台湾の葬儀に関する記録・資料を考察することにより、当時台湾の葬祭礼俗の在り方と、日本の統治政策による変化の有無を究明する。
2. 台湾人は自発的な改善があるどうかを考察する。

<sup>1</sup> 台湾の漢民族における伝統的な葬儀のこと。

### 3. 葬祭改善の具体的な成果、そして改善のそれぞれの傾向を解明する。



#### 第二節 先行研究

ここでは、台湾従来の葬祭礼俗と日本統治時代の葬祭礼俗に関する研究について見ておく。

まず、台湾従来葬祭礼俗の研究では、多くは台湾各地の葬儀、或いは伝統的葬儀の現代的機能をテーマとしたものであるが、ここで台湾葬祭礼俗の歴史研究と文化史研究を中心に取り上げる。

徐福全『臺灣民間傳統喪葬儀節研究』<sup>2</sup>では、清代から戦後までの方志や調査、記録などの文献を揃え、そして台湾各地の現地調査による訪問記録を加え、台湾の葬祭礼俗に関する資料を全面的に整理している。また、葬儀については儀式ごとにそれを詳細に説明し、閩粵の差異と台湾北部・中部・南部の異同にも言及している。その整理により、台湾の葬儀を総括的に知ることができ、大いに参考になる。ただし、葬儀の変遷については、葬儀の変化に関する分析に止まり、また戦後を中心に扱っているため、「日本據台期間曾大力推行皇民化運動、改良葬式、但臺人則令者自令、行者自行、以迄於今」<sup>3</sup>と述べて、日本統治時期の葬儀改善と変遷に言及していないのである。

岡田榮照「台湾の喪葬について」<sup>4</sup>では、台湾省文献会の林衡道の協力によって、現代台湾における葬祭礼俗を概説してから、当時の政府筋と識者によって提出された「陋習」改善の意見を論じた。また、特に殷賑を極め経費も莫大である葬祭行列の内容についても紹介した。そのなかで、「告別式、忌中の文字を門前に貼布することは日本の植民時代の旧習」<sup>5</sup>であるため、それを改善すべきであることを述べている。

<sup>2</sup> 徐福全『臺灣民間傳統喪葬儀節研究』国立台湾師範大学中国文学研究所博士論文、1984年。

<sup>3</sup> 徐福全『臺灣民間傳統喪葬儀節研究』国立台湾師範大学中国文学研究所博士論文、1984年、755頁。

<sup>4</sup> 岡田榮照「台湾の喪葬について」『印度學佛教學研究』35卷1号、日本印度学仏教学会、1986年。岡田榮照「台湾の喪葬について(2)」『印度學佛教學研究』37卷1号、日本印度学仏教学会、1988年。

<sup>5</sup> 岡田榮照「台湾の喪葬について」『印度學佛教學研究』35卷1号、日本印度学仏教学会、1986年、142頁。

蘇素卿「台灣屏東市における葬礼—祖母の葬儀記録を中心に—」<sup>6</sup>では、蘇氏自身の経験に基づいて、1995年に台湾屏東で行われた葬儀を詳細に記録した。

楊士賢『台灣釋教喪葬拔渡法事及其民間文學研究—以閩南釋教系統為例』<sup>7</sup>では、台湾伝統的葬儀における「做功德」という重要な儀式を研究対象として、その由来と「科儀」(=儀式のこと)の内容や意義、目的などを詳しく究明しており、做功德の在り方をめぐる理解に役に立つ。日本統治時代に関して特に言及していない。

次に、日本統治時代の葬祭儀礼に関する研究について、胎中千鶴の『葬儀の植民地社会史——帝国日本と台湾の〈近代〉』<sup>8</sup>は、日本統治などの政治的な社会構造の変化によって台湾の葬儀がどのような変容を遂げたかという問題意識を以って研究を進めている。近代的な衛生観点・近代化的価値観の導入・戦時下の政策によって火葬の推進、「模範」的な新しい葬儀の実践と全面的に「内地式」の葬儀の奨励など、台湾における葬儀の変容を明らかにしている。しかし、1920年代頃の同風会の改善実態及び皇民化後期の政策緩和による葬儀改善の変容についてあまり言及がなかった。

工藤貴正「台灣映画『父の初七日』の葬送儀礼と文化アイデンティティ：日本統治期「葬儀改善」運動後の連續・非連續性をめぐって」<sup>9</sup>では、映画『父の初七日』に映し出される葬送礼俗を台湾現代葬儀の実例として、日本統治時代に出版された片岡巖『臺灣風俗誌』と鈴木清一郎『臺灣舊慣冠婚葬祭と年中行事』と比較した。また、胎中千鶴の研究をも参照し、日本統治時代に起こった「葬儀改善」運動の成果を確認した。その結果、日本統治時代において「搬鋪」「停柩」「葬儀の途中行列」及び「慟哭」などは廃止されたが、戦後中国から台湾にやって来た統治政権の影響で復活した。一方、日本統治時代の改善の成果とする「告別式」と「火葬」が普及し、現代に定着していると指摘している。

<sup>6</sup> 蘇素卿「台灣屏東市における葬礼：祖母の葬儀記録を中心に」『比較民俗研究』12号、筑波大学比較民俗研究会、1995年。

<sup>7</sup> 楊士賢『台灣釋教喪葬拔渡法事及其民間文學研究—以閩南釋教系統為例』国立東華大学民間文学研究所博士論文、2010年(博揚文化、2016)。

<sup>8</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史——帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年。

<sup>9</sup> 工藤貴正「台灣映画『父の初七日』の葬送儀礼と文化アイデンティティ：日本統治期「葬儀改善」運動後の連續・非連續性をめぐって」『中国21』41巻、2014年。

余家政「日治時期至現代高雄市的喪葬制度之研究」<sup>10</sup>は、そのテーマから見れば日本統治期から戦後までの葬儀制度を研究しているものようである。しかし、日本統治期における台湾葬祭礼俗についての考察は簡略すぎて、具体的な内容が見られない。また、考察された文献はすべて戦後のものである。

このように、日本統治時代における台湾葬祭礼俗についての先行研究がたくさんあった。胎中千鶴の研究は、日本統治などの政治的な社会構造の変化によって台湾の葬儀がどのような変容を遂げたか、ということを解明した。ところが、1920 年代頃の同風会の改善実態や、皇民化後期の政策緩和による葬儀改善の変容についてあまり言及がなかった。また、日本統治時代の葬祭改善は「その成果があまりなかった」と考えられる徐福全の考えに対して、工藤貴正は「告別式」と「火葬」が普及し、現代に定着している」と指摘している。しかし、それは「1995 年の台湾では火葬化を提唱されていた」と指摘している蘇素卿の研究と食い違いがある。

故に、本稿は上記の先行研究を踏まえながら、日本統治時代における台湾葬祭改良の変容の具体的な様相を解明してみたい。

### 第三節 研究方法

本稿では文献分析法を用いて研究を進めていく。

日本統治時代の旧慣調査や著書、雑誌、新聞などの葬祭儀礼に関する資料を考察し、統治政策によって日本統治時代を 3 つの時期に分ける。そして、日本統治下台湾の 50 年間にわたる葬儀の様子と変遷を明らかにする。

なお、本稿の「台湾葬祭礼俗」は閩南と客家を含める漢民族を中心として、葬儀、喪制、葬制、祭祀、禁忌などに関する正礼、俗礼を含めて指すものである。

### 第四節 研究内容

本稿は日本統治時代を中心に、葬祭儀礼とその改善の状況を考察してその継続と変容を論じる。具体的な構成と説明は以下の通りである。

---

<sup>10</sup> 余家政「日治時期至現代高雄市的喪葬制度之研究」義守大学応用日語学系碩士論文、2019 年。



## 序論

### 第一節 研究動機と目的

### 第二節 先行研究

### 第三節 研究方法

### 第四節 研究内容

## 第一章 日本統治初期における台湾葬祭礼俗に関する調査と法制定（1895 - 1915）

はじめに

### 第一節 台湾の葬祭礼俗現状への理解

一、佐倉孫三の『臺風雜記』

二、『臺灣日日新報』に記録された葬祭礼俗

### 第二節 旧慣調査と「墓地火葬場及埋火葬取締規則」の制定

### 第三節 旧慣調査の成果とする『臺灣私法』と『臺灣宗教調査報告書』

おわりに

## 第二章 社会教育及び社会運動における葬祭改良（1914 - 1931）

はじめに

### 第一節 同風会における葬祭改良

一、統治政策と同風会の発展

二、各地同風会の葬祭改良状況

三、同風会の葬祭改良を実行する人とその改良内容

### 第二節 台湾新文化運動における葬祭改良

一、台湾文化協会と台湾民衆黨の風俗改良

二、『臺灣民報』から見た葬祭改良

三、新文化運動の葬祭改良を実行する人をその改良内容

おわりに

## 第三章 皇民化運動における葬祭改良（1931 - 1945）

はじめに

### 第一節 皇民化運動の序曲とされる社会教化運動（1931 - 1937）



- 一、部落振興運動
- 二、台灣社会教化協議会
- 三、民風作興運動

第二節 皇民化前期における葬祭儀式の日本化（1937 - 1941）

- 一、国民精神総動員運動
- 二、国民精神総動員運動における葬祭礼俗の改善

第三節 皇民化後期における文化政策の調整と葬祭改善（1941 - 1945）

- 一、皇民奉公運動における文化政策の調整
- 二、皇民奉公会の葬儀基準と葬儀の簡素化
- 三、『民俗臺灣』での葬祭慣習の記録と改善

おわりに

結論

序論では、研究動機と問題意識を述べ、研究方法を説明する。そして、論文の構成を提示する。

第一章では、日本統治初期の 1895 年から 1915 年の間を中心に、まず統治初期の台湾における葬祭礼俗の状況を見る。そして、旧慣調査の記述によって台湾葬祭礼俗に対する総督府の認識と、「墓地火葬場及埋火葬取締規則」の制定を考察する。最後に、旧慣調査の成果を整理して、日本統治初期の台湾における葬祭礼俗を解明する。

第二章では、日本植民政策下の社会教育に属する同風会と、台湾人の自発的に展開させた社会運動である台湾新文化運動を中心に、それらの葬祭礼俗改良を考察して、1910 年代中期から 1930 年代初期にかけての葬祭礼俗の変容を明らかにする。

第三章では、1931 年から 1945 年までいわゆる十五年戦争の期間に実行されていた社会教育を中心に考察する。1931 年から 1937 年までの皇民化運動の序曲と言われる時期、1937 年から 1941 年までの皇民化運動前期、そして 1941 年から終戦の 1945 年の皇民化運動後期と 3 期に分けて、時局と政策による葬祭礼俗の改善を捉え、その内容と変遷を究明する。

結論では、本稿の論述をまとめ。そして、研究成果を踏まえて今後の課題と可能性を提示する。





# 第一章 日本統治初期における台湾葬祭礼俗に関する調査と法制定（1895-1915）



## はじめに

日本統治初期、初めての植民地である台湾に対して、日本がその環境や法制、風俗、文化などの状況をまだ十分に認識していないため、具体的な統治政策も明確にしていなかった。1898年、後藤新平が台湾民政長官に就任してから、台湾統治の政策は「無方針」<sup>1</sup>であると確立し、台湾の風俗慣習に無干渉とするとともに旧慣調査を展開させた。

本章では、日本統治初期の1895年から1915年の間を中心に、まず統治初期における台湾葬祭礼俗の状況を見る。次に、旧慣調査の記述によって台湾葬祭礼俗に対する総督府の認識と、「墓地火葬場及埋火葬取締規則」の制定過程を考察する。そして、旧慣調査の成果を整理して、日本統治初期において台湾の葬祭礼俗を解明する。

## 第一節 台湾の葬祭礼俗現状への理解

### 一、佐倉孫三の『臺風雜記』

1895年、日清戦争で敗戦した清国が下関条約に調印したことにより、台湾は日本に割譲されることで、日本統治時代を迎えた。

初の海外植民地である台湾の統治は当初、「臺灣を領有の時に其政策の助けとなるべき我國民の経験といふものは何も無な」く、しかも「文明的植民政策の準備行為と云ふものは殆どない」<sup>2</sup>という状況で始まった。

この最初の時期にまとめられた著作に佐倉孫三の『臺風雜記』がある。同書には、台湾の葬祭礼俗に関する記録が「喪典」「喪章」「墓地」と3条目あり、いずれも短く簡単的な記述である。「喪章」を例にみれば次の通りである。

<sup>1</sup> 後藤新平が提出したものである。つまり、台湾固有の習慣、俗性を尊重する原則に基づいた政策である。

<sup>2</sup> 後藤新平『日本植民政策一斑』拓殖新報社、1921（大正10）年、4頁と6頁。

臺人君父之喪、三年不著文繡、百日不飲酒、不入戲場、不列宴席、不剃頭髮、而辮髮綰系用白色。帽之頂子又黑色。唯兄弟之喪、綰子用藍色、以表哀情。日東昔時亦有一定之律、及通泰西、服制一變、而喪章亦隨區區。唯有大喪、以黑布纏帽及左腕、遏密八音、禁會醺。至父母喪、雖無一定之律、其不剃髮、禁酒肉、廢出遊等、與臺人相同。風土雖不同、孝道豈有異乎哉。

評曰、喪者人間之大事、固不可不慎重。臺人有一定之喪章、可謂美風矣<sup>3</sup>。

まず、台湾の服喪と喪服の規則を記してから、それに対する日本の風俗を述べて評価を加える。日本の「不剃髮、禁酒肉、廢出遊」は台湾の喪章と一致して、それらが表した孝道も同じことで、台湾の喪章に肯定な評価を与えた。それに対し、「葬典」の送葬時に雇われる「泣人（遺族の代わりに泣く専門業者）」に「是全屬虛禮、可笑也」<sup>4</sup>と一蹴する。また、「墓地」の洗骨に対して、「余窃愛孝情、而惡其陋態。屍體一歸土、則無復洗骨之要。即雖謂習俗、亦宜加改善者矣」<sup>5</sup>と、洗骨の必要性を否定した上に改善の意見を開陳した。

作者の佐倉孫三は台湾を領有したばかりの1895年5月に台湾に来て、内務部・民政局警保課属、鳳山県警視、台南県弁務署長などを歴任した<sup>6</sup>。『臺風雜記』は、佐倉の台湾での三年間（1895—1898）の見聞をまとめて著されたものであり、日本統治時代において最初の台湾風俗記録と考えられる<sup>7</sup>。また、それは「摘記其人情習俗家庭產物等、與我本土相異者一百餘事」<sup>8</sup>と台湾の風習を記し、その目的は「以供施政之資料」<sup>9</sup>にあると言い、記録された台湾風俗に対する評価と

<sup>3</sup> 佐倉孫三『臺風雜記』国光社、1903（明治36）年、8-9頁。

<sup>4</sup> 佐倉孫三『臺風雜記』国光社、1903（明治36）年、8頁。

<sup>5</sup> 佐倉孫三『臺風雜記』国光社、1903（明治36）年、10頁。

<sup>6</sup> 台湾總督府『職員錄甲』（明治29年～明治30年）に佐倉孫三に関する項目を参照（2020年4月5日最終アクセス、中央研究院台湾總督府職員錄系統 <http://who.ith.sinica.edu.tw/mpView.action>）。「屬佐倉孫三鳳山縣警視ニ任敘」（1897年11月22日）「明治三十一年甲種永久保存進退追加第一卷」（国史館台湾文献館『臺灣總督府檔案』、典藏號：00000332003）、「事務官山上義雄外數名非職」（1898年6月20日）「明治三十一年甲種永久保存進退追加第三卷」（国史館台湾文献館『臺灣總督府檔案』、典藏號：00000334001）を参照してまとめたもの。（2020年4月5日最終アクセス、国史館台湾文献館台湾總督府檔案 <http://ds3.th.gov.tw/ds3/app00/>）

<sup>7</sup> 林美容「殖民者對殖民地的風俗紀錄—佐倉孫三所著《臺風雜記》之探討」『臺灣文獻』第55卷第3期、2004年、13頁。

<sup>8</sup> 佐倉孫三『臺風雜記』国光社、1903（明治36）年、1頁。

<sup>9</sup> 佐倉孫三『臺風雜記』国光社、1903（明治36）年、1頁。

改善の意見からもその目的が窺える。



## 二、『臺灣日日新報』に記録された葬祭礼俗

『臺灣日日新報』の記事にも、台湾葬祭礼俗に関する記述がまま見られる。例えば、1898年12月14日に「葬儀從厚」という記事がある。

臺地俗情、凡埋葬父母之事、華奢簡約、各從其家資厚薄。若富貴之門、諸般從豐、故不待吉矣。茲如艋舺廈新街、泉春號彩帛店黃尾星者、家境平常、於去十一日、安葬其母。所有點主、祀后土、及督靈旌諸人、蓋請該地紳士任之。當日迎遊街市中、微特棺罩美麗、輓軸參差、鼓樂喧天、毬幡拂地、而又裝成金童玉女、以增熱鬧。計執事及送葬者、無慮四五百人、所為如此、其需費孔多、可想而知矣<sup>10</sup>。

台湾では葬儀の規模は喪家の資産によるという。艋舺の黃尾星という「家境平常(暮らし向きが平凡である)」人を例として、その母の葬儀は盛大で挙げられ、莫大の葬儀費用をかけることが予想できることをもとに、台湾の葬儀は概ね盛大にする傾向があると述べる。また、「點主」「祀后土」「督靈旌」の儀式と、「棺罩美麗」「輓軸參差」「鼓樂喧天」「毬幡拂地」など、葬列の「熱鬧(賑やか)」な様子が記されているので、当時台湾の葬儀の様子を垣間見ることができる。

そして、他の記事にも台湾の葬祭慣習を記述するものがある。例えば、「冥中華屋」<sup>11</sup>は紙で作られた死者のための家屋「紙厝」、「喪家兩誌」<sup>12</sup>は死者の身体を洗浄する水を家附近の川に求める「買水」と、出棺するときに棺を挙げる竹の棒を求める「求竹」、そして「島俗兩誌」<sup>13</sup>の「喪事酬賓」は「白米粿」を香典返しとして「答銀紙份」と呼ぶなど、種々の葬祭習俗を紹介している。

一方、台湾葬祭礼俗に対する改善の意見もある。1899年12月3日の「居喪禮

<sup>10</sup> 「葬儀從厚」『臺灣日日新報』1898(明治31)年12月14日、三版。句読点は引用者による。以下同断。

<sup>11</sup> 「冥中華屋」『臺灣日日新報』1899(明治32)年6月10日、四版。

<sup>12</sup> 「喪家兩誌」『臺灣日日新報』1900(明治33)年4月28日、四版。

<sup>13</sup> 「島俗兩誌」『臺灣日日新報』1900(明治33)年5月19日、四版。

佛論」という記事では、著者は「薦拔親魂」という儀式を取り上げて以下のように述べる。



居喪而延僧禮佛薦拔親魂、自唐以來習俗相沿、直視為人生要事。是故品無論賢愚、勢無論貴賤、境無論貧富、於此薦拔之事莫不循例行之。（中略）常人有欲○（判讀不能）異者、則羣指而目之、曰夫々也存心不孝、其父母死在冥間受盡苦楚、偏忍置之度外、弗思仗佛為之救厄解冤、自是不孝惡名遭庸眾所共誅、萬難自白於世。是則薦拔之俗、苟非賢而有力品望實大過人者、固未易矯正之也。（中略）何今之大家人竟相率、務增華而以是為禮乎。臺俗喪禮之宜正者、此其一班<sup>14</sup>。

「薦拔親魂」は長い歴史を有するもので、台湾では重要な葬儀のひとつとされるが、それは不合理な部分があってやめたい人がいても常に「不孝」と叱られる故に、改善できないでいる。葬儀の改善状況について、著者の梯雲樓主は、「雖然欲矯此風、於本島較諸震旦城中難易亦自有辨、震旦朝野上下舊慣尚拘、本島時際作新、陋習曾多改革、誠得著譽紳耆舉動為閭里、欽式者倡羣倫以正喪禮、則風氣必有由漸轉」<sup>15</sup>と述べて、それを中国の状況と比較した。梯雲樓主は、清代に福建泉州から台湾に来て、日本統治時代になって間もなく台湾日日新報の記者を務めた人物である<sup>16</sup>。彼は中国の状況を知った上で、新たな統治者を迎えた台湾の旧慣改正を期待していたのである。

1900年4月24日の記事は「矯除陋俗」を題として「喪軸」の改善を述べた。

臺人遇喪喜等事、概用喪軸喜軸見贈。奢者至用綢緞哔絨、贈者費無數資財、受者則仍不甚獲益、亦以見陋俗之無大當也。近者商業顧問陳選卿君、因欲卜塋先靈屬、在商業及名望大紳戚友者咸議、今後改用軸為紙儀或備物以公弔焉。

<sup>14</sup> 「居喪禮佛論」『臺灣日日新報』1899（明治32）年12月3日、五版。判讀不能なところは○という表記で示す。

<sup>15</sup> 「居喪禮佛論」『臺灣日日新報』1899（明治32）年12月3日、五版。

<sup>16</sup> 鷹取田一郎『臺灣列紳傳』台湾總督府、1916（大正5）年、24頁。（2020年6月10日最終アクセス、近現代人物資訊整合系統 <http://mhdb.mh.sinica.edu.tw/mhpeople/index.php>）梯雲樓主は本名が粘舜音である。

當不蹈空費資財之敝者<sup>17</sup>。



当時において、葬祭用具の華奢は既に陋習として見なされ、記事の著者はその改善例を挙げて改善を促そうとする意図を見せている。上記2つの記事はいずれも台湾葬儀の改善に触れている。不適切とされていた葬儀慣習に意見を提出するのみならず、今後の改善を期待している主体は本島人であることが注目に値する。

以上のように、領台の最初の頃、日本は抗日勢力を鎮圧することに力を注ぎ、具体的な統治政策を明確にしていなかった。そのこともあって、台湾旧慣に対する記述は紹介に止まるものが多かった。また、改善の意見もまま見られるが、それは統治者側から提出された意見もあれば、台湾人によって自覺的に出されたものもある。

1898年1月25日に、後に台湾総督府民政局長に任命された後藤新平は「台湾統治救急案」を提出して、台湾統治政策をこのように論じた。

臺灣行政中最モ改良ヲ要スル重ナルモノ如何ヲ問ワバ、從来同島ニ存在セシ所ノ自治行政ノ慣習ヲ恢復スルガ如キハ、蓋シ其急務中ノ最急務ナルモノナラン。(中略)

文明的ノ法令ヲ敷クハ可ナリト雖、人民未ダ舊慣ヲ脱セズ、所謂水滸傳的遺風アルヲ如何セン。此人民ニ臨ミ、母國ニダモ行イ難キ繁雜ナル新政ヲ施サントス、抑々亦過テリ<sup>18</sup>。

後藤は日本の法令を台湾に施行することではなく、台湾の旧慣を尊重してそれを回復することを主張した。1900年から台湾に行われた旧慣調査はこの統治構想に基づいて実行されたものであり、当時の台湾旧来の風俗・慣習を知るための貴重な記録を残すことになった。

<sup>17</sup> 「矯除陋俗」『臺灣日日新報』1900(明治33)年4月24日、四版。

<sup>18</sup> 後藤新平「台湾統治急務策の意見書」後藤新平 明治三十一年一月二十五日」『後藤新平文書』、2頁と10頁。後藤新平記念館所蔵、「2020年6月20日最終アクセス、後藤新平文書データベース <http://192.192.58.94:8080/huotengapp/servlet/start?LAG=JP>」。

## 第二節 旧慣調査と「墓地火葬場及埋火葬取締規則」の制定

1898年3月2日、後藤新平は児玉源太郎の推薦で台湾民政局长に任命された。後藤新平の台湾植民統治策の基本は、「台湾統治の方針は無方針」ということにある。なぜなら、すべての植民政策は、その植民地の民度、風俗、習慣に従わねばならないという原則であった。それを後藤新平は独特的の「生物学」という言葉で表現した。生物学というのは、「慣習を重んずる、俗にいえば、そういうわけなんだ。とにかくひらめの目をにわかに鯛のようにしろと言ったって、できるものじゃない。慣習を重んじなければならんというのは、生物の原則から来ている」と後藤新平が語り、要するに民族の習慣、俗性を尊重することである。台湾固有の風俗習慣を無視して、日本民族の法律制度を輸入すれば、それは「文明の逆政」であって、日本の台湾統治を成功させるゆえんでもない。少なくとも、台湾においては、新しい施政実行に先立って、まず土着民の生活習慣を、科学的に調査することを緊要とする。つまり、後藤新平は台湾統治の根本義を旧慣調査に置いたのである<sup>19</sup>。

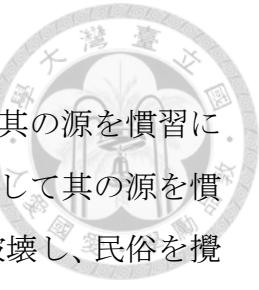
なぜ日本の法律を台湾で実行することは「文明の逆政」とされたのか。その原因の一つは台湾社会構成の複雑さにあった。

(台湾においては) 一方には野蠻未開の國土の人民と、一方には文明人の雜居に至り、而して其島内狭しと雖も、言語の種類甚だ多く、彼は相通せざるものあり、隨って其慣習制度の一ならざる事も甚だ多い。之に對して其慣習をも調べず、又複雑なる民事商事の慣習を調べず、唯だ内地の法律を實行するも可なりと云ふが如き推論を下すことは甚だ輕忽である<sup>20</sup>。

台湾の言語・風俗・慣習が多種多様であり、直接に日本内地の法律を台湾に導入するのは軽率で無理があると考えられた。また、『臺灣慣習記事』の「發刊の辭」には、このような記述がある。

<sup>19</sup> 以上、鶴見祐輔『(決定版) 正伝・後藤新平3 台湾時代 1898~1906年』藤原書店、2005年、37-43頁、53頁。

<sup>20</sup> 後藤新平「臺灣經營上舊慣制度の調査を必要とする意見」『臺灣慣習記事』第一卷第五号、台灣慣習研究会、1901(明治34)年、34頁。



法律は習慣にあらず、政事は人情にあらず、然れども法律は其の源を慣習に汲まざるを得ず、政事は人情を基とせざるべからず。法律にして其の源を慣習に汲まざらんか、法律は慣習と枘鑿相容れず遂に慣習を破壊し、民俗を攪亂せんのみ、將た又政事にして人情に基かざらんか、政事は民情と乖戾して相伴はず（中略）

誰れか其の地の習俗を明かにせずして成功を期するを得んや、慣習研究亦必要なるかな<sup>21</sup>。

法律と政事は慣習と人情に基づかねばならない。故に、台湾においては旧慣調査を必要として、台湾の旧慣制度を調査することで新領土の台湾に「永久統治の法律制度の確立」を目指すものであった。この方針に基づいて旧慣調査が展開されたが、「然れども部門の多き、調査の困難なる、固より短日月の能く調査し盡すべきにあらず、是を以て臺灣の慣習にして未だ調査せられざるもの尚甚だ多し、特に慣習調査の如きは必ずしも政府に一任すべきものにあらず、是を以て調査研究に從事し、以て聊か吾人の天職を盡さん<sup>22</sup>」という。そこで、1900年10月30日に台湾慣習研究会が「舊慣調査會の補助機關」<sup>23</sup>として設立され、機關誌の『臺灣慣習記事』も発行された。

『臺灣慣習記事』は、法律や文化、宗教、語彙、政策など多くの面から台湾の葬祭礼俗を記述し、その中で葬儀に対する改善の意見もあった。1901年12月に発刊された第十二号で陸軍医務局長小池正直の台湾軍事衛生視察談を抄録する「臺灣に於ける衛生的視察」に、民政当局者に台湾の葬法に注意すべきという建言がある。

且葬法たる先づ土殮即ち風葬を為し、然る後淺く埋め、其上に土を盛りて、墓丘（土饅頭）を作る由なれば、衛生上危険なしとせず。殊に隠蔽せる百斯

<sup>21</sup> 「發刊の辭」『臺灣慣習記事』第一卷第一号、台湾慣習研究会、1901（明治34）年、1頁。

<sup>22</sup> 「發刊の辭」『臺灣慣習記事』第一卷第一号、台湾慣習研究会、1901（明治34）年、2頁。

<sup>23</sup> 村上先「舊慣研究の必要」『臺灣慣習記事』第四卷第八号、台湾慣習研究会、1904（明治37）年、27頁。

篤傳染病者等の屍體は風葬中蠅鼠の餌と為るの恐あり。(略)臺灣人の迷信に任せ、勝手の地をトして土殯埋葬せしむるに至りては、大に考へざるべからず、民政當局者必ず別に方案あるべきなり<sup>24</sup>。



台湾の葬法はペストなどの伝染病の拡散の恐れがあつて衛生上の問題になると考へられ、それを規範すべきという意見が見られる。また、1903年第三卷第九号での「本島人の惡習慣に就て」でも、死屍の取り扱いは公衆衛生に最も注意すべきことであると認められた。

特に公衆衛生上最も注意すべき事項は、死屍の取扱における惡習にして、本島古來の習慣によれば、富家に於て其父母及び尊者の死亡せる時は、風水と稱する陰陽師を招きて埋葬に關する方位及び埋葬時日を占はし、其言に従つて埋葬を營むを常とし(中略)墓地に關する弊害は埋藏取締規則の發布に依りて幸に近來頗る革まりたるもの如きも、時日に関しても何等の規程無き為め、從來の慣習は依然として行はれ、(中略)何分本島人古來の迷信は頗る頑固にして朝夕に改むることは到底容易の事業にあらざれば、此際充分なる取締規則を設くるは公衆衛生上極めて必要なることなり<sup>25</sup>。

上記のように、風水師の占いで決められた埋葬の方位と時日は惡習と視されて、その取締規則を設けることを総督府に促した。「埋葬の方位」とは「其指定せる場所は數里の遠き隔絶せるも、又は田園山野の如何にも拘らず」<sup>26</sup>というように、墓地を固定しなかった状況を言う。それは1896年6月12日に総督府訓令第三二号「墓地及埋葬取締標準」の發布によって、改善しつつあるという。

### 訓令第三二號

<sup>24</sup> 小池正直「臺灣に於ける衛生的視察」『臺灣慣習記事』第一卷第十二号、台湾慣習研究会、1901(明治34)年、66頁。

<sup>25</sup> 「本島人の惡習慣に就て」『臺灣慣習記事』第三卷第九号、台湾慣習研究会、1903(明治36)年、92-93頁。

<sup>26</sup> 「本島人の惡習慣に就て」『臺灣慣習記事』第三卷第九号、台湾慣習研究会、1903(明治36)年、92頁。

墓地及埋葬取締ニ關シテハ左ノ条件ヲ標準トシ土地民情ヲ參酌シ適宜取締法を設クヘシ

墓地及埋葬取締標準

一從來ノ墓地ハ區域ヲ定メ之ヲ許可スルコト

但衛生上不適當ト認ムルモノハ其一部又ハ全部ノ廢墓地ヲ命スルコトヲ得

二墓地又ハ火葬場ヲ新設セントスル者アルトキハ地方廳ニ於テ許可スルコト

三死者アリタルトキハ所轄警察官署又ハ地方廳ニ於テ指定シタル場所ニ届出シムルコト

但届書ニハ死者ノ住所氏名年齢ヲ記シ醫者ノ死亡證書ヲ添付セシムルヲ要ス其死亡證書ヲ得難キ場合ニハ成可通俗ノ病名ヲ記セシムヘシ

四改葬セントスル者ハ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ケシムルコト

五死体ハ官許ノ墓地及火葬場ニアラサレハ埋葬又ハ火葬ヲ許ササルコト<sup>27</sup>

その第一条と第二条は墓地の位置と新設の規則を定め、衛生上の問題がある墓地を廢することを命じた。しかし、「時日も數月或は十數年の久しきに涉りて吉日を待ち、柩を屋内に安置して期日の至る迄は之を移さず」<sup>28</sup>という「埋葬の時日」、つまり「停柩」のことに関して、その時点で制限がなかったため、衛生上の配慮からすると取締規則は十分なものではなかったと考えられる。

この訓令は「領臺の初にて事情の止むを得ざるものありしより、土地民情を參照して適宜の取締に委せられたる為、各廳の取締方區々に涉り居」<sup>29</sup>り、つまり各地方の県或いは庁が墓地に関する法令を設ける時の標準としたものである。しかし、「地方に依りては其取締方寬嚴區々に亘るの虞あるを以て、之が統一を期し併せて從來不備なりし點を補ひ、今回府令を以て墓地火葬場及び埋火葬取

<sup>27</sup> 「墓地及埋葬取締標準」（1896年6月12日）「明治二十九年甲種永久保存第六卷」（国史館台灣文献館『臺灣總督府檔案』、典藏號：00000061023）、130-130頁。

<sup>28</sup> 「本島人の惡習慣に就て」『臺灣慣習記事』第三卷第九号、台灣慣習研究会、1903（明治36）年、92頁。

<sup>29</sup> 「墓地及埋火葬取締」『臺灣日日新報』1904（明治37）年12月5日、二版。

締規則を定」<sup>30</sup>め、1906年2月7日総督府府令第八號「墓地火葬場及埋火葬取締規則」が発布された。そこでは、「墓地と火葬場の新設、改築、管理」、「埋、火葬、改葬又は洗骨の許可と制限」「殯殮の許可と制限」「感染病死体の取り扱い」「墳穴の深さ」などに関する規定が定められた。以下、先述した衛生上有害の項目に関する条目を抜書きしておく。

#### 府令第八號

墓地火葬場及埋火葬取締規則左ノ通相定ム

第九條 埋、火葬、改葬又ハ洗骨ヲ為サムトスルトキハ管轄廳ニ願出許可證ヲ受ケ之ヲ墓地、火葬場ノ管理者又ハ營業者ニ交付スヘシ

墓地、火葬場ノ管理者又ハ營業者ハ前項ノ許可證ヲ受領スルニアラサレハ埋、火葬、改葬又ハ洗骨ヲ為サシムルコトヲ得ス

埋、火葬ハ死後二十四時間ヲ經過シタルモノニアラサレハ之ヲ許可セス但シ傳染病ノ死體ハ此ノ限ニアラス

洗骨ハ埋葬後三箇年ヲ經過シタルモノニアラサレハ之ヲ許可セス

第十一條 死體ヲ殯殮セムトスルトキハ管轄廳ニ願出許可ヲ受クヘシ傳染病ノ死體ハ殯殮スルヲ許サス

廳長ハ殯殮中其ノ方法宜シキヲ得ス衛生上有害ナリト認メタルトキハ之カ改良ヲ命スルコトヲ得

第十四條 傳染病死體ハ管轄廳ノ指定シタル墓地ニアラサレハ埋葬スルコトヲ得ス

第十五條 墳穴ノ深サハ棺ノ頂面ト地盤面トノ間隔二尺以上ヲ有セシムヘシ但シ火葬遺骨ヲ埋ムル場合ハ此ノ限ニアラス<sup>31</sup>

まず、「臺灣に於ける衛生的視察」に説いた「淺く埋め」る葬法は、第十五条によって埋葬の深さを二尺以上と制定した。「百斯篤（ペスト）傳染病者等の屍

<sup>30</sup> 「埋火葬取締規則」『臺灣日日新報』1906（明治39）年2月7日、二版。

<sup>31</sup> 「墓地火葬場及埋火葬取締規則」（1906年02月07日）「臺灣總督府府報第千九百六號」『臺灣總督府府（官）報』国史館台湾文献館、典藏號：0071011906a001、18-19頁。

體」の取り扱いについても、第九条や第十一条、第十四条で埋葬の時間と位置を規定して殯殮を禁止した。また、「本島人の惡習慣に就て」が議論した「埋葬の時日」 = 「殯殮」も第十一条で定められた。

また、洗骨・改葬にも許可願出を必須とされる。『臺灣衛生概要』によってそれは「洗骨トハ埋葬死體力腐朽セル時ヲ待ツテ發掘シ骨ヲ洗フテ之ヲ骨堂ニ納メ又ハ改葬スル」という認識を持ちながら、「衛生上風俗上公干渉ヲ加フルノ要アル習慣」<sup>32</sup>と認められるのである。それに対して、洗骨（=拾骨）に文化的な面から肯定する言説もある。

此の時に、死骨に対する猶ほ生ける面影を見る如く、嬢嬌の哭聲、其の哀慕の情を叙して己まざるもの、また人をして一掬同情の涙なきを得ざらしむ、（中略）異む勿れ、四千年前の古代、エジプチアンが、マミイの俗を存せしことを、苟も靈魂不死の宗教的思想にして、（闕漏）に一圏の厚さを加へて發達せる人類に在りては、自然の結果として生命の復歸を信ずるは、其の常にして、隨つて肉體若くは枯骨の保存を必要とするに至るも免れざるべし、臺灣の拾骨は、亦確かに此の思想の代表なり<sup>33</sup>。

獨逍遙（伊能嘉矩）は洗骨をする時の様子を觀察して以上のように説いている。遺骨に対しても哀情を露呈する洗骨の場面から、この習俗は正に「靈魂不死」という古来の思想を示すものと認められ、それに対してポジティブな評価をしている。

一方、火葬については、「本島では火葬する事を非常に忌む、傳染病其他の事故で官衙が強制する場合でなければ、滅多に火葬に附せ」<sup>34</sup>ないというように、当時の台湾では土葬が主な葬法だったのである。胎中千鶴によると、当時「火葬による処理が衛生的とされているとはいえ、性急な措置は住民の反発を招き密葬を増加させる。それではかえって衛生面で逆効果であると当局は判断し、土葬

<sup>32</sup> 『臺灣衛生概要』台湾医学会、1913（大正2）年、298-299頁。

<sup>33</sup> 獨逍遙（伊能嘉矩）「四季をりをり：掃墓と拾骨」『臺灣慣習記事』第一卷第六号、台湾慣習研究会、1901（明治34）年、73-74頁。

<sup>34</sup> 「本島人の葬儀（下）」『臺灣日日新報』1910（明治43）年5月24日、五版。

を許可」<sup>35</sup>した。それ故に、「日本人（統治者）＝火葬＝衛生的」「台灣人（被統治者）＝土葬＝不潔」という支配者である日本人の価値観に基づく言説が形成されるようになった。死体処理方法をめぐって統治者側は火葬、被統治者側は土葬という明確な線引きがなされたが、当時は日本内地でも必ずしも火葬は一般的ではなかったし、一方の台湾では停柩や土葬に対して「不潔」という観念はなかったと指摘されている<sup>36</sup>。そのため、府令第八号には本島人の葬法が特に火葬を強制に執行されないのである。翻って、内地人の火葬について、『臺灣慣習記事』の記事「公園と墓地」にも言及している。

（我邦人は）墓地に向っても亦其の注意甚だ疏漏なるが如し、即ち墓地修飾の不行届は勿論、不幸茲土に於て逝くものあれば、其の多くは之を火葬に付し、北邙一片の煙となし、白骨舍利となしたる上、之を小包郵便もて本國に送附するを常とし、而して其の葬儀は唯一遍の形式たるに止む、吾人は必ずしも火葬を不可とせず、荼毘の煙となずを咎めず、然れども斯の如きは左らぬだに茲土に對する愛著心乏しき我邦人をして益々茲土との關係を疎遠ならしめ、臺灣を以て我邦人の新郷土たらしむる事、其の竟に空望に歸せんことを憂へずんばあらず、墓地修飾の舉らざる所以（後略）<sup>37</sup>。

当時において在台内地人が死亡したら、その死体を日本へ搬送するために火葬に付すのは一般的である。しかし、これは台湾に対する愛着の養成を妨げると考えられ、却って土葬を呼び掛けていた。また、最初に火葬場の設置は台湾に来た日本人のためであり、その使用者も日本人だけであることを記している。

渡臺内地人の増加に伴ひ、新に内地人墓地及火葬場を設置したるも（中略）  
(改葬と殯殮とは) 共に衛生上風俗上公干渉を加ふるの要ある習慣なるにより、出願許可を受くべきものとし、又傳染病の死體は殯殮を許さざること

<sup>35</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、75頁。

<sup>36</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、81頁。

<sup>37</sup> 小松孤松「公園と墓地」『臺灣慣習記事』第五卷第十号、台湾慣習研究会、1905（明治38）年、28頁。

とせり、而して火葬は本島人間に全く行はれず、唯内地人之を利用して其骨を故國に埋むるのみ<sup>38</sup>。



当時に火葬を付すのは、日本人が遺体搬送の便を図ったものであり、衛生のためではなかった。これに対して、台灣人において伝染病の防止が殆どであり、衛生上の配慮でなければ、火葬を強制するにも至らなかつただろう。

このように、『臺灣慣習記事』で葬儀に関する改善の意見が見られ、その大抵は衛生上の配慮により提出されたものである。それらの提言に応じて対応策の総督府府令第八号ができた。それは「凡て衛生上より有害ならざる方法を探らしむべきことに定め」<sup>39</sup>るのを述べた上で、日本領台初期において、台灣の葬祭礼俗に対して主に衛生上の問題に注目し、それを最も改善すべき項目と見なされたのである。

他方、第一巻第十号には「討債児の水葬」という記事が「死亡の胎児或いは小児を河に投じて水葬する」ことを述べている。この習俗は「流毒最深し、必ず言ふに忍びざるものあらんとす、臺紳たるもの大に注意して可なり」<sup>40</sup>と指摘して、人道に基づいて注意を喚起する。これに関しては同風会の考察で後述する。

### 第三節 旧慣調査の成果とする『臺灣私法』と『臺灣宗教調査報告書』

1901年10月25日、「臨時臺灣舊慣調査會規則（勅令第一九六号）」の発布によって、臨時台湾旧慣調査会が正式に開始された。

調査会は最初に二部に分けられ、第一部は「公私法制ニ關スル舊慣」を調査し、第二部は「農工商經濟ニ關スル舊慣」を調査する。第一部の法制に関する調査は、私法領域の全部を調査の対象として、特に財産と人事に重点が置かれ、葬祭礼俗に関する旧慣は人事に属する。また、区域によって時期を3期に分け、第一期の調査を北部台湾とし、第二期の調査を南部台湾とし、第三期の調査を中部台湾とする。1910年から1911年まで刊行された『臨時臺灣舊慣調査會第一部調査第三

<sup>38</sup> 台北府編纂『臺北廳誌』台灣日日新報社、1919（大正8）年、557-558頁。

<sup>39</sup> 「埋火葬取締規則」『臺灣日日新報』1906（明治39）年2月7日、二版。

<sup>40</sup> 『臺灣慣習記事 第十號』台灣慣習研究会、1901（明治34）年、58-59頁。

回報告書臺灣私法』(以下『臺灣私法』)は、この3期にわたる調査の結果を集成したものである<sup>41</sup>。

『臺灣私法』では、台湾の葬祭について死亡の観念・意義から葬儀、葬具の規定、葬祭の慣習などまで詳細に記録されている。なお、法制の調査は台湾の旧慣を調査すると共に「舊慣ノ淵源ニ遡リ支那古來ノ法制ヲ研究シ、更に南清一帶ニ於ケル現實的慣習ノ大體ヲ查明」<sup>42</sup>することを目的とする。ゆえに、その記録は主に古来中国葬祭の内容と慣習を説明してから、台湾の現状を述べて比較するものである。さらに、旧慣調査の実行計画において「舊慣若クハ各種族ノ間ニ行ハルル舊慣ニ付キ、統一的若クハ類別的ニ調査ノ實ヲ舉クヘキ」<sup>43</sup>とするので、閩粵族および貧富の礼俗の差異も詳しく記述されている。

『臺灣私法』に記載された台湾の葬祭礼俗を抜き出して以下に示す。

<sup>41</sup> 『臺灣私法 第一卷 上』臨時台湾旧慣調査会、1910(明治43)年、2-4頁。

<sup>42</sup> 『臺灣舊慣調査事業報告』臨時台湾旧慣調査会、1917(大正6)年、35頁。

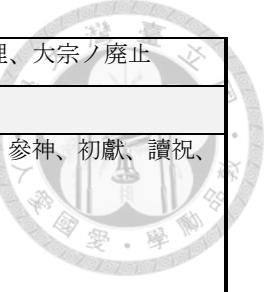
<sup>43</sup> 『臺灣舊慣調査事業報告』臨時台湾旧慣調査会、1917(大正6)年、34頁。

表1-3-1 『臺灣私法第二卷』中の台湾の葬祭儀式に関する項目

總説
死亡ニ關スル觀念
靈魂不滅ノ觀念、喪ニ關スル觀念、祭ニ關スル觀念
葬祭ニ關スル禮制（俗禮と正禮）
葬禮、葬次、葬儀、葬地、五服、除靈、祭祀
喪
喪ノ意義
死亡ノ事實、死亡ニ對シ哀悼ノ意ヲ表スル行為
葬儀
<b>初終</b> 【臨終】：搬鋪、遺言 【終死】：子女哀哭（號哭、禁忌）、初終ノ奠（過山轎、脚尾飯、魂帛紙主）、喪事ノ分擔（孝男孝女、護喪、司賓司書、贊祝）、訃告（訃書、訃音、弔奠）、治喪具、歲制時制ノ説（堅壽、壽衣、壽域、大壽）。
<b>襲斂（入斂）</b> 【襲斂ノ衣衾器具】：壽衣、斂衣、復衾、紗、絞（白布數條）、棺槨（背褥、綿衾、七星板、銘旌） 【棺制】：漆棺ノ制、棺ノ構造、棺 【襲斂】：襲斂ニ關スル日時ノ選定、沐浴（乞水）、襲（套壽衣、驗祖、辭生）、入斂、蓋棺（好命ノ人、繞棺、子孫釘）、斂奠（僧道誦經、助斂ノ人及戚友ノ勞ヲ慰ス酒筵）
<b>成服</b> 成服の時刻、成服（僧道誦經、麻燈、泣辭牌及白屏）
<b>葬</b> 【葬ノ意義】 【葬ノ種類】：火葬（火葬ノ嫌忌）、招魂葬、殉葬 【葬期及葬日】：葬期（停柩：日師ノ説、風水ノ説等）、葬日（出葬ニ禁忌ノ日：重喪日、死者又ハ孝男ノ出生年月日卜沖剋） 【葬具】：神主（位牌）、柩轎（大龍、小龍、棺罩）、亞字牌、功布、靈車（魂轎、主亭）、明器、方相（開路神） 【葬儀】：開兆（墓地選定、祀土神、開礦）、遷柩朝祖及祖奠（葬日報知、遷柩朝祖）、遺奠及發引（祭起馬、壓棺、發引：「誥封亭、點主官、方相、放路紙ノ者、亞字牌、託燈。贈物ノ馬匹旛旗輶軸、鼓亭、香亭、鼓吹、香花ノ類、小僧道。銘旌、姪輩、大壽亭。喪家ノ旛旗鼓吹。外孫、主亭。十番音樂、功布、大父母牌、孝燈。孝孫、魂轎、僧道齋公。鼓吹、會葬者、棺柩、孝男、孝婦。好命ノ人ノ轎」、謝客）、窓（準備、祭方相、祭土神、窓、點主、歸家、收灰兼謝土）
<b>凶祭</b> 【靈座靈牀ノ制】：設靈（靈座ノ制：紙製ノ影壇、亭飯亭卜云フ紙厝。紙製ノ神主、香袋）、除靈（除靈ノ日、合香、謝匍匐、卒哭） 【朝夕朔望ノ奠】：朝夕奠（叫起叫睡）、朔望奠（做旬：「弄大樓、紙製ノ金銀山廿四孝山」、做七）、薦新典 【虞（安靈）】：安靈（僧道或ハ齋公ヲ招ク）



<p>【小祥大祥及祥】：小祥（做對年、朝夕ノ哭ヲ止ム）、大祥、禫（做三年）</p> <p>【忌日奠】：免忌</p> <p>【拜掃】：清明墳墓拜掃</p> <p><b>雜項</b> 【扶喪】：扶喪ノ儀式</p> <p>【行旅死亡者】：義塚若クハ公共墓地ニ埋葬ス</p> <p>【變死者】、【刑死者】。</p>	
<p><b>喪制</b></p>	
<p><b>通制</b> 【律令ノ規定】：喪服、舉哀、作樂筵宴、婚姻籍生子、異財、薤髮</p> <p><b>庶士品官ノ喪制</b> 【孝試】、【守制】：丁憂、【給假】。</p>	
<p><b>墳墓</b></p>	
<p><b>墳墓ノ選擇</b> 【儒家ノ墓地選擇】</p> <p>【地理師（風水師）ノ墓地選擇】：龍脈（龍脈、龍腦、分龍、起龍、注龍）、山形（木山、火山、土山、金山、水山）、方位</p> <p><b>墳墓ノ營築</b> 塋域（墓山、墓手、墓庭）、守塋、墳墓ノ付属物（墓手ノ飾リ：「印頭、石筆」、后土ノ石柱）、墳墓ノ建築法（富者ノ墳墓：「墳牆、墓卓、進屏、伸手、后土ノ墳」、中家ノ墳墓：「安草餅」、貧人ノ墳墓、萬善同歸、合葬、壽域、墳墓ノ名：「大太極、小太極、進屏、交椅背、風字殼、孩兒抱、蓋頭」、墓牌ニ記スル文字）</p> <p><b>改葬</b> 【改葬ノ原因】、【改葬ノ方法】：拾骨、金斗</p> <p><b>墳墓ノ保護及管理</b> 【墳墓ノ保護及管理】：他人ノ墳墓ニ対スル罪、親族ノ墳墓ニ対スル罪 【墳墓ノ管理】</p> <p><b>死亡ノ効果</b></p>	
<p><b>祭</b></p>	
<p><b>總說</b></p>	
<p><b>祭神</b></p>	
<p><b>享祭者</b> 階級差異説、通祭四代説</p> <p><b>祔祭者</b> 品官、庶士、庶人</p> <p><b>神主</b> 【閩族ノ制】構造（富者、貧者）、題主式（神主ノ前面、題字ノ數、主祀者ノ名、題主の儀式）、改題式（臺灣ニハ改主ノ習慣ナシ）、神主ヲ作ラルゝ者ノ資格（嫁神主、香火、香袋） 【粵族ノ制】紙主又ハ木主（構造、點主、合香、神主ヲ作ラルゝ者ノ資格：香袋）、祖牌（神牌）</p>	
<p><b>祭祀者</b></p>	
<p>祭主（子孫共同）、祖公會</p>	
<p><b>祭場</b></p>	
<p><b>家廟及祖龕</b> 【家廟ノ意義】：祠堂 【家廟設立者ノ資格】：身分ヲ問ハス 【家廟ノ構造】：家廟ノ位置、家廟ノ構造 【昭穆ノ意義】、【祖龕（公媽龕）】。</p>	
<p><b>家廟（祠堂）</b> 【小宗】：小宗ノ性質、小宗ノ設立、小宗ノ財産及経費、小宗ノ管理、小宗ノ廃止</p>	



【大宗】：大宗ノ性質、大宗ノ設立、大宗ノ財産及経費、大宗ノ管理、大宗ノ廢止	
祭儀	
【時祭】：祭日（四祭）、準備（齋戒、祭事分擔、祭器牲饌、堂内陳設）、祭典（就位、參神、初獻、讀祝、亞獻、三獻、受蝦、送神及望燎）	
【時節薦新ノ禮】	
【朔望獻茶ノ禮】：祭日（忌辰＝免忌、節日）、祭典、祀業	
服制	
總説	
喪服	【喪服ノ性質】：喪制、服制
	【喪服ノ意義】：喪服（斬衰、齊衰、小功、大功、総麻）、居喪、喪期
	【喪服ノ沿革】

資料：臨時台灣旧慣調査会編『臺灣私法 第二卷 上・下』1910（明治43）年。

旧慣調査の結果は日本の台湾での施政の需要に応じるものだけでなく、内地人の台湾認識、しかも台湾人の自己認識にも役に立ったものである。1914年に出版された『臺灣』は、日本最初の植民地である台湾の過去と現状を世に紹介するための著作である。当時調査報告書類の出版物の多くは非売品であり、一般の研究者と読者に不便である故に同書が書かれた<sup>44</sup>。その第三編の台湾慣習での葬祭礼俗の内容から見れば、それは『臺灣私法』に基づいて編纂されたことが分かる。1929年に台湾風俗の改善を論ずる文章が「本島在來の風俗習慣に就いては、舊慣調査會報告書及武内氏の「臺灣」並其の他の著書に依つて、充分詳細に紹介されて居ります」<sup>45</sup>と言うのも、旧慣調査報告書は台湾風俗習慣を理解するうえで重要な参考文献であることが分かる。

加えて、1919年に刊行された『臺灣宗教調査報告書第一卷』（以下『臺灣宗教調査報告書』）は台湾の旧慣による宗教、つまり在来宗教に関する記述であり、旧慣調査の成果の一つと考えられる。日本領台当初の武装抗日が鎮圧された1902年以降、1915年に勃発した、漢族系台湾人の最後で最大の反日蜂起と言われている西来庵事件は、宗教信仰と絡んだものである。その事件の影響で、総督府は急遽「宗教調査」を行い、宗教制度の整備に着手した<sup>46</sup>。その調査の結果は

<sup>44</sup> 武内貞義『臺灣 上』台湾日日新報、1914（大正3）年、1頁。

<sup>45</sup> 陳全永「本島風習の改善に就いて」『社會事業の友』第三期、台湾社会事業協会、1929（昭和4）年1月、32頁。

<sup>46</sup> 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社、1994年、49頁と55頁。

『臺灣宗教調查報告書』である。

その第十三章の祭式祈禱では、僧道の行う「葬儀」「做功德」「做七」の儀式内容を、以下のように記述している。



表1-3-2 『臺灣宗教調查報告書』中の葬祭儀式に関する項目

葬式次第
入殮、還山、安靈、巡墳
做功德
【午夜】：發關、請神、安灶、安監齋、召魂、開懺、請祖、打地獄、過橋、做靈偈、請經、七獻、返庫、過王、擔經、謝祖、謝神。廣東人ノ做功德（前記ノ外：安阜老、十王比勘、拜藥師、燃丁、薦送等）
【一天】：發表、請佛、豎旛、安灶、安監齋、引魂、開懺（拜懺）、金剛對券、放赦、獻供、普施、還庫、過王、謝壇
【二天】：（前記「一天」ノ外）開梁皇、南北供、拜香山、拜血盆經
【三天】：（前記「一天」「二天」ノ外）金山拜科偈、拜龍華經、拜大藥師經、放生物 主人又ハ女ノ望ニヨリ：弄樓（打鐃鉦花）、裝觀音
做七
【頭七】：薦七（請靈）、祭王官（秦廣明王）
【二七】：「頭七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：楚江明王）
【三七】：薦七、祭王官（宋帝明王）、做功德又ハ過王（過王：「請佛、引魂、安位、拜懺、七獻、過王解結、謝神、薦七」、做功德）
【四七】：「頭七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：五官明王）
【五七】：「三七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：閻羅明王）
【六七】：「頭七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：卡城明王）
【滿七】：「三七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：泰山明王）
【百日】：「頭七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：平等明王）
【小祥】：「三七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：都市明王）
【大祥（三年）】：「三七」ノ記事ニ同ジ（祭王官：轉輪明王）

資料：丸井圭治郎『臺灣宗教調查報告書 第一卷』台湾総督府、1919（大正8）年（台北：捷幼出版社、2006）

「做功德」や「做七」などの礼俗は今でも重要な台湾伝統的な葬祭儀式とされ、そして儀式は主に本島の僧侶と道士によって実行される。そこから、僧道は台湾の葬祭儀礼において重要な役割を果たしていると言える。また、『臺灣私法』で

は僧道に関する儀式に若干触れているが、それは比較的簡略なものである。『臺灣宗教調査報告書』はその不足なところを補述したものであると考えられる。

1918年、日本の台湾統治政策は「内地延長主義」に転換され、日本との同化を提唱し始めた。それにより、旧慣調査によって台湾立法の基礎を作り、さらに台湾の法律を制定する、その旧慣調査を実施する最初の意図は成功の一歩手前で失敗してしまった<sup>47</sup>。しかし、旧慣調査の成果である『臺灣私法』と『臺灣宗教調査報告書』は、当時台湾の葬祭礼俗を詳しく記載しており、貴重な記録を残してくれている。

### おわりに

日本統治初期において、植民経験のない日本は初の植民地である台湾に対する統治の準備が殆どなかったと言える。1898年、第四代総督兒玉源太郎と民政長官の後藤新平の就任によって、台湾の特殊統治主義が確立すると共に、旧慣立法の目標が提出されて旧慣調査が始まった。この時期において、政策の参考として台湾旧慣風俗を調査して記録した。その資料で、統治最初期の葬祭礼俗の様子を窺えるのである。旧慣調査の実行に従い、葬祭旧慣を記録すると共に、伝染病の予防という衛生の考量で葬祭改良の意見も提出された。それらの意見に基づいて、1906年に総督府府令第八号「墓地火葬場及埋火葬取締規則」が発布された。そして、旧慣調査と1915年から実行された宗教調査をもとに、調査報告書の『臺灣私法』と『臺灣宗教調査報告書』がまとめられた。それによって当時の台湾における葬祭礼俗の仔細を確認することができる。

このように、統治初期において台湾の葬祭礼俗に関して、施政の需要に応じて衛生の有害がある項目に改正の法令を制定する外に、調査の記述は儀式の内容や順序、意義などの記録を主としており、否定的意見と批判があったものの、強制的な改善がなかったのである。

<sup>47</sup> 春山明哲「明治憲法体制と台湾統治——原敬と後藤新平の植民地政治思想——」『近代日本と台湾—霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店、2008年、285頁。



## 第二章 社会教育及び社会運動における葬祭改良（1914 - 1931）



### はじめに

1919年、文官総督の就任によって台湾の統治は「内地延長主義」時期に入った。この時期において、日本統治初期と違って台湾の風俗改良が盛んに行われ、伝統的な葬祭旧慣も改良対象の一つである。日本への同化に努める同風会と、台湾文化の向上に努力しつつ日本の同化を抵抗する台湾新文化運動と、この2つの対立する組織であるが、台湾葬祭旧慣に対してそれぞれの改良が行われていた。

本章では、日本植民政策下の社会教育に属する同風会と、台湾人の自発的に展開する社会運動である台湾新文化運動を中心に、それらの葬祭礼俗改良を考察する。そして、1910年代中期から1930年代初期まで葬祭礼俗の変容を明らかにする。

### 第一節 同風会における葬祭改良

1910年代中期に、風俗改良会、同風会、敦風会など各種の社会教化団体が組織され、風俗改良と国語普及を提唱した。風俗改良の一つである葬祭礼俗の改良が社会教化の対象に含まれ、統治後期に至っても変わらなかった。

1916年、ヨーロッパで第一次世界大戦が勃発され、その影響もあって日本では社会事業における在来施設の改善や新事業の発展を展開し始めた。台湾総督府においてもこの趨勢に鑑み、また1918年原敬内閣の成立による政策転換及び内地延長主義の実施の影響を受けて、1921年8月に社会事業振興に関する依命通達を発し、台湾社会事業制度の政策方向を正式に発表した<sup>1</sup>。杵淵義房の整理によると、社会事業をその本質によって大別して、社会行政、聯絡研究、獎励助成、救護、經濟保護、児童保護及び社会教化の7類となった。さらに「社会教化」というのは「社會事業の部門に屬する教化事業」<sup>2</sup>であり、方面委員や保甲制度、

<sup>1</sup> 杵淵義房『臺灣社會事業史』徳友会、1940（昭和15）年、1130頁。劉晏齊「日治中期臺灣的社會事業（1921-1938）」『臺灣史研究』第27卷第2期、中央研究院台湾史研究所、2020年、58頁。

<sup>2</sup> 杵淵義房『臺灣社會事業史』徳友会、1940（昭和15）年、1212頁。

禁酒、禁煙、阿片吸食禁止、聘金制度矯正、葬祭制度矯正、其他習俗矯正などの事業が含まれる<sup>3</sup>。

「社会教育」<sup>4</sup>については、中越榮二の整理によってその定義を以下に示しておく。

社會教育とは、社會を構成する一般民衆をして必要なる教育を授けて、其の能力を涵養するものである。（中略）唯社會教育に於ては、社會の構成員に對して教育を施す事を主眼としてゐるのであるから、勢ひその大部分の仕事は成人、青壯年を對象とする場合が多いである<sup>5</sup>。

また、中越は社会教育の目的についてこのように述べる。

社會教育は時としては家庭、學校の教育と平行して補助的の役目をすることもあり、時としては幼時適當な學校教育を受け得なかつたものに對して、代用的に役目をなすこともある。（中略）但し原則として義務教育終了者に對して、職業生活と並行して施され、學校生活を離れて後も終生修養工向上の途を與へることを目的とするものである<sup>6</sup>。

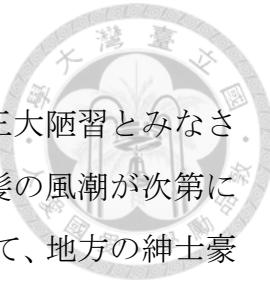
風俗改良に関するることは学校教育では特に触れることがなく、社会教育で民衆一般に対してそれを宣伝して推進するのが普通である。本節では、1910年代中期から1930年代初期まで活発に社会教化活動を展開させていた同風会を中心に、その葬祭礼俗の改良状況を考察する。

<sup>3</sup> 杵淵義房『臺灣社會事業史』徳友会、1940（昭和15）年、1119頁。

<sup>4</sup> 「社会教育」という語については、上杉孝實によると、明治から大正にかけて、「社会教育」に近い官庁用語としては「通俗教育」がよく用いられたが、1921年には文部省も「社会教育」を公用語として採用するようになった。また、社会のなかでの影響を意味した「社会教化」も、社会教育と重ねて考えられていた、と説明した。ジャパンナレッジ『日本大百科全書』の「社会教育」の項目を参照。（2021年1月28日最終アクセス、ジャパンナレッジ <https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000111147>）

<sup>5</sup> 中越榮二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936（昭和11）年、1頁。

<sup>6</sup> 中越榮二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936（昭和11）年、2頁。



## 一、統治政策と同風会の発展

台湾統治初期において、阿片吸引、弁髪、纏足は台灣社会の三大陋習とみなされ、1910年代初期には社会教育政策の対象となり、解纏足断髪の風潮が次第に盛り上がってきていた。各府長は次々にそうした情勢を利用して、地方の紳士豪商名士、参事、区長、保正、甲長ら地方リーダーに対して、表に立って風俗改良会、同風会、敦風会、矯風会などいわゆる「社会教化団体」を提唱組織するよう勧め、情勢を煽り立てていた。その目的は徳教の振興、台日の融合、風俗の改革、日本語の普及などによって台湾人の同化を促進することにあった。

特に1915年、総督府は保甲制度を利用して全面的に解纏足断髪を勧行しつつ、台湾各地の社会リーダー階層に対して、「始政二十周年記念事業」として、風俗改良会や国語普及会を組織することを推奨している<sup>7</sup>。要するに、それらの教化団体はそれぞれの名称があるが、その性質はほぼ一致していて、概ね風俗の改良と国語の普及の2種類に分けられ、社会文化的変遷を促進したものである。

一方、同風会の設立は台湾同化会による影響もあった。1914年12月20日、台湾同化会は板垣退助の提唱によって設立された。板垣退助は台湾統治急務とする同化を目的として、「先づ交際の機關を要す、是れ本會を設立する所以」<sup>8</sup>と述べた。また、同化を達成するために「臺灣同化會定款」では「風俗改良」と「精神修養」の方面に努力しようとする示している。

第三條 本會ハ内地人臺灣人（官民ヲ問ハズ）ヲ以テ組織シ、互ニ親睦交際ヲ厚フシ、渾然同化ヲ計リ、以テ一視同仁ノ皇猷ニ應へ奉ルヲ目的トス

第四條 前條ノ目的ヲ達センカ爲メ、漸次風俗改良並ニ精神修養、其他集會清遊ニ適スル設備ヲ爲スモノトス<sup>9</sup>

ところが、台湾同化会は総督府に「公安ヲ害スルモノ」<sup>10</sup>と認められ、1915年2

<sup>7</sup> 吳文星『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』財団法人交流協会、2010年、442頁。

<sup>8</sup> 『臺灣同化會定款 附趣意書及勸募書』台灣省通志館、1914（大正3）年。

<sup>9</sup> 『臺灣同化會定款 附趣意書及勸募書』台灣省通志館、1914（大正3）年。

<sup>10</sup> 「臺灣同化會ニ解散ヲ命ズ」台灣總督府資料編纂会、1915（大正4）年。

月 26 日に解散させられた。僅か 2 ヶ月くらい存続していた台湾同化会であるが、同風会の設立に多くの影響を与えた。



併しこれ（臺灣同化會）が影響として、全島各地に社會教化團體の設立を促進し、地方の廳長の指導も宜しきを得て、比較的順調の發達を遂げる事となつた。即ち大正三年十二月二十九日、桃園廳下三角湧の區長黃純青の主唱で、同風會が設立され、埔子の區長簡朗山の主唱で、家長會が設立された。（中略）（宜蘭廳敦風會、基隆廳敦俗會、嘉義廳同風會、新竹廳矯風會の）何れも前同様内臺融合、風俗の改良、國語普及等に努力した<sup>11</sup>。

まず、桃園廳下の樹林同風會と埔子家長會は台灣同化会の影響で設立されたものである。『臺灣日日新報』も、「（樹林同風會舉會式）當此板垣老伯渡臺提倡同化會之日、而有是舉。同風會雖小、亦可謂遙々響應矣」<sup>12</sup>と記している。また、宜蘭敦風會、基隆敦俗會、嘉義同風會などの実行項目は台灣同化会と同様に内台融合、風俗改良に努めることが明言された。

それらの社会教化団体は、1910 年代から 1930 年代の台灣教化要綱とする「台灣教化団体聯合會」の設立に至るまで、「同化」の旗を掲げて日本生活慣習に倣う教化改革を行った。また、各地の風俗改良会及び同風會が官庁の支持によって設立されたが、従来旧慣尊重の政策の下で統治者側が放任主義を採り、また相応な政策を講じることができなかつたために、その成果は同時期の國語普及会のそれと比べ物にならなかつたのである<sup>13</sup>。

1920 年 8 月、当時の台灣総督・田健治郎は同風會に対する意見を以下のように記している。

同風會のやうなものは折角の基礎も出來。その緒にも就いたのだから餘り

<sup>11</sup> 『臺灣教育沿革誌』台灣教育会、1939（昭和 14）年、1018-1019 頁。また、新聞によると、樹林同風會の設立は十一月二十九日とすべきである。

<sup>12</sup> 「樹林同風會内規」『臺灣日日新報』、1914（大正 3）年、三版。

<sup>13</sup> 林麗卿「日治時期台灣的社教團體與社會變革—以台北州「同風會」為例」国立中興大学歴史学系碩士論文、1997 年、13-14 頁。

干渉してはならぬと思ふ、何しろ自發的に出來た性質のものなのだから同化の上に亦貢獻する所があらうし、阿片吸食禁止の如きは法令で命令するよりも反つて同風會員相互の自覺乃至道德心に訴へて自發的にやつた方がその實を擧げる上に効果がある<sup>14</sup>。



同風会は同化に役に立つて総督府側の支持を得たものの、その創立や活動は自發的になされていた。また、統治者は同風会の活動に対して干渉せず、それを放置することまで明言したのである。

1918年9月原敬内閣が成立した。原敬は植民地統治政策について、欧米諸国 の植民地をモデルとした台湾、朝鮮の現行制度は根本的に誤りであり、「全く内地人民を統治すると同主義同方針に依るを以て根本政策を定め」て「漸を以て進の方針」、即ち「内地延長方針」を探るべきだと主張し、明確な方向転換を図った<sup>15</sup>。また、同化が必要とされたのは、辛亥革命が勃発したこともあって、台湾社会が中国の新しい思想から影響を受けにくくするために行われたものであると考えられる<sup>16</sup>。さらに、日本の大正デモクラシーや世界民族自決思潮の高まり、そして朝鮮の三一独立運動などの影響があって、1919年に「臺灣總督府官制」第二条が修正され、台湾総督府を武官と限る規定が撤廃された。同年10月に初の文官である田健治郎が総督に就任し、同化主義に基づいて台湾統治に臨んだ。しかし、「二〇年代において台湾で唱えられた「同化論」も、概して民族的なもの の破壊を目指したものではなく、極めて温和であった」<sup>17</sup>と近藤正己が指摘したように、当時日本統治者の同風会への態度からもその一端を垣間見ることができる。

当時の総督府も地方廳も、同風會に對する方針は實に不徹底を極めたるも

<sup>14</sup> 「保甲制度は存續する 七星山公園＝知事問題＝保甲制度＝同風會＝共婚問題 田總督感想の斷片」『臺灣日日新報』1920（大正9）年8月25日、七版。

<sup>15</sup> 春山明哲「明治憲法体制と台湾統治——原敬と後藤新平の植民地政治思想——」『近代日本と台湾——霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店、2008年、237頁。

<sup>16</sup> 野口真広「官僚支配と台湾経営の展開」『台湾総督府の統治政策と台湾人一包摂・適応・自主の観点からの再考一』〔早稲田大学モノグラフ68〕早稲田大学出版部、2012年、84頁。

<sup>17</sup> 近藤正己『総力戦と台湾 日本植民地崩壊の研究』刀水書房、1996年、166頁。



ので、何等確乎たる見解も方針もなく、脆くも同化の美名に壓倒され、苟も之に反対したならば、母國からは壓迫政治の惡名を冠ぶせられ、臺灣人に對しては其の感情を害するであらうと、無責任にも觸らぬ神に崇なしの態度を執つたかの如くに見えた<sup>18</sup>。

この記述によって、なぜ総督府が同化政策を主張しているものの、田健治郎が同風会に干渉しない姿勢をとったのか、そのことが理解できるだろう。

ところで、1923年11月、就任したばかりの内田嘉吉総督は地方官長会議において「社会教育」を重視する必要を説いた。

教育は單に學校の欄内に於てのみ行はるべきものではありません。特に本島の如き事情ある地に於ては學校を中心として、汎く其の感化を社會全般的に及ぼすべきは勿論、更に進んで廣義の社會教育即ち各種の社會事業の施設に心を留め、力を致す必要があります<sup>19</sup>。

その影響を受けたか、また「内地に於ける社會教化事業の影響を受け、内容をそれぞれの目的に向かって分割する必要を認めた」<sup>20</sup>ゆえ、1925年6月17日に台北州は訓令第十八号を発布して台北州聯合同風会の準則を定めた。

局ニ當ル者深ク意ヲ此ニ致シ、別ニ示ス所ノ準則ニ據リ、更ニ地方ノ情況ニ應シ緩急宜シキニ從ヒ、漸次適當ナル改善ヲ圖リ、官公署學校ハ互ニ連絡ヲ圖リ相提携シテ、同風會ノ助成ニ努メ有終ノ美ヲ濟サシメムルコトヲ期スヘシ<sup>21</sup>。

訓令の最後に、「官公署學校ハ互ニ連絡ヲ圖リ相提携シテ」と官署との協力を

<sup>18</sup> 柴田廉『臺灣同化策論』晃文館、1923（大正12）年、10-11頁。

<sup>19</sup> 「内田總督の訓示 一日の地方長官會議席上」『臺灣日日新報』1923（大正12）年11月2日、二版。

<sup>20</sup> 『臺灣教育沿革誌』台灣教育会、1939（昭和14）年、1025頁。

<sup>21</sup> 『臺灣教育沿革誌』台灣教育会、1939（昭和14）年、1026頁。

明示した。林麗卿の研究によると、1920 年台北府聯合同風会を設立して台北府長を同風会長とした際に、同風会はすでに政令の宣伝機関になった。そして、1925 年の訓令の発布によって、同風会が政令の宣伝を積極的に支援することのみならず、さらに政令の履行を会員に要求したのである<sup>22</sup>。

昭和三年十一月十一日、教育振興に關する御沙汰書を賜ひ、「篤ク教化ヲ敷キ以テ人心の歸趨ヲ正シク」と宣せ給ふや、當局は世局の重大なるに鑑み、官民協力教化總動員を計畫し、苟も教化に關係ある全國の諸機關は、悉く之を統制し教化聯合會を設立、全國一致有機的活動をなす事となつた<sup>23</sup>。

1928 年に教育振興に關する天皇の詔書が発布されることによって、台灣總督府は官民協力教化總督員を計畫して從來の社會教化機關を統一し、さらに台灣社會教化協議会を開催して台灣社會教化の基本方針「臺灣社會教化要綱」を制定した。故に、台北州は 1931 年 12 月 28 日に同風会を廃止して、部落教化の連絡統一機關である台北州教化聯合會を設立した。台中州の社會教化団体である向陽會もその影響を受けて解散し、1933 年 3 月 26 日に台中州教化連盟を設立した。高雄州に関しては、翌年の 5 月 25 日に高雄州教化聯合會を設立した<sup>24</sup>。このように、1910 年代中期から自發的に始まりそれぞれ發展してきた各地の同風会であるが、だんだん官署に近いものになって、そしてここで終末を迎えたのである。

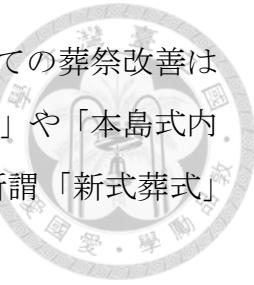
## 二、各地同風会の葬祭改良狀況

1910 年代から勃興していた同風会のような台灣旧慣の改善と内地の同化を目的とする運動が、台灣統治初期において既に存在していた。例えば、1903 年宜蘭に同風会、1914 年台中に風俗改良会が設立され、何れも冠婚葬祭などの風俗

<sup>22</sup> 林麗卿「日治時期台灣的社教團體與社會變革—以台北州「同風會」為例」國立中興大學歷史學系碩士論文、1997 年、27 頁。

<sup>23</sup> 『臺灣教育沿革誌』台灣教育會、1939（昭和 14）年、1028 頁。

<sup>24</sup> 『臺灣教育沿革誌』台灣教育會、1939（昭和 14）年、1028-1036 頁。



の矯正を目的としたものである<sup>25</sup>。1900 年代には、民間においての葬祭改善は具体的な成果が殆ど見られなかつたが、1910 年代に至り、「内地式」や「本島式内地式の折衷」、「新旧折衷の模範的葬儀」、更に「神式」などの所謂「新式葬式」が次第に現れ、各種な葬儀改良の呼び掛けが始まった。

前述のように、風俗の改良と国語の普及は同風会の主な目的であり、風俗の改良には、冠婚葬祭の改善が主要な項目とされている。新式葬儀の出現と葬儀改良の呼び掛けは、たいてい同風会などの社会教化団体と繋がっている。以下、同風会の葬祭改良を中心に、各同風会葬祭改良の活躍を年代順に地方に分けて、1914 年から 1931 年までの葬祭改良の状況を考察する。

### (一) 三角湧同風会

1914 年 11 月 29 日、桃園庁下の三角湧支庁管内の樹林に同風会が台湾同化会の影響で設立され、台北同風会の嚆矢となつた。その目的は、①風教の革新、②陋習の矯正、③迷信の打破、④貯金の奨励、⑤公共慈善の鼓吹、そして⑥模範人物の表彰と 6 つにある<sup>26</sup>が、1916 年にそれを風俗の革新、国語練習、陋習矯正、迷信打破の 4 つに改め、新たに国語の練習が加えられた<sup>27</sup>。

1916 年 10 月 26 日、同支庁下に三角湧同風会も組織された。葬儀の旧慣に対して、矯正の必要がある点が多いが、その中で最も改善すべきなのは「幼児の埋葬」である。

本島の習慣としては幼少の子供が死亡した場合は、棺に入れず埋葬するが爲に、往々犬に掘り出され荒郊に暴露されることが少なくない、これは人道を無視し且つ衛生上にも有害で極く悪い習慣であるから、簡単な木の箱を作り此の中に入れて共同墓地の規則を遵守する様に実施したが、成績は非常に良好である。其の他の葬式や佛事などに關する本島人の惡風は漸次改善されて行かれる<sup>28</sup>。

<sup>25</sup> 『臺灣教育沿革誌』台灣教育会、1939（昭和 14）年、1018 頁。

<sup>26</sup> 「樹林同風會」『臺灣日日新報』1914（大正 3）年 11 月 23 日、五版。

<sup>27</sup> 「同風會の組織 同化の第一歩」『臺灣日日新報』1916（大正 5）年 10 月 21 日、七版。

<sup>28</sup> 「陋習漸く革る（上）三角湧同風會の事業」『臺灣日日新報』1917（大正 6）年 12 月 21 日、



また、幼少の子供が死亡することに関して、「本島人慣習、以小孩夭折、誤騙父母、恒草々爲之掩埋。内地人則反是、以爲此子從來、不知如何發達不幸早殤、喪葬必從豐（本島人の慣習に於て、子供が夭折するのは父母を騙すことと誤解される故に、それをぞんざいに埋葬する。翻って、内地人は夭折する子供を成長する方法の知らない子として、その葬儀を必ず盛大に行う）」<sup>29</sup>と記されるように、夭折した子供が不孝と視されることもあって葬儀を行わない、しかも棺にも入れないまま埋葬する慣習がある。それを人道の違反と衛生上に有害とされるため、せめて「簡単な木の箱」を作つてその中に入れてから、共同墓地の規則に従つて埋葬するように改善を促進した。その成果について「非常に良好」と記している。また、葬式についても改善しつつあると述べているが、具体的な内容が見られない。

## （二）宜蘭敦風会

宜蘭敦風会が 1914 年 12 月に創立され、その目的は風教の維持と風俗の改善にある<sup>30</sup>。1917 年 6 月 17 日発会式が行われ、同会の実行する項目を協定し、その中の葬祭の改善に関する項目は以下のように示されている。

- 六、墓祭之時、受冥資之投贈者、亦僅達以糕餅、不用請客。
- 八、會葬之際、對會葬者、給以新式喪章、廢止頭白、並不要請客。  
以外對轎夫、鼓吹班持輓軸者、給以頭白料食費等。
- 九、親戚友朋來祭之轎班、鼓吹班、擔牲禮者、亦僅給以頭白料食費等。
- 十、佛式禁止北樂、打地樂曾二娘等之最不經者<sup>31</sup>。

上記を 4 点に整理しておく。（一）葬祭において行われた喪宴を廃止し、その代わりに、「糕餅」のお菓子と食料費を贈ること。（二）死者の親族が頭につける白

---

四版。

<sup>29</sup> 「小孩葬儀」『臺灣日日新報』1914（大正 3）年 7 月 1 日、六版。

<sup>30</sup> 『臺灣教育沿革誌』台湾教育会、1939（昭和 14）年、1019 頁。

<sup>31</sup> 「宜蘭敦風會」『臺灣日日新報』1917（大正 6）年 6 月 20 日、六版。

い布の「頭白（＝頭帛）」を廃して新式の喪章をつけること。（三）台灣伝統的な樂器演奏を禁止すること。（四）「曾二娘」などの「做功德」を禁止すること。

同年に、宜蘭敦風会評議員の李紹宗の岳母である郭玉娘が逝去して、改良の葬式が実行された。

葬式參酌各地改良會、掲載條項、及現在敦風會則擬定新章。禁用大吹鼓陣、南北管什排○（判讀不能）、大鑼鼓隊。竝嚴禁前清銜頭儀伏、及分發頭帛喪宴、裝觀音、弄大士諸陋習。當此習俗奢糜、不知體制。能如此實足資觀感<sup>32</sup>。

その葬式が、宜蘭敦風会の会則及び各地方の改良会の掲載した条目を参照して改良を行った。まず、「禁用大吹鼓陣、南北管什排○、大鑼鼓隊（大吹鼓陣及び南北管、大鑼鼓隊の禁止）」は上記（三）に相当する。次に、「發頭帛喪宴（頭帛の配り・喪宴）」を厳しく禁止するのは（一）と（二）に当たる。そして、「裝觀音、弄大士」は上述の「曾二娘」と同様に「做功德」の項目の一つであり、即ち（四）のことである。それらの慣習は「奢糜（奢侈華美のこと）」と考えられ、その改良で「能如此實足資觀感（台灣葬儀が周りの人与える感覚はよくなつた）」のである。注意すべきは、その「周りの人」は恐らく日本人を指すことだろう。当時において、台灣の葬儀は虚礼が多いという意見が指摘される。

一般社會の葬儀に對する態度の誠意を缺く事はれ、葬儀の人生最後の禮たるに於て、飽迄も誠意誠心を以て之に對せざる可らざるに、往往にして此根本を忘却して徒らに虛禮に走るは、寧ろ死者に對する侮辱にして、同時に自己の愚を白狀するの措置たり、内地に於いても近時一般此傾向なきに非ざるも、新領土に於ては殊に此惡傾向あるを見る、情に於て多少諒とすべきものなきに非ざるも、事の社會風教と關係ありに於て、吾人は切に之が猛省を促さざる能はず<sup>33</sup>。

<sup>32</sup> 「實行改良葬儀」『臺灣日日新報』1917（大正6）12年月20日、六版。

<sup>33</sup> 「日日小筆」『臺灣日日新報』1919（大正8）年2月22日、三版。

葬儀の虚礼は誠意を欠くことで死者に対する侮辱と認め、台湾においてこの傾向が見えて社会風教に悪く影響する恐れがある故に、改善を促さなければいけないという。しかも、葬儀の音楽や行列などに対して、それが賑やか過ぎて葬儀の哀傷に合わないと考え、それを改善すべきという意見も見られる。要するに、宜蘭敦風会においての葬儀改善は、その目的が(一)のような葬儀の節約、(三)と(四)のような葬儀の哀傷に相応しくない、あるいは虚礼とされる項目の廃止、そして(二)のような台湾葬儀の旧慣を日本式に変える「同化」にあると考えられる。

### (三) 嘉義同風会

1914年嘉義庁において同風会を設立し、斷髪と解纏足を主として活動を進め、1918年に国語奨励会を設立して国語の普及を努めていたが<sup>34</sup>、檳榔樹の果実を噛むことや葬儀などの「弊風惡俗の改良」にも力を注いでいた。その葬儀の改善事項は以下のようである。

又葬事に關しては、舊來の縛禮を省き、或は路祭を廢し、或は跪禮に換ふるに拈香首肯の禮を以てし、或は司公を廢し又は喪服の改良、金銀紙焼却を省くこと、殊更に號泣する等の事は大凡葬事に實行せざるに至り。去る二十日廳參事莊伯容氏の如きは、全く舊慣を打破して葬儀を内地式に行ひ、凡て内地人僧侶に祭事を委したる如き卑近なる一例なるも、一端を見るべし<sup>35</sup>。

列挙された項目は7つあり、それらを少し整理して以下のように示す。(一)縛礼を省略する。(二)路祭を廃する。(三)跪禮の代わりに拈香と首肯の礼をする。(四)司公(=道士)に祭事を委ねない。(五)喪服の改良。(六)金銀紙焼却を省く。(七)号泣(=慟哭)を廃する。(一)の詳しい項目と(五)の改良内容が明記されていない。また、記事において嘉義庁參事莊伯容の母親の葬儀を改善の例として挙げ、内地人僧侶に葬儀を委ねて内地式で行い、旧慣を打破したという。それについて少し詳しく見ておこう。

<sup>34</sup> 『臺灣教育沿革誌』台湾教育会、1939（昭和14）年、1033頁。

<sup>35</sup> 「嘉義改俗狀況」『臺灣日日新報』1917（大正6）年9月22日、三版。

1917年4月9日、莊伯容の母親が逝去した。その葬儀において旧慣の改善を実行し、更に内地式の神式を以って行うことが計画された。



元來ならば舊慣に據り、屍體を納棺して三箇月位は之を家中に置き、家族親戚等棺側をめぐりて晝夜慟哭止まざる有様なるが、同氏は事の餘りに形式的に流れ且つ棺中より死屍の腐水洩出し、臭氣を放ち、衛生上よりいふも忽諸に附すべからざるを知り、斷然としてこの惡習を改善せんと欲し。幸ひ嘉義同風會の設立を見んとしたる今日、先づ我よりその範を示さんと葬祭に對する形式を去り、葬式日を早め、冗費を省きて亡母供養の為め、之を慈善事業乃至は公益事業投じ進みて神式により葬儀を營まん計畫中なる由<sup>36</sup>。

まず、旧慣の停棺と慟哭が衛生上の有害と形式的な流れ、つまり虚礼とされて改善を決意し、また、葬式日の早め、冗費を節約して公共事業に寄付することも予定する。最も強調されるのは、神式によって葬儀を行うことである。「枋橋林家の神式葬儀の舉ありて天下の耳目を聳動し、未だ幾月ならざるに當地莊家の此の大決斷あり、本島風俗改良は之れよりして、益々其の實を舉ぐるに至るべく」<sup>37</sup>と日本神式の葬儀を断行することが、台湾風俗改良の成果とされる。また、莊家が神式の葬儀を決意するに至ったのは、同年の2月25日に枋橋(=板橋)林家林祖壽の母堂の葬儀が神式によって行われたことに影響を受けた可能性があると推定される。しかし、同年9月7日の新聞記事によると、「廳參事莊伯容氏母堂莊許氏の葬儀は、来る二十日内地式佛葬を以て營む由にて、葬儀執行方法、式次第等は、一切曹洞宗原田泰能氏に依頼し居れり」<sup>38</sup>、結局はその葬儀は9月20日に内地仏式で実行されたのである。

元々神式葬儀を予定したのに、なぜ最後に内地仏式に変わったのか、そのことに関して記事には言及がないが、神式にせよ、内地仏式にせよ、内地式の葬儀を実行することだけで「同化の表明」である。それは胎中千鶴の言うところの、統

<sup>36</sup> 「嘉義莊家の勇斷 葬祭を神式に營む」『臺灣日日新報』1917（大正6）年4月13日、七版。

<sup>37</sup> 「嘉義莊家の勇斷 葬祭を神式に營む」『臺灣日日新報』1917（大正6）年4月13日、七版。

<sup>38</sup> 「内地式葬儀」『臺灣日日新報』1917（大正6）年9月7日、三版。

治者と良好な関係を一層強めるためのものであろう<sup>39</sup>。一方、「葬式日を早め」とようと図っていたが、それも実現しなかった。

序参事莊伯容の母堂の葬儀に引き続き、同序において嘉義街總爺保正黃大水と將軍崙保正陳豆枝の祖母陳氏との葬儀はともに内地式で行われた<sup>40</sup>。黃大水の葬儀は内地僧侶によって執行し<sup>41</sup>、なおかつ停棺をやめて2、3日間で埋葬を行われた<sup>42</sup>。陳豆枝の祖母の葬儀に関しては、「内地式葬儀に則り、斗六淨土宗布教師田川戒慎師により執行せられ、同地方に於ける新記録を作りたりと。而して陳保正の内地式葬儀を營めるは、親戚にして同風會員王子典なるものの勧誘を爲したる結果なりとはいへ、稱すべきことなり」<sup>43</sup>と記され、同風會員の勧誘で内地仏式の葬儀にされたという。他には、嘉義区長の弟である徐植夫の葬儀は「舊例路祭禮儀は全然之を廢止」<sup>44</sup>して、葬儀の改良も実行された。

上述の実例から、嘉義同風会は、主に内地式葬儀の実行=(四)司公を廢することを推奨し、それが葬祭改良において最も重要な成果とされた。また、(二)路祭を廢することと(七)慟哭を廢することも実行された。そして、嘉義同風会の葬儀の改善事項には、停棺が特に触れられなかつたが、それも改良のポイントの一つだったと考えられる。

#### (四) 艋舺同風会

1919年1月4日に「臺灣教育令」が発布された。同年2月11日、艋舺区長呂昌才、大稻埕区長林熊徵及び有志者が「臺灣教育令公布記念講演會」を開催し、教育令の旨趣を一般民衆に知らせるために、同風会の成立を議論した。そして、4月に艋舺同風会が成立して呂昌才が会長となり、次いで5月に大稻埕同風会が成立して林熊徵が会長となった。更に、同風会の規約が「臺灣教育令」とあいまって、社会教育の普及に努めることを以って制定された<sup>45</sup>。

<sup>39</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、102-103頁。

<sup>40</sup> 「佛式の葬儀」『臺灣日日新報』1918(大正7)年3月9日、七版。

<sup>41</sup> 「地方近事 嘉義 黃氏葬儀」『臺灣日日新報』1917(大正6)年12月30日、六版。

<sup>42</sup> 「嘉義改俗之盛」『臺灣日日新報』1918(大正7)年1月11日、六版。

<sup>43</sup> 「佛式の葬儀」『臺灣日日新報』1918(大正7)年3月9日、七版。

<sup>44</sup> 「嘉義 嘉義區長令弟」『臺灣日日新報』1918(大正7)年5月25日、四版。

<sup>45</sup> 『臺灣教育沿革誌』台湾教育会、1939(昭和14)年、1024-1025頁。



本會ハ臺灣教育令公布ノ趣旨ヲ體シ左ノ事業ヲナス

- 一 德教ノ振興ニ關スル事項
- 二 國語ノ普及獎勵ニ關スル事項
- 三 風俗改良ニ關スル事項
- 四 通俗教育ニ關スル事項
- 五 其他前項ノ趣旨ニ合スル事項<sup>46</sup>

艋舺同風会と大稻埕同風会は、徳教の振興、風俗の改良、国語の普及に資して本島人の進歩開発に努めることを目標として掲げるが、「大稻埕同風会規約」の第九条には「本會之施設事項暫時以普及國語爲主（本会の施行事項は国語の普及を主とする）」<sup>47</sup>と書いている。そのことから、大稻埕同風会の事業は国語の普及を中心にしていることが分かる。一方、艋舺同風会幹事會による同風会の運営方針に関する決議事項の中に、「風俗改良研究委員」の選定があることから、艋舺同風会は風俗の改良を実行しているものと窺える<sup>48</sup>。

同年8月1日、艋舺同風会は幹事會例会を開き、葬儀及び法要に関する改善すべき事項を協議して規約を定め、一般会員に実行することを求めた。規約の内容は以下のようである。

- 一、會葬者に酒宴を饗應せざる事
- 二、會葬者に頭帛（ハンカチ）等にて作りたる喪章を配布せざる事
- 三、葬儀には金童、玉女、二十四孝及び其他の假裝人形を用ひざる事
- 四、葬儀の途中行列は努めて捷徑を取り會葬者に迷惑を掛けざる事
- 五、葬儀には特別の關係あるものの外生造花放鳥等を濫りに寄贈せざる事
- 六、香奠返しの贈物は應分の禮を盡すを旨として成るべく質素にすべし

<sup>46</sup> 『臺灣教育沿革誌』台灣教育会、1024 頁と「同風會創立會」『臺灣日日新報』1919（大正8）年4月27日を合わせて参照した。『臺灣教育沿革誌』には第三項の「風俗改良ニ關スル事項」を記していないが、『臺灣日日新報』の記事「同風會創立會」に掲げる「大稻埕同風會規約」の第二条は、「三、關於改良風俗事項」を記している。

<sup>47</sup> 「同風會創立會」『臺灣日日新報』1919（大正8）年4月27日、七版。

<sup>48</sup> 「艋同風幹事會」『臺灣日日新報』1919（大正8）年5月21日、六版。

七、僧侶導士（道士）等の營む法事中野鄙に渉るもの滑稽に流るるもの又は遊戯に類する（鎌鉗投げ、下女教へ、橋渡り、御經荷ひ、假裝觀音、折城、紙馬使ひ等の如き）ものは之を行はざる事<sup>49</sup>



同月に逝去した艋舺同風会評議員王明卿の葬儀が、同風会の趣旨に従って改良を行った。「所有關於葬儀行列、照同風會改良旨趣折中新舊式。廢止滑稽西洋樂隊、以舊式之大鼓亭當先、其次新式之五色旛花車放鳥魂轎、棺前置八音吹。題主歸家後為之云（葬儀の行列に関しては、すべて同風会改良の趣旨に従って新旧式を折衷した。滑稽な西洋音楽隊を廃止し、行列の先に旧式の大鼓亭、次に新式の五色旛、花車、放鳥、魂轎、棺の前に八音吹とした。そして、題主は帰家してからしたという）」<sup>50</sup>と言い、「行列暨其他一切、皆本於同風會改良主旨、至為嚴肅。（葬儀の行列及び他の一切は、同風会の改良趣旨に基づいて厳肅にした）」<sup>51</sup>と記している。その改善は葬列を中心に、西洋音楽隊を廃止して、新式の五色旛、花車、放鳥などを取り入れて新旧式を折衷して「厳肅」を旨とするのである。

同じく同風会の評議員である王惟昌の葬儀も、「遺族體氏遺志，及遵奉同風會旨趣，因節省葬費二百圓。經託區長送交臺北廳，以寄附于慈善事業，蓋美舉也（遺族が氏の遺志を体し、又同風会の趣旨を遵奉することに因り、葬祭費を二百圓節約する。それを区長に託して台北庁に送付することを以て、慈善事業に寄付する。蓋し美挙なり）」<sup>52</sup>と同風会の趣旨に則し、葬祭費を節約して寄付した。

この2つの実例とも同風会の趣旨に従うと言ったものの、上述した7つの「葬儀及び法要に関する改善すべき事項」と異なっていて、具体的な改善内容を述べていないが、葬式の「厳肅」と「節約」を旨としたのが明らかである。

ところで、当時艋舺保正林添進、顏烈および他の19名によって組織された艋舺の葬儀請負事業が提供するサービスから、葬祭改善の状況も見られる。

其關於葬儀用一切物件、皆重新修整華麗、以便喪家之貸借。並添製麻苧孝服

<sup>49</sup> 「葬儀法要改善 艋舺同風會に於て」『臺灣日日新報』1919（大正8）年8月7日、七版。

<sup>50</sup> 「王明卿氏葬儀」『臺灣日日新報』1919（大正8）年8月24日、六版。

<sup>51</sup> 「王明卿氏葬儀」『臺灣日日新報』1919（大正8）年8月29日、五版。

<sup>52</sup> 「王惟昌氏物故」『臺灣日日新報』1920（大正9）年7月4日、八版。

五彩旗碗庫錢鼎等、以廉價出租。又扛棺執旗軸及其人員、皆著該公司號衣、故覺整然可觀。（中略）以外竝有內地式之燈旗等、以便維新家改良之用。（中略）又五箇月以上之胎兒死亡、亦要埋葬。此事本島人多有未知之者、故屢聞被罰。亦盡可使之請負同公司之請負、不要頭帛及辦理食膳之繁。而且所給之資、先由公司代給、然後向其請求、得免一時繁雜。又艋舺人民遇有喪事、最感不便者、莫如埋葬許可證之申請、須要竝蓋埋葬地管轄警官之印。故往往々有往返數日、費用（即倩人往返費用）數圓者。若託該公司代為申請、可以得大便利、所費亦廉同公司之成立、於本島人葬儀之改良、可大得便利也<sup>53</sup>。

伝統的な喪服、五色旗などの賃借、葬儀改良向きの内地式の灯り、旗の賃借、夭折した胎児の埋葬の勧誘とその葬儀の請負、および埋葬許可証の申し込みなどがその事業の内容である。

まず、「竝有內地式之燈旗等、以便維新家改良之用（並に内地式の灯り、旗などを用意しており、維新家の葬儀改良に資する）」の記述から、内地式の葬具は維新家向けのものであり、当時に葬儀改良を実行する人がある程度存在していると推測できよう。

次に、「又五箇月以上之胎兒死亡、亦要埋葬。此事本島人多有未知之者、故屢聞被罰（又五箇月以上の胎児が死亡した場合、それを埋葬する必要がある。このことについては、それを知らない本島人が多くいる故に、罰されたことをよく聞く）」とある。幼児の埋葬については、先述の三角湧同風会のところで既に言及したが、ここの「胎児が死亡した場合、それを埋葬する必要がある」というのは恐らく胎児の死体を水葬する習俗を言っているものと考えられる。『臺灣慣習記事』には「討債兒の水葬」という記事がある。

島俗、小兒生まれて僅に一二ヶ月にして死亡するときは、之を河流に投じて水葬す、（中略）小兒生れて一二ヶ月にして死亡し、以て父母に料らざる失費を掛くる所以のものは、由來此父母は前世に於て負債ありしに、之れ

<sup>53</sup> 「艋舺葬儀請負合併」『臺灣日日新報』、1921（大正10）年6月26日、六版。

を果さずして、此の世にと生れ代り來りしに依り、其の子は債主に代りて其の貸金を取りに來れるなり、即ち其の兒の生死に就て父母にかけたる失費は、實に小兒が黙々の間に貸金のそれを取立てたるなり、本島にては斯かる小兒を稱して討債兒といひ、遠方に流去して再び催促に生れ來ること能はざらしめんがため、何れも河流に投じて水葬するなりと、由來島俗、内地と異なるもの多し、而かも因襲の久しき、其の俗牢として抜ぐべからず、唯此事たる流毒最深し、必ず言ふに忍びざるものあらんとす、臺紳たるもの大に注意して可なり<sup>54</sup>

「討債兒の水葬」は正式な葬礼ではなく、民間で行われる俗習である。出産と死亡は何れもお金がかかる。そのため、「其の兒の生死に就て父母にかけたる失費は、實に小兒が黙々の間に貸金のそれを取立てたるなり」と、生まれて間もなく亡くなった赤ちゃんは親に金を無心するためだという説が生じて、「討債兒」とされるようになった。また、そのような状況の再発を防止するために、水葬にするのである。

この慣習について、「嬰児の死体を水に投棄する記事が時々『臺灣日日新報』に見られ、この現象は1920年代から緩やかになりそうだが、1940年代までこのような記事がまだ見られるので、日本統治時代においてこの（嬰児を水葬する）観念が完全に消えていないのである。更に記事の年代を分析すると、その記事数は1920年代が最も多く、次いで1930年代である」として、「このような記事の出現は、行政が嬰児の水葬ということを留意したを反映している」と指摘されている<sup>55</sup>。また、1930年代の記述であるが、鈴木清一郎は著書の中で、「胎兒死産なるか又は出産後間もなく死亡した場合は、昔は之を水中に投棄したのである。

（中略）然れども近來は取締の嚴重に依り共同墓地に埋葬することとなり水中に捨つるが如き者少なくなった」と記している。したがって、1920年代に胎兒

<sup>54</sup> 「討債兒の水葬」『臺灣慣習記事』第一卷第十号、台湾慣習研究会、1901（明治34）年、58-59頁。

<sup>55</sup> 李岫珊「日治時期臺灣近代育嬰觀的形成與發展」国立台北大学歴史学系碩士論文、2016年、30頁。

<sup>56</sup> 鈴木清一郎『臺灣舊慣冠婚葬祭と年中行事』1934（昭和9）年、101頁。

死体の水葬がまだ盛んだったゆえ、こここの胎児の水葬に対する改善とその葬式請負の宣伝がなされたのである。



### (五) 淡水同風会

艋舺、大稻埕同風会の設立を見て、淡水支庁下淡水区にも同風会の設立を必要とする故に、1919年7月5日、淡水区長の洪以南が淡水公学校において発会式を挙行して淡水同風会を創立した<sup>57</sup>。

淡水同風會にては、夙に時勢に鑑みる所あり、専ら舊習中改善すべき事項に對しては著々其の歩武を進めつつあり、既に葬具の如きは内地式のものを新調して、會員中不幸ありし場合、之を使用することとなし。這般洪區長母堂の葬儀に際し棺以外總て之を使用し、僧侶導師も内地式に則りて範を示し今後之を履行する由<sup>58</sup>。

淡水同風会は旧慣改善に力を注ぎ、葬祭改良の方面において、葬具は既に内地式のものに変えて準備しており、同風会の會員にそれを使うのを要求した。また、淡水区長洪以南の夫人の葬儀を例として挙げて、更に内地式を以って葬儀を當むことが模範とされる。洪以南の夫人陳宇卿が6月24日逝去し、翌月31日に葬儀が行われ、同風会の趣旨に合致させるために改善を実行し、「葬儀胥循佛式、極莊嚴靜肅、蓋創例也。(葬儀がすべて佛式に則して行い、莊嚴で静肅であり、蓋し先例を作るなり)」<sup>59</sup>と記している。その改善の項目は以下のようである。

一、葬式以佛式行之。大概與内地式相同、但略加舊式。(音樂隊、棺罩主亭、麻服四事、仍從舊俗)

一、會葬者全部不付與喪章。

<sup>57</sup> 「淡水同風會開會 會衆數千盛況を呈す」『臺灣日日新報』1919(大正8)年7月6日、七版。

<sup>58</sup> 「舊慣の打破 淡水同風會率先して」『臺灣日日新報』1919(大正8)年8月7日、七版。また、洪致文『台灣漢詩人洪以南的現代文明旅遊足跡』によると、洪以南母堂辛恭が1894年7月27日(旧暦)に逝去した故、記事の「洪區長母堂の葬儀」とは誤植と考え、「洪區長夫人の葬儀」とすべきである。

<sup>59</sup> 「洪夫人葬儀盛況」『臺灣日日新報』1919(大正8)年8月2日、六版。



一、和尚招本願寺和尚。

一、對於本地會葬者，不享以午餐。然對於遠客則由左記諸氏、各於其家代歛。  
以簡單之午餐。張七郎 曾四安 潘光南 吳國灶 施坤山

又對於內地人來客、則於區役場享壽司為午餐。

一、葬式前二十四、二十五兩日、以新聞廣告。

一、鼓樂用淡水音樂會。但行列中不吹奏、惟儀式中及埋葬之際、乃行吹奏。  
其他鼓樂全廢<sup>60</sup>。

本願寺の僧侶に依頼して内地仏式で葬儀を行ったが、音楽隊、棺罩、主亭および麻服(=喪服)の4つはなお旧式に従うと言う。まず、喪服は旧式であるために、新式の喪章を使わず、「會葬者全部不付與喪章(会葬者に喪章を与えない)」とするのである。次に、音楽隊も旧式のを雇うが、儀式と埋葬の際だけに吹奏し、葬列進行中には吹奏を廃する。なお、その他の鼓樂を全廃するのである。それは「莊嚴靜肅」を求めるためと考える。そして、喪宴も廃止し、ただ遠地から来た人に對しては簡単な昼食を、内地人にはお寿司を準備するのである。

淡水同風会は葬祭改良について具体的な規定を決めていないが、新聞の記事と淡水区長夫人の葬儀から、葬儀旧慣改善の重視と改善の内容が窺え、主に葬儀の「莊嚴靜肅」と「節約」を旨としているものと考えられる。

#### (六) 基隆同風会

基隆同風会が1914年9月に創立され、当時は「敦俗会」であったが、1920年6月11日に「同風会」に改称した。その事業の内容は、風俗の改良、国語の普及と貧者の救助などの慈善事業である<sup>61</sup>。ところが、新聞の記事によると葬祭改善に関する事業を本格的に展開するのは1926年の頃からと見られる。1926年5月12日に「基隆同風會之宣傳」という記事がある。

臨喪故宜哀

<sup>60</sup> 「洪以南君德配葬儀」『臺灣日日新報』1919(大正8)7年月21日、四版。

<sup>61</sup> 簡萬火『基隆誌』基隆図書出版協会、1931(昭和6)年、173頁。

念歌則不可  
廢止作先聲  
豫為同胞告



從來本島人出殯、不論遺族及親疏等皆哭而且歌、句々鄙俚、不堪入耳。習俗成風、有乖喪葬禮節、苟非一番矯正、終覺貽笑文明。夫哀慟之時心傷罔極口不成音、焉能裝飾歌詞、如常時之唱歌也哉。（中略）此次基隆保甲聯合會長、故林清芳氏出殯之時、經實行矯正。今當臺灣海陸物產株式會社社長、故陳魁氏出殯亦承其遺族諒解、依樣實行。事關風化、特為宣傳周知、以冀風行遠近。數百年之陋習、得從此一掃、豈非關於風俗改良之急務者乎<sup>62</sup>。

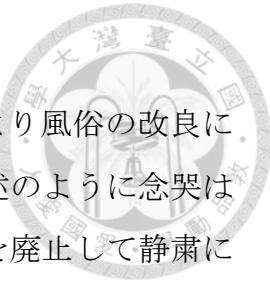
「念歌」とは、出殯の際に遺族が泣きながら歌うことである。その習俗の内容について詳しく述べられていないが、エリザベス・L・ジョンソンが考察したところの、女たちが哀歌を歌い、親族の破綻した運命を嘆くと共に、自身の運命をも悼んでいる葬礼の「哀歌」「哭歌」と似ていると考えられる<sup>63</sup>。基隆同風会が「念歌」を低俗の慣習として、葬祭の礼節に乖離するために改良を促した。この改良を実行する例として、基隆保甲聯合會長林清芳および台湾海陸物產株式会社社長陳魁の葬儀を挙げている。まず、林清芳の葬儀に関しては、以下のように示している。

基隆同風會評議員兼幹事、林清芳氏。去一日以病逝去。氏平生對風俗之改良、頗為盡力。去八日、葬儀會議席上、評議員何鵬氏、起述林氏對風俗改良之念甚切、主張念哭陋習、必要改良。希望藉此機會、勸告林氏遺族、出殯之時、廢止放聲念哭、實行靜肅哀悼。葬儀委員長顏國年氏、演說贊成、有裝飾哀音、殊屬野鄙。（中略）於是專託慶雲氏、與其遺族交涉、昨得其未亡人、及其他戚屬承諾、決定出殯時、廢止放聲念哭、實行靜肅悲痛、以副故人對風俗改良之宿志。竝破數百年來之陋習云<sup>64</sup>。

<sup>62</sup> 「基隆同風會之宣傳」『臺灣日日新報』1926（大正15）年5月12日、四版。

<sup>63</sup> エリザベス・L・ジョンソン「死者のために嘆き、生者のために嘆く——客家の女の哀悼歌——」『中国の死の儀礼』平凡社、1994年、150-153頁。

<sup>64</sup> 「風俗改良之一端」『臺灣日日新報』1926（昭和1）年4月17日、四版。



基隆保甲聯合会長・基隆同風会評議員である林清芳はもとより風俗の改良に努めており、特に「念哭」の改良を主張したという。また、上述のように念哭は「野鄙」とされ、そして「廢止放聲念哭、實行靜肅哀悼（念哭を廃止して静肅に哀悼を実行する）」と、葬式を静肅にするために声に出した念哭を廃止した。また、陳冠の葬儀は、念哭の廃止の外に、同じく「使之靜肅（葬儀を静肅にする）」ために音楽隊の北管を廃止することを決めたのである。

關於基隆故臺灣海陸物產株式會社々長陳冠氏葬儀籌備會議（中略）其次則討論葬儀改良方法。決定廢止北管之參加、使之靜肅、除一名反對外、於皆贊成云<sup>65</sup>。

1927年9月27日、基隆同風会の役員月例会が開催され、協議する事項の中で、葬式改良に関するものが以下のようである。

▲葬式を質素にすることを宣傳するの件

▲葬式旗持人夫賃改定の件

▲葬式慰労宴を廃止し辨當（弁当）代用にする件

▲弔旗贈呈を香奠贈呈に改めることを宣傳するの件<sup>66</sup>

その内容は主に葬式を質素にして節約することを趣旨としている。同年11月、基隆同風会が葬祭改良事項を33項議決し、それを冊子にして一万冊を印刷して市民に配布し、且つ講演会も開催した。その改良の趣旨については、「為副勤儉貯蓄（勤勉で節約し、且つ貯蓄するために）」<sup>67</sup>、また「其大旨略謂君子雖不以天下儉其親、亦不宜稱貸而益、終至傾家蕩產。而且踵事增華炫人耳目、悲喜不分、

<sup>65</sup> 「基隆議葬儀改良 決定廢止北管參加。使之靜肅」『臺灣日日新報』1926（大正15）年5月4日、四版。

<sup>66</sup> 「基隆同風會協議事項決定」『臺灣日日新報』1927（昭和2）年9月27日、二版。

<sup>67</sup> 「基隆同風會喪祭改良講演女講員出演」『臺灣日日新報』1927（昭和2）年11月6日、四版。

哀樂不分。末俗相沿、誠為可歎」<sup>68</sup>とある。つまり、従来台湾葬儀に莫大な費用をかけたり、葬式の哀傷に相応しない虚礼が多いことを言い、葬式を質素にして節約することを再び説いた。改良事項の33項は以下の通りである。



其廢止事項、即行列繞街及藝閣參加。音樂限以少數。斥去弔祭金錢壓棹。只用淺白布各一疋、以代回禮、有祭品喪主自辦者則可免上記回禮。輓軸廢止、改用香料。喪家同居或隣右掛彩廢止。義兄弟喪服廢止、改用喪章、義姊妹則改用頭罩。送葬婦人、吟唱悲歌廢止。棺罩所用大棍大靈。可免祭拜會葬者拈香後、得隨意解散。辭退會葬者。跪禮改為鞠躬禮。葬式慰勞酒宴廢止、改用食飯。幫理喪之人、贈呈糕仔金廢止。葬儀店人夫、不得要求頭白或食料。辦祭廚人不得要求紅包或頭白。請水套衫。食丸廢止。辭生。哭路頭改良。接外家、廢置香案跪地。行鞠躬禮迎接靈前陪哭、改為陪拜。入殮及封釘套語廢止。繞棺時間過迫可廢念悲歌則全廢。安靈套語廢止。早晚叫床、則改為燒香參拜如生前定省之禮、不要啼哭。又帶手尾錢、以形式太不雅觀、亦宜廢止。以上凡三十三項也<sup>69</sup>。

翌年、基隆雲源鐵工場游火炎の父親である游連錦の葬儀が、この同風会の宣伝する葬祭改良事項に従って行われた。

廢請水改用自家水道水。廢套衣、將平素所用洋服穿之。廢棺內置硬石、豆豉熟卵等物吊祭廢金錢壓棹。只用淺白布、各一疋回禮。義兄弟喪服廢止、改用腕章。義姊妹喪服廢止、改用頭罩。廢繞街、由蚵壳港直向牛稠港墓地。音樂亦改用少數。其他多有改良。蓋幫喪人中、有顏窓吟、劉阿禎、簡烏、張保諸氏之同風會役員。喪主游氏亦維新人物故也。聞同風會、自喪祭改良宣傳後、最多改良者、以游氏為嚆矢。而游氏為節約喪費、寄附白米五俵、為施米之用。

<sup>68</sup> 「基隆同風會 葬祭改良事項 凡三十三印刷成冊」『臺灣日日新報』1927（昭和2）年11月5日、朝刊四版。

<sup>69</sup> 「基隆同風會 葬祭改良事項 凡三十三印刷成冊」『臺灣日日新報』1927（昭和2）年11月5日、朝刊四版。

外慈善方面、亦有寄附云<sup>70</sup>。



その実行した内容から見ると、節約する葬費を以って寄付することを除いて、全ては基隆同風会の葬祭改良事項であり、同風会の宣伝を徹底的に遂げようとしたと言える。

また、同風会の宣伝において多くは「請水套衫廢止」というように、簡略的に記されている。ただし、游氏葬儀の記述を見れば、「廢請水改用自家水道水。廢套衣、將平素所用洋服穿之。(請水を廃止して自宅の水道水の使用に改める。套衣を廃止して平素の洋服を着せる)」とある。そのことから、それは単純の廃止ではなく、儀式を時代に応じて簡略化して改良し、そして儀式内容の本質を保とうとしたものである。

### 三、同風会の葬祭改良を実行する人とその改良内容

#### (一) 葬祭改良を実行する「維新家<sup>71</sup>」

前述の艋舺の葬儀請負事業の「並添製麻苧孝服五彩旗碗庫錢鼎等、以廉價出租(麻苧の喪服、五色旗、碗、庫錢、鼎などを追加し、手ごろな値段で賃貸する)」や、「以外竝有内地式之燈旗等、以便維新家改良之用(並に内地式の灯り、旗などを用意しており、維新家の葬儀改良に資する)」<sup>72</sup>といった記述から、1920年頃には伝統的な葬儀がまだ一般的に行われていた。また、内地式の葬儀に改める人は「維新家」と呼ばれ、一般の民衆ではないと推測できるだろう。ところで、葬祭改良は内地式に改めるのに限らず、旧慣の廃止・改良なども含まれるが、具体的な喪服葬具にせよ、概念的な葬儀意義にせよ、その多くは多かれ少なかれ内地新式の葬祭観念に影響を受けたと見られる。故に、本節では葬祭改良を行う「維新家」について考察する。

先に同風会の葬祭改良を考察したが、ここではその実行の概況を表2-1-1に整理しておく。

<sup>70</sup> 「游家葬儀改良」『臺灣日日新報』1928(昭和3)年2月1日、夕刊四版。

<sup>71</sup> 自己の葬儀が新式で執行された人、或いは新式葬儀を執行した人を指す。

<sup>72</sup> 「艋舺葬儀請負合併」『臺灣日日新報』、1921(大正10)年6月26日、六版。

表 2-1-1 同風会に従って葬祭改良を行う「維新家」の概況

地区	項目 姓名	家柄	学経歴	備考
宜蘭	李紹宗	地方名門	補廩膳生、恩貢生。 聯庄保甲事務嘱託、宜蘭辦務署參事、宜蘭府參事、公學校學務委員、宜蘭國語獎勵會幹事、宜蘭敦風會副會長・評議員。	1897年紳章授与。 1915年大礼記念章授与。 岳母は郭玉娘である。
嘉義	莊伯容		秀才。 嘉義辦務署參事、嘉義府參事	1902年紳章授与
	黃大水		嘉義街總爺保正。 嘉義商業協會。	
	陳豆枝		嘉義他里霧堡將軍崙保正	
	徐杰夫	地方名門、士紳豪商。	生員、秀才。嘉義公學校國語速成科卒業。 山仔頂區莊長、嘉義府參事、嘉義區長、臺南州協議會員。 合資會社嘉義銀行理事、嘉義製酒株式會社取締社長、南部台灣海產株式會社取締役、大正無盡株式會社監查役。	1912年紳章授与 弟は徐植夫である。
艋舺	王明卿		艋舺後街仔保正、艋舺同風會評議員。	
	王惟昌		煙草仲壳捌人、艋舺同風會評議員。	
	林添進		艋舺竹仔藔街保正	
淡水	洪以南	士紳豪商の家庭	生員。 台北辦務署參事、台北府參事、淡水區長、淡水街長。	1897年紳章授与
基隆	林清芳		基隆保甲聯合會長、基隆同風會評議員・幹事、基隆玉田保正。	
	陳魁		基隆同風會評議員、台灣海陸物產株式會社社長、基隆協議會員。	
	游連錦		總督府鐵道部任職、基隆築港工事部任職。 雲源鐵工公司常務取締役。	
備註	(1)本表は、第二節(二)同風会の葬祭改善状況の内容と考察の順序によって製作する。 (2)地区別は新聞記事と同風会の地区に拠る。			

資料:『臺灣日日新報』(台湾日日新報社、1901-1927)、鷹取田一郎『臺灣列紳傳』(台湾總督府、1916)、遠藤克己『人物薈萃』(遠藤写真館、1921)、内田素生『南國之人士』(台湾人物社、1922)、橋本白水『評論臺灣之官民』(南国出版協會、1924)、林進發編『臺灣人物評』(赤陽社、1929)、中央研究院近現代史研究所『近現代人物資訊整合系統』(<http://mhdb.mh.sinica.edu.tw/mhpeople/index.php>)。

同風会成員の組み立てについて、游秀玟の研究においては、「1927年台北州表彰同風会功労者（附録1）」<sup>73</sup>の18人の資料を分析し、その共通点を以下の4点に整理する。



- 一、年齢について、1890年以前に生まれた人を主とする。
- 二、学歴について、すべては漢学を学ぶ者であり、その一部は日本統治後に国語伝習所或いは国語学校で勉強することがある。
- 三、参事、区長、街長、或は州（市）協議会、総督府評議会の会員などの公職に就く者が殆どである。
- 四、その多くは商業活動に従事しながら、信用組合、水利組合、農会、公共埠埠組合などの地方経済組織と密接な関係を有する<sup>74</sup>。

また、連溫卿は「（他們）是與統治階級結合的臺灣人官公吏、有紳章之紳士、保甲制度之役員、公賣事業或特殊事業有利權之人們（かれらは統治者階層と互いに結び合う臺灣人官公吏、紳章を授与された紳士、保甲制度の役員、公売事業或いは特殊事業の利権を持つ人たちである）」<sup>75</sup>と指摘している。故に、それらの分析はおおよそ表2-1-1と一致していると見られる。

さて、紳章授与と参事及び区・街・庄長について、呉文星は次のように述べている。まず、紳章授与に関して、1896年10月に発布された「台湾紳章条規」に基づいて、紳章を科挙の資格を持つか、学問、資産あるいは名望のある台湾人に授け、紳士の資格を明確化したのである。次に、行政の末端機関の職位である参事および区・街・庄長は、台湾人の社会的エリートが担うことのできる最高の職位である。1896年12月から、総督の乃木希典と民政局長の水野遵が、才能ある台湾人を選んで街長・庄長・堡長を務めさせ、並びに才能と徳行が抜きん出た台湾人を抜擢して、総督府あるいは県・庁その他の公衙の職に任用するという台湾

<sup>73</sup> 『同風会概覽』台北州聯合同風会、1929（昭和4）年、10-12頁。主として州下各地における同風会創設事業に特に功労ある人々である。

<sup>74</sup> 游秀玟「殖民體制下的文化革新—1920年代的同風會與文化協會」国立台湾大学社会学研究所碩士論文、1995年、23-28頁。

<sup>75</sup> 連溫卿『臺灣政治運動史』稻鄉出版社、1988年、348頁。

人の登用について相次いで明言した。それは、総督府が名声と地位を利用して台湾人の社会的エリートを籠絡したのであり、この措置と制度を通して、徐々に台湾人の社会的エリートをことごとく末端行政と治安組織の中に組み込み、台湾社会の新リーダー階層を構築していったのである。そして、1920 年代以降、新しい社会的エリートが次第に勃興したが、総督府が始終完全には参政権を台湾人の社会的エリートに開放しなかつたので、新・旧両世代は、植民地政治体制中の地位と役割に大きな差異がなかつた。大多数は街・庄・区長、助役、書記などの行政末端の官吏、あるいは議決権も立法権もない各行政レベルの「議員」を務めるだけである<sup>76</sup>。

同じ時期に、政府の提唱で組織された節約同盟会については、「然（節約同盟會）現只及於上流社會、而中流以下社會、則尚未之知。宜有以鼓舞之。（しかし、（節約同盟會）現在にただ上流社会に及び、中流社会以下の状況はまだ知らない。それを励ますべきである）」<sup>77</sup>と、当時にこのような組織は上流社会の参与を主としていたことも見て取れる。

以上のことから、同風会の成員とその改良宣伝に従う「維新家」は台湾の社会的リーダー層であり、即ち日本人が言う「上流社会」<sup>78</sup>の人たちである。

ところが、なぜ台湾の社会的リーダー層が風俗改良に努めたのか。先行研究でも指摘があったように、統治者と良好な関係を一層強め、つまり自身と家族の利害を図るのが目的の一つと考えられる<sup>79</sup>。そして、それは風俗を日本と「同化」することに表れる。一方で、同風会に従う社会的リーダー層は多く漢学を学ぶ者であり、つまり旧知識階層の人たちである。それらの伝統的な士紳の持つ社会的責任感も理由の一つと認められよう。

傳統文人一生的準備、原本就是為了出仕以服務鄉梓、因此殖民政府延攬之時、

<sup>76</sup> 吳文星『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』財団法人交流協会、2010 年、119-121 頁、127-129 頁と 227-228 頁。

<sup>77</sup> 「鳶啼燕語」『臺灣日日新報』1920（大正 9）年 5 月 3 日、四版。

<sup>78</sup> 『（明治三十四年分）臺灣總督府民政事務成績提要 第七編』台湾總督府總督官房文書課、1904（明治 37）年、90 頁。本島上流社会の定義について「即ち縣、廳及辦務署參事、官衙奉職者、區街庄長保甲局長、保正、壯丁團長、甲長、牌長、教育家、文武秀才以上、紳章所有者及讀書人等」と述べている。

<sup>79</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008 年、102-103 頁。

不少傳統文人還是會應允的。（中略）而基層的行政職務使得他們繼續和鄉里保有密切的關係。從前述同風會的活動當中，我們可以發現到，這些活動使得他們得以繼續扮演舊時在地方上推動文教、撫卹孤寡、宣達政令的角色<sup>80</sup>。



游秀玟によれば、伝統的知識人が出仕して社会に奉仕することに志すのは一般的なことである。植民政府が社会的エリートを籠絡するための行政末端と治安組織の職位は、正にその志向を実現できるものである。さらに、地方において民衆との密接な関係を持てると共に、文教の推進、民衆の救済および政令の宣伝など、旧時の役目を果たすことができる。また、「去推敲同風會在台灣文化變遷方向上的努力、不難發現到同風會所推行的許多活動思想、是根植於中國傳統的價值觀念上的（台灣文化の変遷方向において同風会の努力を考察すると、同風会が実行した多くの活動と思想は、中国伝統的な価値観に基づいたものと見られる）」と述べ、「上述傳統中國的價值規範、和殖民政府對於殖民地台灣人民的期待是相似的（それらの中国伝統的な価値観は、植民政府の植民地台湾の民衆に対する期待と近似している）」<sup>81</sup>と指摘している。つまり、植民政府の期待が伝統的な価値観と重なるため、社会的リーダー層は政府の教化宣伝に協力したのである。引用にある中国伝統的な価値観に関しては「慈母」「孝子」などの例が挙げられるが、葬祭の改良においては、次節で考察する「節約」の観念も同様である。

さて、台湾風俗変遷の原因と改良の実行をした人に対して、日本人の見方をも見てみよう。

（生活上に変化を見るに至り）時代に順應した生活振を見せるのは新しい若い彼等臺灣人の新時代の教育を受けた人々か、その他然らざる者で時勢の変遷を洞察し、總ての変遷に就いて理解して、これを行ふ一部の人士であるから、まだ大多數は依然舊態を持続して居て、これが容易に改善されない

<sup>80</sup> 游秀玟「殖民體制下的文化革新—1920 年代的同風會與文化協會」国立台湾大学社会学研究所碩士論文、1995 年、63-66 頁。

<sup>81</sup> 游秀玟「殖民體制下的文化革新—1920 年代的同風會與文化協會」国立台湾大学社会学研究所碩士論文、1995 年、68 頁。

のは一面舊慣墨守の弊にも歸因するし、老人が家庭や社會に相當權勢力を保有して居るのみか、殊にこの老人の多數が舊慣を墨守することが甚しいからである<sup>82</sup>。



新しい生活ぶりを見せるのは、時代の変遷を洞察し理解するごく一部の人であり、多くの人はまだ旧慣に従って暮らしていて、それは家庭および社會に權力を持っている年寄りが旧慣を墨守しているからであると言う。また、台灣人と日本との接觸交渉が密接になったのも、その一部の人たちが生活ぶりを新しくできた原因の一つと考えられる。

而して内地人と接觸交渉が密になったからか、臺灣神社の參拜も盛になり、婚禮や葬式も内地風を真似る者が出て来るし、吉凶慶弔にも花輪を贈る風が盛に行はれ、聘金の弊も緩和される傾向が見え、輓近神前結婚も増加し、披露贈答も内地人風を加味する等大分内地人を真似、火葬さへ行ふ者があり、内地風の葬式を行ふものが尠くないのも風俗の變遷であらう<sup>83</sup>。

1920 年代の終わりの時点で、台灣風俗の変遷と改良の成果が多少見出されるにも拘らず、それは時代の変遷を洞察して理解し、内地人との密接な接觸がある一部の人、つまり旧世代の社会的リーダー層を主とする。いまだに一般民衆にまで普及していないことが言えるだろう。しかし、「從つて將來は今日の新しい教育を受けた若い人々に依つて、必らず生活様式が變化されることは勿論で、現在はまだそれまでに達して居ないと云ふことが出來」る<sup>84</sup>と言い、将来新式教育を受けた若い人たちによる風俗改良が期待される。この点、1930 年代から広義的な皇民化時期における風俗改良を考察する際に、注意すべきところだと思う。

<sup>82</sup> 田中一二『臺北市史』台灣通信社、1931(昭和 6)年、572-573 頁。

<sup>83</sup> 田中一二『臺北市史』台灣通信社、1931(昭和 6)年、577 頁。

<sup>84</sup> 田中一二『臺北市史』台灣通信社、1931(昭和 6)年、573 頁。

## (二) 同風会の葬祭改良

風俗改良の教化団体の成果に対して、以下の評価が見られる。



數年來島民知迷信之必除 風俗之必改。於是處々樹立風俗改良會、召集會員、以議實行方法、誠可喜之現象也。然各地各執一見、不相連絡、不相統一、致有龍頭蛇尾之虞、殊可嘆也<sup>85</sup>。

1910年代中期から、風俗改良団体が雨後の筈のように各地に次々と設立され、冠婚葬祭の改良に努めていた。しかし、各団体の改良内容と実行方法はそれぞれであり、一致したことに達することができないため、その成果もなかなか挙がらなかつたという。同風会もそのような状況であり、風俗改良と国語普及は同風会の主要な目的であるが、各地の同風会が重んずる目的はそれぞれ違っている。先の考察にあるように、葬祭改良に力点を置く同風会でも、改良の要点や内容も大きな差があつたことが明らかになった。

前述した各同風会の葬祭改良の状況を整理して、表2-1-2に示す。

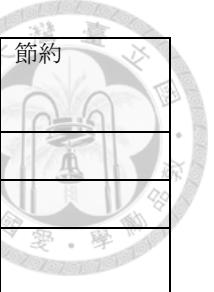
<sup>85</sup> 鐵民「風俗改良會統一之必要」『臺灣教育會雜誌』209期、台湾教育会、1919（大正8）年、1頁。

表2-1-2 同風会の葬祭改良の状況

改良事項	実行者	内容	改良の理由・目的
号哭	嘉義同風会	号泣(=慟哭)を廃する	
	嘉義・莊伯容の母親	「家族親戚等棺側をめぐりて晝夜慟哭止まざる」	「形式的に流れ」
	基隆同風会①	「念歌」の廃止	「鄙俚」、「有乖喪葬禮節」
	基隆・林清芳	「主張念哭陋習、必要改良」	「野鄙」、「實行靜肅悲痛」
	基隆・陳魁	「念哭」の廃止	
	基隆同風会③	「送葬婦人、唸唱悲歌廢止」、「哭路頭改良」、「念悲歌則全廢」	
乞水	基隆同風会③	「(廢止) 請水」	
	基隆・游連錦	「廢請水改用自家水道水」	
入殮	基隆同風会③	「(廢止) 套衫」、「入殮及封釘套語廢止」	
	基隆・游連錦	「廢套衣、將平素所用洋服穿之」	
做功德と道士	宜蘭敦風会	「十、佛式禁止北樂、打地樂會二娘等之最不經者」	
	宜蘭・李紹宗の岳母	「(嚴禁) 裝觀音、弄大士諸陋習」	「奢糜、不知體制」
	嘉義同風会	司公(=道士)を祭事に委ねない	
	艋舺同風会	「七、僧侶道士(道士)等の營む法事中野鄙に涉るものの滑稽に流るるもの又は遊戯に類する(銚銅投げ、下女教へ、橋渡り、御經荷ひ、假裝觀音、折城、紙馬使ひ等の如き)ものは之を行はざる事」	野鄙、滑稽
葬式	嘉義同風会	縊礼を省略する。跪禮の代わりに拈香と首肯の礼をする。内地式を以って葬儀を営む。	
	嘉義・莊伯容の母親	「内地式佛葬を以て營む」	
	嘉義・黃大水	内地僧侶によって執行する	
	嘉義・陳豆枝の祖母	「内地式葬儀に則り、斗六淨土宗布教師田川戒慎師により執行せられる」	
	淡水同風会	内地式を以って葬儀を営む	
	淡水・洪以南の夫人	「葬式以佛式行之。大概與内地式相同、但略加舊式。(音樂隊、棺罩主亭、麻服四事、仍從舊俗)」	「莊嚴靜肅」
	基隆同風会②	「葬式を質素にすることを宣傳するの件」	質素
	基隆同風会③	「斥去弔祭金錢壓棹。跪禮改為鞠躬禮。辭生。接外家、廢置香案跪地。行鞠躬禮迎接靈前陪哭、改為陪拜。繞棺時間過迫可廢」	

	基隆・游連錦	「廢棺內置硬石、豆豉熟卵等物吊祭廢金錢壓棹」	
封釘	基隆同風会③	「封釘套語廢止」	
葬式行列	宜蘭・李紹宗の岳母	「禁用大吹鼓陣、南北管什排○（判讀不能）、大鑼鼓隊」	奢靡
	嘉義同風会	路祭を廢する	
	嘉義・徐植夫	「舊例路祭禮儀は全然之を廢止」	
	艋舺同風会	「三、葬儀には金童、玉女、二十四孝及び其他の假裝人形を用ひざる事」、 「四、葬儀の途中行列は努めて捷徑を取り會葬者に迷惑を掛けざる事」	迷惑
	艋舺・王明卿	「廢止滑稽西洋樂隊、以舊式之大鼓亭當先、其次新式之五色旛花車放鳥魂轎、棺前置八音吹」	滑稽
	艋舺の葬儀請負事業	「又扛棺執旗軸及其人員、皆著該公司號衣、故覺整然可觀」	
	淡水・洪以南の夫人	「鼓樂用淡水音樂會。但行列中不吹奏、惟儀式中及埋葬之際、乃行吹奏。其他鼓樂全廢」	
	基隆・陳庭	「廢止北管之參加」	靜肅
	基隆同風会③	「廢止行列繞街及藝閣參加。音樂限以少數」	
	基隆・游連錦	「廢繞街、由蚵壳港直向牛稠港墓地。音樂亦改用少數」	
葬式時間	基隆同風会③	「可免祭拜會葬者拈香後、得隨意解散」	
葬儀係と手伝者	基隆同風会②	「葬式旗持人夫賃改定の件」	
	基隆同風会③	「辭退會葬者」、 「幫理喪之人、贈呈糕仔金廢止。葬儀店人夫、不得要求頭白或食料。辦祭廚人不得要求紅包或頭白」	
葬儀前後の食事	宜蘭敦風会	「六、墓祭之時、受冥資之投贈者、亦僅達以糕餅、不用請客」、 「八、會葬之際、對會葬者、給以新式喪章、廢止頭白、並不要請客。以外對轎夫、鼓吹班持輓軸者、給以頭白料食費等」、 「九、親戚友朋來祭之轎班、鼓吹班、擔牲禮者、亦僅給以頭白料食費等」	
	宜蘭・李紹宗の岳母	「嚴禁喪宴」	奢靡
	艋舺同風会	「一、會葬者に酒宴を饗應せざる事」	
	淡水・洪以南の夫人	「對於本地會葬者，不享以午餐。然對於遠客則由左記諸氏、各於其家代歎以簡單之午餐。又對於內地人來客、則於區役場享壽司為午餐」	

	基隆同風会②	「葬式慰勞宴を廃止し辨當（弁当）代用にする件」	
	基隆同風会③	「葬式慰勞酒宴廢止、改用食飯」	
喪家に贈り物	艋舺同風会	「五、葬儀には特別の關係あるものの外生造花放鳥等を濫りに寄贈せざる事」	
	基隆同風会②	「弔旗贈呈を香奠贈呈に改めることを宣傳するの件」	
	基隆同風会③	「輓軸廢止、改用香料。」	
香典返し	艋舺同風会	「六、香奠返しの贈物は應分の禮を盡すを旨として成るべく質素にすべし」	質素
	基隆同風会③	「只用淺白布各一疋、以代回禮、有祭品喪主自辦者則可免上記回禮」	
	基隆・游連錦	「只用淺白布、各一疋回禮」	
幼児の葬儀改善	三角湧同風会	幼児の埋葬	人道・衛生
	艋舺の葬儀請負事業	胎児の埋葬	
金銀紙紙 錢庫錢の 焼却	嘉義同風会	金銀紙焼却を省く	
風水と墓地問題	艋舺の葬儀請負事業	「埋葬許可證之申請」	
殯殮	嘉義・莊伯容の母親	停棺をやめる	
喪服	宜蘭敦風会	「八、會葬之際、對會葬者、給以新式喪章、廢止頭白、並不要請客」	
	宜蘭・李紹宗の岳母	「嚴禁發頭帛」	奢靡
	嘉義同風会	喪服の改良	
	艋舺同風会	「二、會葬者に頭帛（ハンカチ）等にて作りたる喪章を配布せざる事」	（改良なし）
	艋舺の葬儀請負事業	「添製麻苧孝服五彩旗碗庫錢鼎等、以廉價出租」	
	淡水・洪以南の夫人	「會葬者全部不付與喪章」	（改良なし）
	基隆同風会③	「義兄弟喪服廢止、改用喪章、義姊妹則改用頭罩」	
葬具	艋舺の葬儀請負事業	「以外並有內地式之燈旗等、以便維新家改良之用」	
	淡水同風会	「葬具の如きは內地式のものを新調して」	
節約寄付	嘉義・莊伯容の母親	「冗費を省きて亡母供養の為め、之を慈善事業乃至は公益事業投じ進み」	節約
	艋舺・王惟昌	「節省葬費二百圓。經託區長送交臺北廳，以寄附于慈善事業」	節約



	基隆・游連錦	「為節約喪費、寄附白米五俵、為施米之用。外慈善方面、亦有寄附云」	節約
その他	宜蘭・李紹宗の岳母	「嚴禁前清銜頭儀伏」	
	淡水・洪以南の夫人	「葬式前二十四、二十五兩日、以新聞廣告」	
	基隆同風会③	「喪家同居或隣右掛彩廢止」、「棺罩所用大棍大靈」、「食丸廢止」、「安靈套語廢止」、「早晚叫床、則改為燒香參拜如生前定省之禮、不要啼哭」、「又帶手尾錢、以形式太不雅觀、亦宜廢止」	
備考	<p>(1) 実行者の基隆同風会を記事によって「基隆同風会① (=「基隆同風會之宣傳」)」「基隆同風会② (=「基隆同風會協議事項決定」)」「基隆同風会③ (=「基隆同風會 喪祭改良事項 凡三十三印刷成冊」)」に分ける。</p> <p>(2) 改善理由・目的には、記事に明言したもののみを記す。</p>		

資料：『臺灣日日新報』(台湾日日新報社、1914-1928)。

上の表から見ると、葬祭改良の内容は多様であり、その理由や目的も多岐にわたっていることが分かる。改良の理由や目的は、概ね以下のように整理することができる。

- 一、人道の考え方
- 二、衛生の有害
- 三、虚礼・縛礼
- 四、節約（質素）
- 五、莊嚴静肅にする
- 六、迷惑を避ける
- 七、野鄙な、礼節を背く旧慣

まず、人道の考え方と衛生の有害、この2つは「幼児の葬儀改善」に対応するものである。既述したように、『臺灣慣習記事』にはこのことを提起することがあり、「埋葬許可證の申込み」と同じで日本統治初期において既に注目されているのである。ところが、1910年代中期以後にもそれらの改良宣伝がまた見られるので、埋火葬と幼児の埋葬の問題が依然存在していることが認められよう。

次に、虚礼・縛礼の廃止を葬祭の節約と併せて考察する。同風会の葬祭改良に

は、縛礼を省略することを挙げたが、その詳細な事項を特に言及しなかった。一方、虚礼に関して、ただ「家族親戚等棺側をめぐりて晝夜慟哭」することに触れ、それを「形式的に流れ」るもの、即ち虚礼とされる。先述したように、当時に台湾の葬儀の多くは誠意を欠けると思われ、虚礼と目される。



處が以前からこの各種の儀式が多く身分不相當に張込まれて居たが、近來殊に甚しくなつて來たかの觀がある。(中略) 又た葬儀執行に方つて、出來る丈け立派にする事を以て死者に對する禮であると心得て居るのが、實に身分に不相當な派手な葬式をして、得々たるもののが大分多いと思ふ。之等は眞實死者に對する禮を盡すよりも、自分を誇張する所謂一種の自家廣告に非すやと疑はれるのである。思ふに死者に對する禮としては、身分に相應して誠意ある處を行ひ、嚴肅に其の禮を盡せばよいので、供花の數が多く、其の葬列が長く續く事を以て、決して禮であるとは思へない。而かも多くはこの誤れる禮、即ち虚禮に行かんとするのであるが、茲に最近宣傳されつつある節約の實行に依つて、先づ葬儀の改善に就て一般に考慮ありたいと思ふ

<sup>86</sup>  
。

『臺灣日日新報』の記事「節約宣傳」には、虚礼の誠意を欠けるところに更に説明を加え、台湾の葬儀は常に死者の身分に不相応な立派な礼儀を以て実行され、それは本当な礼ではない、反って誠意がない行為と思われる所以、虚礼とされるのである。例として、供花・色旗の多いことや葬例の長いこと、会葬者が多いこと、放鳥などがそれである。なお、香典である供花と放鳥の寄贈については、「節約の上からも、供花や放鳥の寄贈は全然見合したいものである。極端に云へば、香典なるものは死者に對して誠意を表彰す可き假りの形であるから、眞實哀悼の誠意を有して居れば、何も香典などの形を以て表す必要がない」<sup>87</sup>と述べている。つまり、節約の面から誠意を持つ限りに香典の必要がないことを説く。記事の最後に「節約の宣傳として茲に第一に先づこの葬儀改善を提出する事に

<sup>86</sup> 「節約宣傳(一) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月25日、七版。

<sup>87</sup> 「節約宣傳(三) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月27日、七版。

した」<sup>88</sup>と、虚礼を廃止するのは実際に節約のためであることを明らかにした。

宜蘭聯合同風会の協議には、「三、改良喪事婚禮一切舊習、及慶慰交際酬答。蓋從節省。凡庄中慶祝神誕、務要刪除繁文。(葬式婚礼の一切旧慣、及びお祝い、交際、酬いを改良する。凡そ庄での神様のお誕生日のお祝いの繁文縛礼を必ず廃止する)」<sup>89</sup>という議決があり、節約するために縛礼を廃止する。また、士林街において「故郭邦彦遺族郭邦光は、葬儀に要する費用中虛禮と認むべきものは總て之れを廢して、今回士林同風會が發會せらるゝを聞き、同會の基本金として金一千圓を寄附したとの事、近頃喜ぶべき美舉と云ふべきである」<sup>90</sup>と述べ、節約寄附は虚礼を廃することで葬費を節約する。このような節約寄附は、前の考察の中でもよく見られるものである。

では、節約を促すのはなぜだろうか。第一節では、葬祭用具の華奢を既に陋習に扱い、それを改善する意図があることを見た。1915年、「論風俗改良首在冠婚喪祭」という記事も、台湾の冠婚葬祭が莫大な費用を要することを述べている。

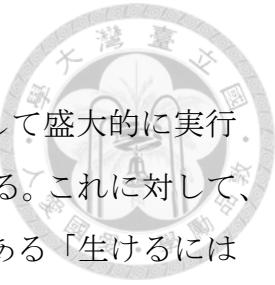
當局有鑑民治進步、爰提倡風俗改良會、法至善矣。然欲改良其風俗、首在冠婚喪祭諸大端，蓋人無論貧富，家無論大小、不能無冠婚喪祭焉。（中略）喪祭則須慎終追遠、以盡為人孫子之職、禮宜尊重、不可輕忽。然尊重者在其禮意、非在乎費用也。臺俗冠婚喪祭、動輒破費千金、誇多鬪靡、以為榮耀。富者固無所害、中人以下之家、經此數事而負債纍纍者、指不勝屈。（中略）至於喪祭、子不云乎。死葬之以禮、祭之以禮、禮與其奢也寧儉。是以君子恭敬撙節退讓以明禮、古聖人無非示人以儉謂之禮、今人則反是。凡值喪葬、不稱家之有無、必肆筵設席、以宴賓朋。鼓瑟吹笙、以飾外觀。封塋築土、禮懺延僧、以為種種可答恩親、蓋所費不貲矣<sup>91</sup>。

<sup>88</sup> 「節約宣傳(三) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月27日、七版。

<sup>89</sup> 「宜蘭特訊 議設同風會後聞」『臺灣日日新報』1920(大正9)年5月27日、六版。

<sup>90</sup> 「葬儀費を節して 一千圓を同風會に寄附」『臺灣日日新報』1920(大正9)年4月16日、七版。

<sup>91</sup> 吳傳經「論風俗改良首在冠婚喪祭」『臺灣教育會雜誌』159期、台湾教育会、1915(大正4)年、3頁。岩崎潔治『臺灣實業家名鑑』(台湾雑誌社、1913)と『臺灣總督府公文類纂』によると、吳傳經は明治14年に生まれ、台北州台北市下嵌に住んでいた。大正10年に紳章を授与され、「廣有土地使役人夫從事栽園、舊政府時代之秀才也。常致力公共事業、現為庄民崇敬之紳士」である。



台湾の冠婚葬祭の慣習において、儀式をできる限り華美にして盛大的に実行するのを誇りに思う故に、お金を多く費やすことは一般的である。これに対して、著者が儒家の思想で「礼」の真意を解明し、そして『論語』にある「生けるにはこれに事うるに礼を以てし、死すればこれを葬るに礼を以てし、これを祭るに礼を以てす」（為政篇）、「礼は其の奢らんよりは寧ろ儉せよ」（八佾）<sup>92</sup>といった孔子の言葉を引き合いに出している。当時の慣習はそれとまさに正反対な状況にあるので、風俗改良において、冠婚葬祭をまず改良すべきであると考えられる。注意すべきは、著者が儒家の「礼」の定義で虚礼を説くことであり、それは伝統な知識人が漢学の視点から葬祭旧慣を検討し、そして改善を促しているものと見られる。

このように、台湾葬祭旧慣の奢靡と虚礼について、日本統治初期に既に言及され、それを改善する考えも間々見られた。そして、1915年に至って風俗改良の波に乗り、その改良の必要性を論じて正式に提出された。それは台湾人が自発的に自分の旧慣の改良を図ったものと言えるだろう。

さらに、1920年の初めに、時の内閣総理大臣・原敬は「愛國的自制を促す」という一文を公表し、国民の贅沢な生活慣習を自制することを呼びかけた。2月に入って、神戸に早速節約同盟会が組織されて勤儉の美德を宣伝し出した。このような節約を促す背景は、第一次世界大戦による物質の缺乏である。「物質の缺乏は、物價異常の昂騰となり、中産以下の生活難となり、延ては思想界の混亂を來し、國運の進展を阻礙し、（中略）之を以て當局は、極力物價の調節を策」<sup>93</sup>することにした。このような物質の欠乏の状況で、日本で「奢侈安逸の弊習は全國を風靡する様」<sup>94</sup>である故に、節約同盟会は「奢侈に流れんとする時弊を阻止し、勤儉の美德を宣傳し以て健全なる國民思想を喚起し、需要方面より物價の昂騰を緩和するを以て目的とする」<sup>95</sup>ものである。

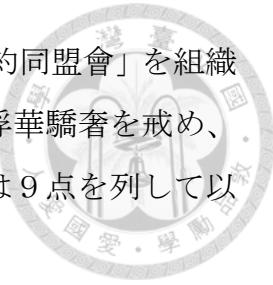
<sup>92</sup> 読み下しを金谷治訳注『論語』（岩波書店、1998年）に拠る。29頁と40頁を参照。

<sup>93</sup> 「廣く全國の宣傳に從ふ 節約同盟會 思ひ切つて節約せよ」『臺灣日日新報』1920（大正9）年2月20日、七版。

<sup>94</sup> 「愈々成立つた 臺灣節約同盟會 全島の宣傳に努む」『臺灣日日新報』1920（大正9）年3月9日、七版。

<sup>95</sup> 「廣く全國の宣傳に從ふ 節約同盟會 思ひ切つて節約せよ」『臺灣日日新報』1920（大正9）

同年の3月に、台湾においても同一趣旨に基づいて「臺灣節約同盟會」を組織された。同盟会規約の第二条に、「本會は勤儉の美德を養成し、浮華驕奢を戒め、善良の風習を馴致するを以て目的」に掲げ、実行方法に関しては9点を列して以下のように述べる。



- 一、物質の浪費及濫用を慎む事
- 二、衣服及日用品は出来るだけ在來品を使用する事
- 三、贈答は成る可く廢止若くは節約する事
- 四、宴會は成る可く見合せ已むを得ざる場合に於ては質素を旨とする事
- 五、酒及煙草は成る可く節約する事
- 六、代用を奨励し米の節約を圖る事
- 七、電力、瓦斯及水道を節約する事
- 八、時間を節約し且つ勵行する事
- 九、停車場等の送迎は成る可く省略する事<sup>96</sup>

さらに、同会から「吾本島人之最奢靡者。為冠婚喪祭。浪擲金錢。盈千累萬。不稍愛惜。如入此會。此四事尤宜極力撙折。以禮為範圍。庶乎可矣。（我々本島人の最も奢靡とするのは冠婚葬祭である。お金を浪費して千万に至り、全く惜しみがない。節約同盟会に入会したら、この四つの事に力を注いで節約を促し、礼を以って限度を定めれば、可なりに庶からん）」<sup>97</sup>という意見まで提出されている。1924年の節約宣伝の記事において、台湾節約同盟会規第十条の「冠婚葬祭。行以簡素。（冠婚葬祭は簡素にする事）」<sup>98</sup>が見られ、いつに加えたのかが分からぬが、上述の建議を受けてのものと推定されよう。

また、この台湾節約同盟会規を見れば、第十条に明言された「冠婚葬祭は簡素にすること」の外に、贈答、宴會、時間の節約も、全体の葬祭改良に影響を及

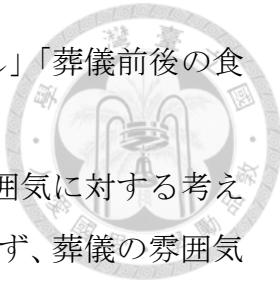
---

年2月20日、七版。

<sup>96</sup> 「愈々成立つた　臺灣節約同盟會　全島の宣傳に努む」『臺灣日日新報』1920（大正9）年3月9日、七版。

<sup>97</sup> 「臺灣節約同盟會」『臺灣日日新報』1920（大正9）年3月12日、六版。

<sup>98</sup> 「節約宣傳與臺灣」『臺灣日日新報』1924（大正13）年10月24日、四版。



ぼした。表2-1-2の改良事項の「喪家に贈り物」「香典返し」「葬儀前後の食事」「葬式時間」はそれに当たるものであると考えられる。

続いて、葬式を莊厳静肅に実行することであるが、葬儀の雰囲気に対する考え方と華美な虚礼の廃止という2つの事柄に関わるものである。まず、葬儀の雰囲気について。

(人足については) 華を擔ぐ者、車を挽く者、旗を捧ぐる者、其他葬例にある雇ひ人足の本島人は喧喧囂々と勝手に喋舌り、勝手に戯れて、之が爲に葬儀の氣分が全然打ち壊はされて仕舞ふ<sup>99</sup>。

葬列の人足は往々喧騒になって葬儀の雰囲気が打ち壊されるという。ここの「葬儀の氣分」は儀式のあるべき厳肅さを指すものと考え、日本人の葬式へのイメージであろう。しかし、それは台湾旧来の葬儀気分ではなかった。

此靜寂と哀愁の中にひたりつゝある本島紳士や婦人達の心には、初めて離別に對する真の悲哀を味ひ得た事を感謝した人々の決して尠くないのを信ずるのであつた。(中略) (葬列が) 哀しき奏樂につれ肅々として四山の墓地に向かつて、枋橋の市街を通過する時、市民は兩側に人垣を作りて見物して居たのであつたが、彼等の眼に見馴れた秩序の無い葬列と比較して如何なる考へを起こしたのであらうか、心無くも林家は葬儀の費用を吝んだのであると惡評しとのも、此森嚴な敬虔な葬儀を見たなら必ずや自己の愚を覺つた事であらう<sup>100</sup>。

1917年に枋橋林家の葬儀が神式を以って行われたことは、「空前の一先例を開くもの」であり、これに対して日本人も「其舉式の嚴肅に執行されん事を希望した」のである。また、上引を見ると、日本人の希望する葬儀は厳肅さだけでなく、

<sup>99</sup> 「節約宣傳(一) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月25日、七版。「其他葬例」の「例」は「列」とすべきであると考える。

<sup>100</sup> 「本島人の内地化」『臺灣日日新報』1917(大正6)年2月27日、五版。

「森嚴な敬虔」で「靜寂と哀愁の中に眞の悲哀を味ひ得」ることをも期待しているのが分かる。それに対して、「(臺灣ノ) 葬禮ニハ樂ヲ舉ケス其嚴肅ナルヲ欲スルニモ拘ハラス、民間ニ於テハ盛ニ鼓樂ヲ奏シ甚シキニ至テハ、葬日或ハ除靈ノ日ニ劇ヲ演シテ、飾觀ヲ爲シ、葬禮一般ニ浮華ニ互ル」<sup>101</sup>というふうに、台湾の葬礼は正礼でなく俗礼である故に、浮華に流れるのだと述べる。加えて、「此次因循同風會及節約同盟會旨趣、力矯流俗之弊、故名為哀悼會、如内地人體制。(中略) 儀式雖新舊折衷、然以肅靜為主、秉棄習俗繁華云。(今回同風會と節約同盟會の趣旨に従い、弊習を矯正する故に、哀悼會と称し、内地人の体制のようである。(中略) 儀式は新式旧式を折衷するものであるが、静肅を主として繁華な習俗を廃止するという)」<sup>102</sup>と述べて、台湾習俗に基づいた葬儀が常に盛大に繁華に行われるのだが、日本のそれと逆であると強調する。それゆえ、日本人が見馴れない台湾の葬儀旧慣を改良することを歓迎し、しかも台湾人が葬儀旧慣に対して反省することに期待を寄せるのである。

次に、華美な虚礼の廃止によって厳肅葬儀をすることについて。

昔は冠婚葬祭と云つて、人間一生の大事として隨分思ひ切りた金を費す風習であつたが、時代の推移は最早こんな悠長な生活を許さぬ事となつた。儀式は厳格にれるが良いが、金を多く掛けるのが、必ずしも意義のあるものではない。華美と嚴肅とは一致するものではない。本島人が葬式には家財の半以上を傾けるとて其愚を嘲笑しながら、同じ愚を繰り返へす必要があらうか<sup>103</sup>。

この記事では、主に華美な伝統的葬祭にお金が多くかかることについて議論されている。「華美と嚴肅とは一致するものではない」という記述から、葬儀を厳肅にすべきことによって、華美な虚礼を廃して節約を促そうとしているのがわかる。確かに虚礼を廃止した葬儀は質素なものになると同時に、厳肅にもなると

<sup>101</sup> 『臺灣私法 第二卷 上』臨時台灣舊慣調査会編、1910（明治34）年、25頁。

<sup>102</sup> 「舉哀悼會」『臺灣日日新報』1920（大正9）年8月3日、六版。

<sup>103</sup> 「節約宣傳（八） 結婚の改良」『臺灣日日新報』1920（大正9）年4月3日、四版。

見えるので、厳粛と虚礼廃止の節約は表裏一体のものであると考えられるだろう。

続いて、迷惑をかけると認められるのは、主に葬儀の途中行列である。その状況について、「又會葬者の方も無用な迂路を引き廻されでは、會葬と云ふ誠意は漸く迷惑とな」って<sup>104</sup>、そして「其の蜿蜒長蛇の如き葬列を以て交通の妨害をする事が最も甚だしい」<sup>105</sup>と糾弾している。また、このような葬列を作ることに對して、「見榮を張らうと云ふに過ぎない爲であるが、(中略) 他人の迷惑をも顧ずに自分計り得々たるは何と云ふ淺い考へであ」る<sup>106</sup>と批判が手厳しい。もともと盛大な葬列は、台灣人にとって死者に対する礼意の表れであり、また身分の表示でもある。しかし、日本人の目から見れば、それは交通妨害なり他人に迷惑を掛けるなり、ただ秩序のない行為であり、早急に改善が求められるものである。

(改善) されば茲に要求したいのは、内地に出來て居る葬儀自動車の設備である、これを用意すれば、途中管管しい葬列を作る事も無く、定刻に子の葬儀自動車に依つて遺骸を葬場に運び、それには近親其他少數の者が添附つて行けばそれでいい、(中略) 斯くすれば長い行列を作つて交通の妨害にもならねば、會葬者にも氣の毒な想ひをさゝずに済むのである (後略)<sup>107</sup>。

葬列の改善について、上述のような意見が提出された。これは枋橋林家葬儀の「哀しき奏樂につれ肅々と」する葬列に対して、葬列の代わりに葬儀自動車を以て遺骸を葬場に運ぶという手段を勧める。1929年6月20日、『臺灣日日新報』に「基市葬儀車開始使用 望島人多利用 (基隆市に葬儀自動車の使用を開始 本島人が多く利用する事を望む)」という記事によって、上記の建議が受け止められて実現したことが分かる。

最後に、野鄙とされて廃止すべきとする儀式は、僧道の「道士戲=做功德」と「念歌」の2つである。

<sup>104</sup> 「節約宣傳(一) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月25日、七版。

<sup>105</sup> 「節約宣傳(二) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月26日、七版。

<sup>106</sup> 「節約宣傳(三) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月27日、七版。

<sup>107</sup> 「節約宣傳(三) 葬儀の改善」『臺灣日日新報』1920(大正9)年3月27日、七版。

「做功德」については、艋舺同風会は「法事中野鄙に渉るもの、滑稽に流るるもの、又は遊戯に類する（鏹鉢投げ、下女教へ、橋渡り、御經荷ひ、假裝觀音、折城、紙馬使ひ等の如き）もの」<sup>108</sup>を廃止して葬祭の改良を促す。このような考えは、実は統治初期にも見られたものである。例えば、前述した記事の「居喪禮佛論」では、「薦拔親魂」（=做功德）という儀式について、「最乖於禮者、莫如解愿、挑經、擲鉢、牽（車藏）以及打血盆、走赦馬各等詼諧遊戲佐以音樂喧囂、儼然歡喜場中行樂之玩（最も礼に背くのは、解愿、挑經、擲鉢、牽（車藏）及び打血盆、走赦馬など喧しい音楽を伴う滑稽な遊戯であり、お祝いの席での遊びに等しい）」<sup>109</sup>と述べられている。また、他の記事にも「蓋本島喪葬、習慣雖不宜除、然一流道士戲謔不倫、號稱超渡、故宜有識者所不取也。（本島の葬儀はその旧慣を廃するべきではないが、滑稽な道士戯で済度できることを、有識者が一番いけないことと認める）」<sup>110</sup>とある。よって、「道士戯」は、台湾人自身が以前から疑いを抱いていたものである。

次に「念歌」について。先に基隆同風会評議員である林清芳の葬儀が、静肅にするために念歌を廃止したことを述べた。その際に、念歌に対して「葬儀委員長顏國年氏、演説贊成、有裝飾哀音、殊屬野鄙。昨年余世界一周、所經各國、皆不聞有此風俗。（葬儀委員長顏國年氏が演説で「念歌」を廃止することに賛成する。哀音の裝飾を有するが、殊に野卑に属する。昨年、余は世界一周し、至った各国にはこのような習俗があることを聞かない）」<sup>111</sup>というような記述がある。つまり、文明開化の視点から自分の文化を見直し、そして改善の決定に至ったということである。また、「念歌」が「句々鄙俚、不堪入耳（念歌は句々野鄙であり、聞くに堪えない）」「夫哀慟之時心傷罔極口不成音（哀慟の際に心を痛めていて悲しすぎて、歌うことができない）」というような指摘もある。それは、文明的な視点から捉え、そして各国の文化と比較しつつ自分の文化を見直そうとしたものであろう。

このように、1919年から同化主義に基づいて「内地延長方針」が始まった。

<sup>108</sup> 「葬儀法要改善 艋舺同風會に於て」『臺灣日日新報』1919（大正8）年8月7日、七版。

<sup>109</sup> 「居喪禮佛論」『臺灣日日新報』、1899（明治32）年12月3日、五版。

<sup>110</sup> 「火化後聞」『臺灣日日新報』1912（明治45）年1月16日、三版。

<sup>111</sup> 「風俗改良之一端」『臺灣日日新報』1926（昭和1）年4月17日、四版。

同じ頃に活発に活動した同風会の風俗改良は、日本政策による提唱、或いは日本葬祭の模倣を主としつつも、台湾人たちが自らの習俗旧慣を見直して同風会の活動によって改良を決意したことも確認できる。虚礼と縛礼を廃止して、葬儀を内地式のように静肅にし、尚且つ迷惑を避けるのは、日本の葬儀慣習に応ずるものであるのみならず、当時日本の節約政策に従うための改良でもあった。そのこともあって、その頃の台湾には内地式、或いは新旧折衷式の葬儀の出現が多く見られたのである。

台湾自身の文化を顧みて検討することについては、葬祭の費用を節約するのは日本政策からの影響があった一方、伝統的な儒家の「礼」の定義で俗礼を見直して改正する動向も見られた。また、道士戲のような「野鄙」「虚礼」とされて礼節に背く俗礼を陋習と視する考えが、日本統治初期において既にあったが、1920年代に至って、近代文明の観点からこのような旧慣に対して改めて改善を促すのである。

## 第二節 台湾新文化運動における葬祭改良

第一次世界大戦末期、世界民主主義、自由主義の風潮の高まり、ウィルソンの民族自決の提唱、アイルランドの独立運動、中国の五四運動、朝鮮の三一独立運動などの影響を受け、そして日本に留学する台湾学生の増加によって、台湾の抗日運動が非武装の民族、政治、社会運動に転向した。

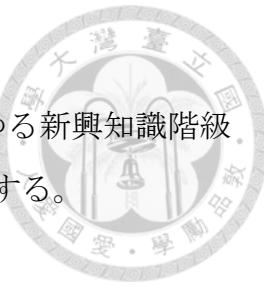
1919年、東京の台湾知識人と留学生たちは「啓発会」を組織し、翌年にそれを「新民会」に改称した。そして、雑誌『臺灣青年』を発刊することで、台湾人の民族自決を目標とする政治運動と文化啓蒙運動が展開しはじめた。

この文化啓蒙運動は「台湾新文化運動」とも称され、時代遅れの台湾の文化が世界に淘汰されない、また植民者の侵略に抵抗できるために、台湾文化の向上と民衆知識の啓発に力を注いだ。洪世昌は『臺灣民報』を分析して、そして新文化運動の内容は西洋の近代的な知識の紹介、台湾伝統的な文化の反省及び植民統治の抵抗にあったことを指摘している<sup>112</sup>。台湾の伝統的な文化の反省には葬祭

<sup>112</sup> 洪世昌「《臺灣民報》與日治時期臺灣新文化運動（1920-1932）」国立台湾師範大学歴史研究所碩士論文、1997年、175-177頁。

礼俗の改良が含まれるのである。

本節では、同風会の旧知識階層に対する台湾の留学生、いわゆる新興知識階級が行った台湾新文化運動を中心に、その葬祭礼俗の改良を考察する。



### 一、台灣文化協會と台灣民衆黨の風俗改良

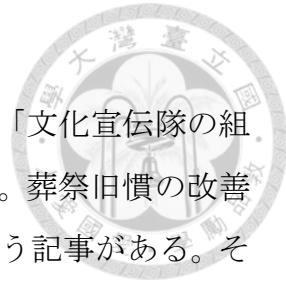
1921年、蔣渭水は「台灣文化協會」を創立し、文化の啓蒙、社会習俗の改良ないし政治の改革を促進した。当時の台湾には、迷信が深くて風俗が卑劣である。また、近代的な衛生観念もなく、しかも物質的な生活に耽る状況が多く見られ、それは「知識の營養不良」のためだと診断する。この状況を改善するには、教育などの文化活動の実行という療法が必要だとする。そして、「台灣文化協會」はまさにその療法の専門家である。蔣はこのように述べる。

全島の生活状態を見まるに如何なる現象を呈してゐるか。道徳は廢たれ、社會的制裁は地に墜ち、人々唯利に趨る。迷信深く風俗卑劣にして衛生的觀念甚だ乏しい。所謂有識者階級なる者も多くは意志薄弱にして確乎たる信念もなければ高遠なる理想もなく、只管物質的生活にのみ没頭して餘念がない。（中略）

之を醫學上の言葉を借りて云へば此等の缺陷は或る疾病的結果として當然現はるべき症狀であつて、疾病其のものゝ原因ではない然らば疾病的原因即ち病原はと云へばそれは要するに知識の營養不良である。即ち臺灣人は知識の營養不良と云ふ病氣に罹つてゐるのだと診斷したのである。既に病原の診斷が出來たらば今度は其病原に對する療法、即ち原因療法即ち根治療法を講せねばならぬ。文化運動は即ち原因療法である。本會は此原因療法を講ずる専門家であつて其他の事は本會の知る所ではない。（中略）

されば療法即ち智識の營養療法として其主なるものは學校教育と社會教育である。（中略）而も實行容易なる社會教育方面より著手したいと思ふのである<sup>113</sup>。

<sup>113</sup> 蔣渭水「文化協會創立經過報告」『蔣渭水先生全集』財團法人蔣渭水文化基金会、2014年、373-375頁。



文化運動の内容は、具体的に「会報の発行」「読報社の設立」「文化宣伝隊の組織」「活動写真及び文化劇」「各種の講演会」など、多岐に亘る。葬祭旧慣の改善に関しては、台湾文化協会会報第四号には「人死和送殯」という記事がある。そこでは、死者と親しくない人の送葬を「虚偽の送殯者」として批判している。なお、1924年9月20日に行われた通俗学術講座は「風俗改良」をテーマとしており、葬祭改良に触れた可能性がある。だが、現段階ではそれに関する史料が把握できないため、具体的な内実が分からぬ。

1927年、台湾文化協会が分裂して無産階級啓蒙に転向する台湾文化協会と、元の民族主義啓蒙運動を支持する台湾民衆黨に二分した。台湾民衆黨は分裂する前の台湾文化協会を引き継ぎ、その党綱で「社会陋習の改革」を主張しており、さらにその改革すべき項目は「迷信、建醮の浪費、冠婚葬祭の奢侈、阿片の使用」などと挙げる。

則什麼是民眾黨的指導原理呢。我們檢點黨的三大綱領（中略）人類所受的束縛有三方面—政治經濟社會、所以我黨對這三方面都要去求解放。（中略）

三、改除社會制度之缺陷、就是要「改革社會之陋習、實行男女平權、確立社會生活之自由」。如二次大會宣言中所指摘「迷信根深、迎神建醮的浪費、冠婚葬祭的奢侈、阿片的中毒」等皆在應革除之列<sup>114</sup>。

このように、冠婚葬祭などの風俗旧慣の改革は、文化の向上と啓蒙を目的とする文化運動の一部として、台湾文化協会と台湾民衆黨の運動目標に組み入れられた。では、新文化運動において、葬祭礼俗の改良をどのように実行し、そしてその改良の内容と成果はどうだったのだろうか。「台灣人唯一の言論機關」と称される『臺灣民報』は、非武力抗日運動時期に対して確実で詳細な記録を残し、この時期を研究するに不可欠な史料であるが、それを通して「台湾新文化運動」

<sup>114</sup> 蒋渭水「臺灣民衆黨的指導原理與工作」『蔣渭水先生全集』財團法人蔣渭水文化基金会、2014年、276-277頁。

をより全面に捉えることができると認められる<sup>115</sup>。以下、『臺灣民報』を通して新文化運動における葬祭改良の実態を明らかにしていく。



## 二、『臺灣民報』から見た葬祭改良

1923年4月15日、『臺灣青年』『臺灣』を受け継いだ『臺灣民報』が東京に創刊され、1927年8月1日から台湾に移転して発行された。

『臺灣民報』は「一貫站在臺胞立場、非常勇敢的擁護臺灣文化協會及請願設置臺灣議會的運動」「與民眾黨的活動、保持表裏一體的關係、這是本島社會政治運動的主體」であり、「臺灣民報即是這些民眾團體（例如臺灣文協會、臺灣民眾黨、臺灣農民組合、新臺灣聯盟、臺灣議會期成同盟會、東京新民會、東京臺灣青年會、各地讀書會、工友會及各地中華會館等）的代辦機關」<sup>116</sup>と述べられている。つまり、台湾新文化運動ないし社会、政治、民族運動と密接な関係を持っている。

本節では、まず『臺灣民報』によって、当時の葬祭改良の要点を見る。そして、新竹青年会葬儀改良会及び蔡惠如、蔣渭水の葬式といった実例をもとに、台湾新文化運動における葬祭礼俗の改革を考察する。

### （一）「應該合力改革喪禮」における葬祭改良の要點

1927年3月20日、『臺灣民報』に「應該合力改革喪禮」という評論が載った。そこでは、迷信、婚礼と葬礼を台湾の三大陋習として、その中で最も迷信、虚偽、かつ面倒なのは葬礼である故に、葬礼から台湾陋習の打破を始めるべきだと主張されている。

その改革の項目に関しては、まず、葬祭の迷信が多くあるが、その中で特に「請水」「做功德」「造紙厝」「燒金紙」「看風水」を挙げて批判する。次に、鑼鼓や藝閣、花車、送葬の和尚と道士など賑やかで華奢な葬列は、哀傷を主とすべき葬儀に相応しくないだけでなく、冗費にもなる。そして、近代の生活に適切でない三年の喪期と喪服、また形式化された虚偽な弔祭の改革を促す。

<sup>115</sup> 洪世昌「《臺灣民報》與日治時期臺灣新文化運動（1920-1932）」国立台湾師範大学歴史研究所碩士論文、1997年、176-177頁。

<sup>116</sup> 楊肇嘉「附錄：臺灣新民報小史」『楊肇嘉回憶錄（下）』三民書局、1967年、421頁、425頁と427頁。

そして、中国の胡適之の葬礼観を参考として示して、改良の葬式順序をこのよう提示する。



葬禮式次改良如下。(一) 家族及會葬者入場、(二) 家族致祭拈香行三鞠躬禮、讀祭文、(三) 戚誼友誼行三鞠躬禮、(四) 吊電披讀、(五) 述行狀、(六) 悼詞、(七) 家族致謝、(八) 發引<sup>117</sup>。

その内容から見れば、改良の葬式は公弔会に相当するものであると考えられる。新聞記事から当時の公弔会或いは追悼会の式順を整理して、以下のように示す。

表2-2-1 1910年代から1920年代における公弔会・追悼会の状況

発行日	記事タイトル	公弔会・追悼会の式順
1915/04/27	陳家公弔盛況	會員參集、僧侶讀經、朗讀祭文、順次燒香、張宴鳴謝
1922/01/10	生死哀榮	僧侶讀經、親友弔詞、順次拈香、發引
1926/10/04	陳家林孺人葬儀 先時開公弔會	僧侶誦經、弔詞、弔電、以次拈香、發引
1926/11/23	永裕茶行追悼會	著席、僧侶讀經、祭文朗讀、遺族拈香、會葬者拈香、晚餐
1926/12/14	苗栗黃家追悼會及葬儀盛況	樂隊吹奏悲樂聲中著席、和尚讀經、談誄、燒香
1930/01/11	故陳江流氏 公弔盛況	誦經、弔詞、弔電、以次拈香、發引
備考	「故陳江流氏 公弔盛況」だけには「佛式執行」という説明があるが、上記その他の公弔には「僧侶讀經・誦經」という項目があることから、それらも仏式で執行することが推測できよう。	

資料：『臺灣日日新報』(台湾日日新報社、1915-1930)。

1915年5月に発行された『臺法月報』に「公弔は葬儀にあらず」という記事があるが、そこでは公弔と葬儀との差異が論じられた。

公弔とは公衆に於て執行する弔祭と云ふの意である、一に之れを開弔ともいふが、之れは公開の弔祭といふの意にして、意味は同一なのである。之れ

<sup>117</sup> 「應該合力改革喪禮」『臺灣民報』1927(昭和2)年3月20日、二版。

を今日の流行語で云へば追弔會である。即ち大官、碩儒、徳望者などの死亡したとき、葬式を舉ぐべき孝男孝女及び親戚等以外の一般知人たる公衆に於て、死者に對して特別の悼意を表するために開く所の追悼會である、故に普通に所謂葬式とは全然別物なのである<sup>118</sup>。



公弔の定義から、普通に言う葬式とは同じものではないと説いた。そして公弔の発起、通知、準備及び時日を葬儀と比較して、それらの違いを述べた。ところが、「應該合力改革喪禮」の提議する改良葬儀は、明らかに公弔会の形式で、伝統的葬儀を変えようとしたものであることが分かる。

1929年10月6日、蔣渭水の母の出棺の際に、「喪禮口號」という迷信打破の宣伝ビラを配布することを予定された。その内容は以下のようである。

打破妄從迷信、排除守舊陋習、破除日師堪輿選擇、反對僧尼道士誦經、排斥做功德糊靈厝、反對燒金銀紙還庫錢、排斥燒轎乞水、廢止弔祭做旬、革去點主祀后土、破除誥封提銘旌、廢除無意義牽調啼哭、反對多喧嘩鑼鼓々吹<sup>119</sup>

迷信の打破と陋習の排除を主張して葬祭の改革を行う。改革の項目は、概ね上述の「應該合力改革喪禮」のそれと一致する。

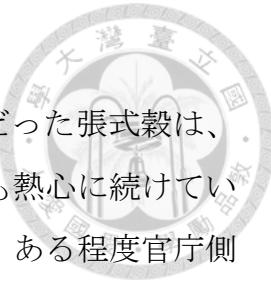
## (二) 新竹青年会葬儀改良会

1927年3月から、新竹青年会の葬祭改良会の組織及びその改良の実行状況について、『臺灣民報』に一連の報道が載った。

青年会というは、官庁の支持で組織された、小公学校の卒業生である青年を中心とする社会教化団体である。同風会と同様に生活の向上、風俗の改善及び国語の普及を努めた。同風会の葬祭改良を批判したりして官庁と対立する『臺灣民報』は、なぜ新竹青年会の葬祭改良に特に注目したのか。これについて、まず新竹青

<sup>118</sup> 小林里平「公弔は葬儀にあらず」『臺法月報』第9卷第5期、1915（大正4）年5月20日、44頁。

<sup>119</sup> 「出葬放銀紙 換做散傳單」『臺灣民報』1929（昭和4）年10月13日、六版。



年会会長を務めた張式穀を見よう。

許佩賢の研究によれば、国語学校師範部出身で公学校教師だった張式穀は、1920年香山庄長に就任してから、新竹街と香山の青年活動をも熱心に続けていた。1921年、新竹街の青年組織である「竹聲會」が設立され、ある程度官庁側の指導を受けるものであるが、張式穀はその会長である。ところが、1925年に竹聲會が地方官庁の支配を排除して「新竹青年会」に改組され、新式教育を受けた青年たちがその主導権をとって「文化向上の促進」を趣旨とした。張式穀は再び会長を担った。それは、明らかに新文化協会の影響を受けたものであると考えられる。それで、新竹青年会が地方官庁の教化運動から民族運動陣営へ走り寄つて、啓蒙運動を宣伝した。会長の張式穀は、植民体制の協力メカニズムに取り込まれて台湾文化協会、台湾民報社、或は台湾民衆黨に参加しなかつたが、民族運動陣営と良好な関係を持っていて、共通の関心と行動があった、ということである<sup>120</sup>。さらに、『台灣總督府警察沿革誌』には、「新竹振興會新竹支会ノ所属団体トナリタルモ民衆党系ノ人物多シ」<sup>121</sup>と記され、台湾民衆党の支持団体とされる。とすれば、新竹青年会が『臺灣民報』に掲載されたのも所以あることだったのである。

1926年に新竹青年会の会員が葬祭改良会の組織を提議し、1927年2月に幹部会議でその成立について討論して準備し、4月に正式に成立した。葬祭改良会の会旨と改善内容について以下のように述べられている。

該會的主旨是在改革在來葬式中種々不合理的陋習。如孝男跪行、蹲桌下、女眷哭棺頭、道士的指揮、題主、祀后土……種々的繁文縟禮、是不遑枚舉的。臺灣人稍有智識者、都會感覺着舊式葬儀的不合理。但是要各人獨出心裁、各自改良、倒是不容易的事。一定有個會給人家做榜樣、才可以實行的。該會的組織是要帶着組合的性質、用會員的出金作資本、購買花圈、花牌、花車、新式的棺罩、弔灯、幢幡、香担、樂隊……種々的葬儀用具、可以舉行文

<sup>120</sup> 許佩賢『殖民地臺灣近代教育的鏡像——一九三〇年代臺灣的教育與社會』衛城出版、2015年、26-27頁と38-40頁。

<sup>121</sup> 『臺灣總督府警察沿革誌 第二編（中卷）』台灣總督府警務局、1933（昭和8）年、440頁。



化的葬式。不僅會員可以使用、也要歡迎一般街民的利用。因為是社會奉事的事業、所以使用料要定得十分便宜。

在來的葬式、最麻煩的是食事的準備。最不雅觀的是幫忙工人衣服的不潔。所以該會要準備幫忙葬式工人的專用服、或白？或黑？要一律的。又屬該會請負雇傭的工人、一律不給吃、不給頭白。如此喪家又經濟又不麻煩、而葬式又得靜肅舉行、能够充分表現哀悼之意。

這樣有意義的事業、又適合着時勢的要求、所以街民很希望它早日實現<sup>122</sup>。

また、次のような指摘もある。

該會的旨趣在於打破向來的陋習、儀式最重整潔嚴肅、以期能够使之充分發揮「慎終追遠」的情緒。（中略）至於葬儀用具的調製、莫不希望有點「推陳出新」、又把固有文化保存、所以理事諸君的任務、是非常的重大<sup>123</sup>。

在來葬式の不合理な陋習を打破するのは、葬祭改良の旨とされる。しかし、陋習とされる葬祭礼俗が多く、各人で改良を実行するのは容易ではない。そのため、特に改善の必要とする項目を選び出して改善の模範を示すのが重要である。例えば、跪礼、道士の営む祭事、題主などの繁文縟礼や、煩雜な葬儀前後の食事の準備、葬儀係の不潔な服装などがある。また、共通の葬儀用具を準備することと、葬式を静肅に挙行することも改善の要点とされる。

その中で、共通の葬儀用具の準備は確かに実行されたことが見られ、葬具を会員の出金で買っておき、そして手ごろな値段で会員或いは一般の民衆に賃借すると定められる。葬祭用具については、新式のものを使用するが、固有文化の保存も同時に重視する。その実行の状況を以下の記事が記している。

新竹葬儀改良會的各種用具、大畧已經完備、於六月七日周至角君令堂的葬式、開始第一回利用。棺罩、花担、花環、幢幡等的調製、都含有改良的意義（中

<sup>122</sup> 「組織葬儀改良會 新竹青年會的附屬事業」『臺灣民報』1927（昭和2）年3月20日、八版。

<sup>123</sup> 「葬儀改良會成立」『臺灣民報』1928（昭和3）年5月6日、四版。

略) 但該會趣旨是重在陋習的革除、倘若僅以裝飾能够推陳出新為滿足、恐怕會違背該會創設的意義 (中略) 當日周家的葬式、如轉柩、跪行、排祭、呼哭等依然如故。點主、橋前勇、大鑼哨角種々默不盡有。然則葬儀改良會、不過是提供用具、添點熱鬧而已、怎麼能够適合改良的主旨呢？(中略) 初回的使用、不能夠實行模範的改良、實屬遺憾、但此回因為設備勿々、使用條例還無有做成、所以一任喪主照舊舉行、以後非依本會的規程、斷不給使用云<sup>124</sup>。

周至角の母親の葬式は、新竹青年会の改良の葬祭用具を使用したが、その他の葬祭儀礼はすべて旧式で行われたことで、葬祭改良の模範にならなかった。それは、葬祭改良会がいくつか改良の項目を提出したものの、葬儀の使用条例がまだ作成されなかつたため、他の改良を強制することができなかつたのである。

ところが、その使用条例に関するその後のリポートは新聞の記事に見られなかつた。そして、1929年3月に、新竹青年会会議の開催でその解散が決められた。結局、新竹青年会の葬儀改良会は葬祭用具以外の葬祭改良が果たさなかつたのである。

### (三) 台湾民族運動家の葬儀

#### 1. 蔡惠如の葬式

1929年6月1日、台湾民族運動の先覚者である蔡惠如の葬式が仏式を以つて台中清水街で挙行された。

午後二時、会葬者が着席して葬式が始まった。その式順は、①式辭の朗読、②僧侶の贊辭、③遺族の告別辭、④弔辭の朗読、⑤弔電の披露、⑥僧侶読經の声で会葬者が順次に拈香、と報道される<sup>125</sup>。

式順から見れば、前述の『臺灣民報』に見た改良の葬儀、つまり公用会と概ね一致している。さらに、改良した葬祭礼俗が特に言及された。

<sup>124</sup> 「新竹 葬儀要改良 決不可脫不出舊套」『臺灣民報』1928（昭和3）年6月17日、六版。

<sup>125</sup> 「故蔡惠如氏葬式 廢除一切的陋習 會葬者五百餘人」『臺灣民報』1929（昭和4）年6月9日、四版。



靈柩前設置祭壇、當中掛起故人遺像、遺族的喪服一律照舊穿麻着苧、蹲伏於屏幛裡面的靈柩兩傍。採用佛式、壇前有三位的和尚誦經。糕果而外牲醴集其他的祭品一切不用。(中略)

自舉式至式終不過費了一個鐘頭、除表示哀悼故人的逝去而外、凡一切繁文褥禮、概不慣用。所以式場始終維持著很嚴肅的狀況。就是行列也僅以吊軸、輓聯、會葬者之多為特色、至於因襲的點主、祀后土都被擯斥。能够如此改良，才不有負故人生前的意氣<sup>126</sup>。

遺族の喪服はなお旧式の麻苧製服を使用したが、供え物の使用や式の時間、雰囲気、旧慣の廃止などにそれなりの改良が見られる。

## 2. 蒋渭水の大眾葬

1931年8月23日、台灣民族運動の指導者である蒋渭水の葬儀が台北永樂座で行われた。

午前8時半、遺族、葬儀委員会及び会葬者が着席して式辞の朗読で告別式は莊嚴に始まった。その式順は、①式辞の朗読、②一分間の黙禱、③遺言の宣告（禁止された）、④祭詞、⑤会葬者の弔詞、⑥弔文弔電の披露、⑦会葬者に謝辞（行状を叙述）、⑧弔歌の宣告（禁止された）、⑨遺骸に三回お辞儀、⑩発引、とある<sup>127</sup>。

この葬儀は「臺灣大眾葬」と称されるが、記事において「告別式」<sup>128</sup>も呼ばれる。しかも、その式順の内容から、それは公弔会と同じであることが分かる。

<sup>126</sup> 「故蔡惠如氏葬式 廢除一切的陋習 會葬者五百餘人」『臺灣民報』1929（昭和4）年6月9日、四版。

<sup>127</sup> 「故蔣氏葬儀詳報 遺言團體旗禁止」『漢文臺灣日日新報』1931（昭和6）年8月25日、四版。「故蔣渭水氏的臺灣大眾葬」『臺灣民報』1931（昭和6）年8月29日、四版。

<sup>128</sup> 新聞『臺灣日日新報』と『臺灣民報』の記事を簡単に考察すると、「告別式」は、1910年代から1920年代において内地及び在台内地人の葬儀によく見られる。1929年から台湾人の告別式の挙行がときどき見られるようになってきた。例として、1929年の「屏東林德水氏告別式」「故汪水汴氏の告別式」、1930年の「黃土水君の告別式」、1931年の「楊吉臣氏の告別式」などがある。さらに、「屏東林德水氏告別式」の式順から見れば、それは公弔会=追悼会と一致していることが分かる。また、胎中千鶴の研究によるも、1915年陳其春の母親の公弔=追悼会は、当時「内地式」の「告別式」であったと考えられる。「屏東／林德水氏告別式」『臺灣日日新報』1929（昭和4）年1月30日、五版。胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、95頁と98-100頁。

葬祭改良については、公弔会の形式で葬儀を挙行する外に、記事に特に触れられていない。しかし、「又臺上裝飾各團體寄贈的花環、其排置雖受警察方面不少的干涉、但尚不失其莊嚴的氣象」「而其長男松輝在奏著悲哀的音樂中、捧着遺骸、安置於臺上之靈棹。是時除音樂之外竟無雜噪之聲、狀極莊重」<sup>129</sup>と述べており、式の静肅莊嚴を強調することが散見する。また、それより先の 1929 年 9 月 29 日、蔣渭水の母親の葬儀において、迷信と陋習を改革する彼の主張が実行された。

為欲實行他向來的主張、打破迷信革除陋習起見、遺族的喪服、斷行改良、墓地的選擇、不用地理師、對於親戚朋友的金銀紙燭、花車牲醴或吊祭等々一切辭退。並不發訃音、祇於本報廣告、以代通知。務期廢滅一切的冗費、舉行樸實莊嚴的葬式<sup>130</sup>。

素朴で莊嚴な葬儀を挙行するのを上記にも見られる。喪服や、墓地の選択、会葬者の贈り物などの改良が大衆葬葬儀の記事に特に言及されなかつたが、公弔会の形式で葬儀を行うことから、それらの旧慣を廃止することが推測できよう。蔣渭水の葬儀は「伝統や宗教を排除し、簡素に徹した新しい葬儀のスタイル」<sup>131</sup>であり、蔡惠如の葬式と同じく公弔会の形式で改良を実行した。また、伝統的な慣習を廃止しただけでなく、宗教も排除した点が注意に値すると考えられる。

<sup>129</sup> 「故蔣渭水氏的臺灣大衆葬」『臺灣民報』1931（昭和 6）年 8 月 29 日、四版。

<sup>130</sup> 「臺北蔣母之葬式 擬廢一切陋習」『臺灣民報』1929（昭和 4）年 9 月 29 日、六版。

<sup>131</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008 年、95 頁と 98-100 頁。

### 三、新文化運動の葬祭改良を実行する人とその改良内容

前記の葬祭改良要点、新竹青年会及び民族運動家である蔡惠如、蔣渭水の葬式の外に、『臺灣民報』にその他の葬祭改良の記事もある。以下、それらの葬祭改良の記事をまとめ、改良を実行した人々とその改良の事項を表で整理し、新文化運動における葬祭改良の状況を明らかにする。

#### (一) 葬祭改良を実行する「新興知識階級」

『臺灣民報』に掲載された葬祭改良を実行する人々については、表 2-2-2 が示すように、大抵は台灣文化協會、台灣民衆党、或いはそれらの支持団体に参加した人々である。



表2-2-2 『臺灣新報』に記載される葬祭改良の実行者

地区	項目 姓名	学歴	経歴	備考
基隆	楊阿魁		台湾民衆党党员基隆支部幹部	
台北	蔣渭水	台湾總督府 医学校	医師 台湾文化協会理事、台湾民衆党幹部	
宜蘭	陳忻忻		台湾民衆党党员・宜蘭新青年会読書会員（台湾民衆党の支持団体とされる）	
	李珪璋		旧台湾民衆党宜蘭支部長幹部、台湾民衆党經濟委員会員、宜蘭郡圓山信用組合理事、蘭平農公司總理、蘭陽農業組合（台湾民衆党の支持団体であり、昭和4年6月蘭陽農業協会に改称）幹部	
新竹	陳萬濡	国語学校	台湾民衆党竹南支部委員	
	新竹青年會	—	台湾民衆党の支持団体	
台中	蔡惠如	漢学	実業家、台中市区長、詩人。 新民会副会長、台湾文化協会理事、台湾民報社取締役	
南投	李春盛	漢学、台中 国語伝習所	南投公学校教員、草屯信用組合長、米穀改良組合長、台中州協議会員。南投序彩票大売人 炎峰青年会の中核人物（炎峰青年会は、前後して台湾文化協会と台湾民衆党の支持青年団体とされる）	1902年紳章授与
台南	蔡培火	台湾總督府 国語学校師 範部、東京 高師理科	台湾青年雑誌社の主幹、台湾文化協会専務理事、 台湾民衆党顧問、台湾新民報社取締役	
高雄	莊媽江	台北医学専門学校（前身は台湾總督府医学校）、日本医学専門学校	医師。高雄鹽埕町平和医院主 台湾文化協会理事、高雄台湾人医師会常務委員、 台湾民衆党高雄支部委員	
備註	(1)便宜上、新竹青年会をこの表でまとめて整理する。 (2)地区別は新聞記事の記載に拠る。			

資料：『臺灣民報』（台湾民報社、1924-1930）。『臺灣新民報』（台湾新民報社、1930-1932）。『臺灣日日新報』（台湾日日新報社、1906-1931）。林進發『臺灣人物評』（赤陽社、1929）。『臺灣總督府警察沿革誌 第二編（中卷）』（台湾總督府警務局、1933）。『臺灣人士鑑』（台湾新民報社、1937）。林柏維著、『臺中市

珍貴古老照片專輯 2：文化協會的年代』(台中市立文化中心、1996)。呂榮發「莊媽江：高雄在地西醫先行者與社會先覺者」(『高市文獻』第十七卷第三期、2004)。陳文松「洪元煌的抗日思想：ある『台灣青年』の活動と漢詩」(『日本台灣學會報』第九号、2007)。邱瓊瑩『世變與家道－中港陳汝厚家族的發展 (1746～1945)』(國立台灣師範大學歷史系修士論文、2008)。呂文星『台灣の社会的リーダー階層と日本統治』(財團法人交流協會、2010)。陳文松「日治時期臺灣「雙語學歷菁英世代」及其政治實踐：以草屯洪姓一族為例」(『臺灣史研究』第十八卷第四期、2011)。廖振富『蔡惠如資料彙編與研究』(國立台灣大學出版中心、2013)。

台灣文化協會の構成について、それは「以少數資產階級的進歩分子為其代表、而以新興知識階級的進歩分子為其中心（少數の資産階級の進歩的な人士を代表に、新興知識階級の進歩的な人士を中心）」<sup>132</sup>として、林獻堂と蔣渭水の率いるグループから組織された。また、林獻堂のグループは台灣議会運動に参加した留学生たちと、台灣島内の資産家、士紳、及び同化会時期の活動家と 2 種類がある。一方、蔣渭水のグループは同業の医師と本地青年学生を主とするのである<sup>133</sup>。さらに、游秀珍は文化協會の重要な成員を分析して、それをさらに 2 種類に分ける。一つは新式教育を受けた若い専門家、或いは在学する青年知識人である。もう一つはより年長で伝統的な教育を受けた地主である<sup>134</sup>。そして、工会、農民組合、読書会などの文化協會の支持団体は、近代産業の労働者や闘争の小農民、或いは有志青年などによって構成された<sup>135</sup>。

台灣民衆党は、分裂した台灣文化協會から離れた民族主義者によって結成されたものである。その支持団体である工友会、農民協會、労働青年会は、封建的な手工業職人、妥協性のある中小地主及び一般的な青年によって組織された<sup>136</sup>。

<sup>132</sup> 連溫卿『臺灣政治運動史』稻鄉出版社、1988 年、60 頁。

<sup>133</sup> 張正昌『林獻堂與臺灣民族運動』1981 年、165-166 頁。

<sup>134</sup> 游秀珍「殖民體制下的文化革新—1920 年代的同風會與文化協會」國立台灣大學社會研究所碩士論文、1995 年、48 頁。

<sup>135</sup> 連溫卿『臺灣政治運動史』稻鄉出版社、1988 年、232 頁。

<sup>136</sup> 連溫卿『臺灣政治運動史』稻鄉出版社、1988 年、232 頁。

## （二）新文化運動の葬祭改良

『臺灣民報』に掲載された葬祭改良の状況を表2-2-3のように整理している。改良の項目はさまざまあるが、その改良の理由と目的によって概ね以下の5項目に整理できる。



- 一、迷信、陋習の廃止
- 二、繁文縟礼の廃止
- 三、葬式が哀を主として静肅にする
- 四、冗費の節約（葬儀の華美）
- 五、虚礼の廃止

表 2-2-3 新文化運動における葬祭改良の状況

改良事項	実行者	内容	改良の理由・目的
乞水	「應該合力改革喪禮」	請水を廃止する	迷信
做功德と道士	「應該合力改革喪禮」	做功德を廃止する	迷信
	新竹青年会附属葬儀 改良会	道士の指揮を廃止する	不合理的な陋習、繁文縟礼
	陳折忻祖母の葬式	做香齋（功德）を廃止する	陋習悪例
	陳萬濡母親の葬式	「道士除誦經而外、其他的形式概不襲用」	因襲的な陋習と迷信を廃除する
葬式（出山）	「應該合力改革喪禮」	點主、司后土を廃止する	
	新竹青年会附属葬儀 改良会	「（廢止）孝男跪行、蹲桌下、女眷哭棺頭、題主、祀后土」	不合理的な陋習、繁文縟礼
	新竹青年会附属葬儀 改良会	葬式を静肅に挙行する	哀悼を十分に表現する
	蔡惠如の葬式	「以公弔會舉行葬儀」、「式場始終維持着很嚴肅的狀況」、「點主、祀后土都被擯斥」	繁文縟礼
	陳萬濡母親葬式	「以公弔會舉行葬儀」、「孝眷男女的蹲棹脚哭棺邊、都一律廢止」	非現代的な礼式
	蔣渭水大衆葬	「以公弔會舉行葬儀」「是時除（悲哀的）音樂之外竟無雜噪之聲、狀極莊重」	
供物の牲醴	蔡惠如葬式	「糕果而外牲醴及其他祭品一切不用」	
	陳萬濡母親葬式	「豬羊牲醴的廢止一事。除簡潔的祭肴並糕餅而外、未嘗陳列一付的牲醴」	
葬式行列	「應該合力改革喪禮」	「廢止鼓樂、藝閣、花車、送葬的道士和尚、拿銘旌」	「喪以哀為主怎得奢華」
葬式時間	蔡惠如葬式	「自舉式至式終不過費了一個鐘頭」	「凡一切繁文縟禮、概不習用」
	陳萬濡母親葬式	「做式所費的時間、自首至尾、未嘗超過兩個鐘頭云」	「廢棄一切不合議論的儀禮」
葬儀係と手伝	新竹青年会附属葬儀	「準備帮忙葬式工人的專用服」	「最不雅」

者	改良会		觀」
	新竹青年会附属葬儀 改良会	「請負雇傭的工人、一律不給吃、不給頭白」。	經濟である
葬儀前後の食事	新竹青年会附属葬儀 改良会	食事の準備	最も面倒なこと
喪家に贈り物	「應該合力改革喪禮」	「廢止吊祭」	虛偽
	陳折忻祖母葬式	「廢止祭奠禮物」	陋習惡例
	莊媽江父親葬式	「吊聯花環」	虛禮
	蔣渭水母親葬式	「親戚朋友的金銀紙燭、花車牲醴或吊祭等々一切辭退」	「廢滅一切的冗費」
金銀紙紙錢庫 錢の焼却	「應該合力改革喪禮」	「廢止造紙厝、燒銀紙」	迷信
	陳折忻祖母葬式	「廢止燒金銀帛」	陋習惡例
風水と墓地問題	「應該合力改革喪禮」	「廢止看風水」	迷信
	陳折忻祖母葬式	「廢止擇日出葬、看地理」	陋習惡例
	蔣渭水母親葬式	「墓地的選擇、不用地理師」	「打破迷信 革除陋習」
喪服	「應該合力改革喪禮」	「改良喪服」	冗費、麻煩
	蔣渭水母親葬式	「遺族的喪服、斷行改良」	
葬具	新竹青年会附属葬儀 改良会	葬儀用具の準備と貸与	「有點『推陳出新』、又把固有文化保存」
	臺南總工會弔慰部	葬儀器具の準備	冗費
節約寄付	蔣渭水母親葬式	「所收香奠料全部寄附社會運動團體」	
	楊阿魁葬式	「將所節約的費用全部寄附工總聯基隆」	「葬式上的陋習迷信祭奠等一切廢止」
	李春盛母親葬式	「葬儀費的參分之二寄附於草屯公學校、並社會事業基金」	「改廢舊式繁文縟禮、萬事節省冗費」
その他	「應該合力改革喪禮」	「形式上縮短喪期」	
	蔣渭水母親葬式	「不發訃音、祇於本報廣告、以代通知」	「廢滅一切的冗費」
	蔡培火母親葬式	「不另發出訃音」	「省略繁文縟禮」

資料：『臺灣民報』（台灣雜誌社・台灣民報社、1924-1930）。『臺灣新民報』（台灣新民報社、1930-1932）。

まず、迷信、陋習とされる慣習は、請水（乞水）や做功德、紙厝、銀紙の焼却、道士に葬式の依頼、風水などがある。前述した「應該合力改革喪禮」に提出された改良すべき迷信、「陋習の革除」を趣旨とする新竹青年会葬儀改良会及び「迷信を打破して、陋習を改革する」を主張した蔣渭水が、母親の葬儀を改良して執行したといったことから、新文化運動における葬祭改良は「迷信と陋習の革除」を主な目標としたのが見て取れる。

また、1929年10月、台灣民衆党竹南支部委員である陳萬濡は母親の葬式を行い、因習的な陋習と迷信を廃除するために改良を実行した。

自宅舉行改良的葬式。萬濡君這回為破除因襲的陋習和迷信起見、決計要廢棄一切不合議論的儀禮。道士除誦經而外、其他的形式概不襲用。孝眷男女的蹲棹脚、哭棺邊等非現代的禮式、都一律廢止。這些是枝葉的改良而已、其外有豬羊牲醴的廢止一事、是改良事項中的一大要點、尤其是一般最難實行的一回事。（中略）當日祭臺上、除簡潔的祭肴並糕餅而外、未嘗陳列一付的牲醴。

（中略）做式所費的時間、自首至尾、未嘗超過兩個鐘頭云<sup>137</sup>。

「不合議論的儀禮（不合理な儀礼）」を一切廃棄して、「非現代的禮式」も全部廃止するという。よって、迷信、陋習とされるのは、当時の時代に合わない「非現代的な礼式」であるのが分かる。その点、喪服の改良を説く議論にも見られる。

人類的用品各時代各不同、麻布苧布、是初期手工業時代的製品、是很合式的。現在是機械時代、人類所用的布類是很進步了。而現代人的喪服仍舊用古代物、實在是太不合用了<sup>138</sup>。

ところが、旧慣の改良が「現代的」ばかりを求めているわけではない。新竹青年会葬儀改良会は葬具の改良について「莫不希望有點「推陳出新」、又把固有文

<sup>137</sup> 「竹南葬式改良 牲醴全廢」『臺灣民報』1929（昭和4）年10月6日、六版。

<sup>138</sup> 「應該合力改革喪禮」『臺灣民報』1927（昭和2）年3月20日、二版。

化保存」<sup>139</sup>と述べて、新しいものを追求すると共に固有文化の保存にも努めようとしたのである。

次に、繁文縟礼の廃止、葬式を静肅にすること及び冗費の節約について見る。



該會的主旨是在改革在來葬式中種々不合理的陋習。如孝男跪行、蹲桌下、女眷哭棺頭、道士的指揮、題主、祀后土……種々的繁文縟禮、是不遑枚舉的。臺灣人稍有智識者、都會感覺着舊式葬儀的不合理<sup>140</sup>。

新竹青年会葬儀改良会はその改革の趣旨を以上のように述べて、葬祭旧慣には繁文縟礼が種々あり、それらは不合理な陋習とされるのである。1931年3月、李春盛は母親の葬式を行い、「為欲應時代的趨勢、決行改廢舊式繁文縟禮、萬事節省冗費」<sup>141</sup>というように、時代に応じるために、旧式の繁文縟礼を廃止して冗費を節約した。また、縟礼を廃止して葬儀を静肅にするのも見られる。

自舉式至式終不過費了一個鐘頭、除表示哀悼故人的逝去而外、凡一切繁文縟禮、概不慣用。所以式場始終維持著很嚴肅的狀況。就是行列也僅以吊軸、輓聯、會葬者之多為特色、至於因襲的點主、祀后土都被擯斥。能够如此改良，才不有負故人生前意氣<sup>142</sup>。

伝統的な葬儀は、繁文縟礼があるからこそ立派な葬儀とされる。このような葬儀は、非常に華奢で賑やかであるのが一般的である。

近來喪事非常奢華、什麼鑼鼓幾十陳、裝二十四孝的藝閣、花車幾百臺、送葬的和尚和道士幾十個、又要拜託潤人來做点主、司后土、拿銘旌、有這樣的熱鬧、人家就稱贊是好命、喪家的面子就很好看、幾乎是做鬧熱、不是舉行喪禮

<sup>139</sup> 「葬儀改良會成立」『臺灣民報』1928（昭和3）年5月6日、四版。

<sup>140</sup> 「組織葬儀改良會 新竹青年會的附屬事業」『臺灣民報』1927（昭和2）年3月20日、八版。

<sup>141</sup> 「草屯葬式改良 打破惡習」『臺灣民報』1931（昭和6）年3月28日、九版。

<sup>142</sup> 「故蔡惠如氏葬式 廢除一切的陋習 會葬者五百餘人」『臺灣民報』1929（昭和4）年6月9日、四版。

呀<sup>143</sup>。



『臺灣民報』の「應該合力改革喪禮」という評論は、「喪以哀為主怎得奢華」を題として、旧式の繁文縟礼のある葬儀は、葬儀ではなく「做鬧熱」に等しいと批判した上で、葬儀は哀傷を主とすべきであることも説いた。また、葬儀の華奢に對して、共産主義の觀点で批判して冗費の節約及び寄附を提言するのが見られる。

像這兩條(喜喪事)的費用、至少亦須二三千圓之額、可見有產者費用的程度、其奢侈可謂至極了。然而輒觀無產者、或貧民們、每日的生活、及其境遇的困難、實在很是可憐。故有產者若對喜喪事之浪費、節省一半、將一半來充作社會的事就濟貧民、有可使他感恩戴德這豈不是較為有益嗎？<sup>144</sup>。

同様に、新竹青年会葬儀改良会は在来葬式の改良に対して、「如此喪家又經濟又不麻煩、而葬式又得靜肅舉行、能够充分表現哀悼之意」<sup>145</sup>と述べて、「儀式最重整潔嚴肅、以期能够使之充分發揮「慎終追遠」的情緒」<sup>146</sup>を主張する。そして、蔣渭水の母親の葬式も、多くの縟礼を廃除して「務期廢減一切的冗費、舉行樸實莊嚴的葬式（冗費を一切排除或いは減少して、素朴で莊嚴な葬式を挙行）」<sup>147</sup>した。

このように、不合理な陋習とされる繁文縟礼の廃止は、葬儀を嚴肅にして哀傷の雰囲気を作ると共に、冗費を節約することもできるのである。

そして、虚礼の廃止については、主に弔祭に関わることに焦点が置かれた。「應該合力改革喪禮」の「虛偽的弔祭」で、弔祭の祭文と祭品がすでに形式化して、さらに虚偽化までになったと批判する。

<sup>143</sup> 「應該合力改革喪禮」『臺灣民報』1927（昭和2）年3月20日、二版。

<sup>144</sup> 「大溪 喜喪事過於奢華」『臺灣民報』1928（昭和3）年4月1日、六版。

<sup>145</sup> 「組織葬儀改良會 新竹青年會的附屬事業」『臺灣民報』1927（昭和2）年3月20日、八版。

<sup>146</sup> 「葬儀改良會成立」『臺灣民報』1928（昭和3）年5月6日、四版。

<sup>147</sup> 「蔣母之葬式 擬廢一切陋習」『臺灣民報』1929（昭和4）年9月29日、六版。

吊祭本來是由迷信來的、現在已變做形式化、有時已變做了商賈化。常々因為回禮金額的多寡起了親戚間感情的衝突、有時喪家要預防一付祭品拜兩次的弊病、用紅墨水點祭品為記號、當場惹起衝突。其祭文是即成的、時間短促的時候、祭品排未好、就要收起來、連形式化都保不成、而變成了虛偽化<sup>148</sup>。

その例として、1929年、高雄の莊媽江の葬式改良は、「擬欲廢除虛禮、改良葬式、是故吊聯花環、一切謝絕」<sup>149</sup>と哀悼用の対聯と花環を虚礼として廃除したことが挙げられる。

以上のように、新文化運動において、台灣文化協會と台灣民衆党が台灣の文化を向上にさせるために風俗改善に努めていた。葬祭礼俗はその改良の対象の一つである。『臺灣民報』に掲載される葬祭改良の宣伝や青年会の組織する葬儀改良会の活動、民族運動家たちの葬儀改良などの記事によって、新文化運動における葬祭改良の内実が窺える。

華奢で賑やかな繁文縟礼の葬祭旧慣は、もはや時代遅れと考えられ、不合理な迷信、陋習とされた。このような迷信と陋習を改革するには、形式化した虚礼を廃止、縟礼を廃除して、葬式を静肅にして哀傷な雰囲気ができると同時に、冗費も節約できる。そして、改良葬式のモデルとして公弔会の式順が提出されたのである。また、台灣文化協會と台灣民衆党の成員には、新式教育を受ける若い知識人及び留学生が多くいた。故に、文化啓蒙を目標とする新文化運動は、近代的な知識や観点、例えば共産主義を以って、旧慣を批判したことが分かる。

## おわりに

1910年代中期、社会教化団体である同風会が次々と組織され、風俗改良と国語普及に努めた。それは、統治初期における解纏足断髪の風潮に便乗した側面がある一方、風俗改良及び精神修養に努めて内台融合を促進する同化会の成立にも影響されたと考えられる。同風会は統治者に支持されたにも拘らず、その活動の組織と実行の内容はおおよそ台灣人たちによって自発的に行われたと見られ

<sup>148</sup> 「應該合力改革喪禮」『臺灣民報』1927（昭和2）年3月20日、二版。

<sup>149</sup> 「先覺者改良葬式」『臺灣民報』1929（昭和4）年6月2日、七版。

る。同風会成員は自身の利益の配慮で、内地式で葬儀を行うことが少なくなかった<sup>150</sup>。しかし、同風会の改良項目から見れば、各地は決して一致しているわけではなかった。そのことによって、統治者は台湾風俗の多くを迷信、悪風弊俗として見るが、その改良に対して干渉が見られなかった。一方、改良を実行したのは近代文明の接触による旧慣風俗の反省、或は伝統的な儒家思想に基づいて正礼に戻そうとする動機によるものである。

ところで、同風会の成員と改良を実行した人は主に上流社会の社会的リーダー階層である。そのことから、この風俗改良は一般の民衆に及んでいなかったことが分かる。ただし、同風会が葬祭礼俗の改良に対して一定の役割を果たしたことは否めない。

その一方で、第一次世界大戦末期の世界民主主義、自由主義の風潮の高まりなどの影響によって展開した台湾新文化運動は、台湾文化の向上と民衆知識の啓発をするために、西洋の近代的な知識の紹介、台湾伝統的な文化の反省、さらに植民統治の抵抗に力を注いだ。葬祭礼俗の改良においても、近代的な文明觀で不合理な旧慣を批判してそれを改革した。その改革の項目は、多種多様であるが、概ね虚礼と縛礼の廃止や、葬式を静粛にすること、冗費の節約とまとめられよう。また、新文化運動の風俗改良を実行した人は、台湾文化協会と台湾民衆党に参加した新興知識階級の進歩的な人士を主として、その葬祭改良は一般的な民衆に及ばなかったのが分かる。この2点から見れば、それは同風会の実態とおおよそ同様だったのであろう。

『臺灣民報』は「除了是臺胞忠實的喇叭手之外，它的戰鬪目標，着重於攻擊日本官憲及其手底下的御用報紙、御用紳士」<sup>151</sup>と述べられている。つまり、御用紳士である上流社会の社会的リーダー階層に組織されて、御用新聞『臺灣日日新報』にその活動を多く掲載した同風会と敵対するのである。

基隆同風會主催在同市內曾子寮張保氏店前、開喪祭改良的大講會、當為開會以前假借文化講演的名宣傳、因此民眾齊擁而集（中略）民眾知是借文化的名

<sup>150</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、102-103頁。

<sup>151</sup> 楊肇嘉「附錄：臺灣新民報小史」『楊肇嘉回憶錄（下）』三民書局、1967年、428頁。

義就稍發生喧擾的聲（中略）斯時有青年大聲喚道：「基隆同風會是做官廳的走狗、只會剝削民眾的膏血貢獻官廳、以外那裡有能幹？」（中略）「基隆慶安宮的所有土地、你們更輕々双手奉送市役所做墓地、而使市役所造出甚麼墓地使用條例、對那最為悲慘的喪家加徵甚麼埋葬費、那貧困的喪家也要納墓地使用料金壹圓、這等的答要歸誰呢？」<sup>152</sup>

基隆同風会の葬祭改良に対して、『臺灣民報』はまず同風会の葬祭講演会が文化協会の「文化講演」の名に託けて宣伝することを批判する。次に、市役所の墓地使用条例に規定する埋葬費の徴収を非難する。ところが、葬祭礼俗の改良項目を比較すると、新文化運動は同風会とほとんど同じである。例えば、新竹青年会葬儀改良会は艋舺の葬儀請負事業と同様に、葬儀用具の貸与、葬儀係の服装を整然にすること及び葬儀の食事準備の廃止などの改良に努めていた。また、本章の考察で明らかのように、同風会と新文化運動の葬祭改良事項は多種多様あったにもかかわらず、それらの共通している部分が多くあった。また、改良の傾向はほぼ一致しており、おおよそ迷信と陋習の廃止、虚礼と縲礼の廃止、葬式を静粛にする、冗費を節約すると4つにまとめることができる。

それは、日本の葬祭慣習に同化する同風会と、近代的な文明に学ぶ新文化運動は、一見葬祭旧慣の改良に対して考えが違っているように見られる。しかし、当時日本の葬儀は明治維新以後に文明開化の近代的な価値観に従って改革されたものであり、新文化運動と同様に西洋の近代的文明に影響されたものであると考えられる。

<sup>152</sup> 「基隆 喪祭改良講演會」『臺灣民報』1927（昭和2）年11月20日、六版。

### 第三章 皇民化運動における葬祭改良（1931 - 1945）



#### はじめに

「十五年戦争」とは、「満州事変の一九三一に始まり、日中戦争・太平洋戦争を経て一九四五年の敗戦に至る日本の一五年間の対外戦争の総称」

<sup>1</sup>であり、今日において日本学術界や社会一般で広く使われている。この言葉を最初に使ったのは、1956年に書かれた鶴見俊輔の「知識人の戦争責任」と「日本知識人のアメリカ像」であった。そこでは、1931年から次々に起こった「満洲事変」「上海事変」「日支事変」「大東亜戦争」などは、ばらばらの戦闘行為ではなく、ひと続きのものとされている。つまり、1931年から1945年にわたる一つの戦争としたほうが事実に合っていると鶴見俊輔が考える<sup>2</sup>。家永三郎も、「満州事変」から「大東亜戦争」までの戦争の全では、切り離すことのできない一連不可分の連続的戦争と見なすべきだと考え、この十五年戦争の区切り方を探っているのである<sup>3</sup>。

同じく、「第二次世界大戦の始まりを一九三一年に起こった日中戦争の開始と考え」<sup>4</sup>られるように、戦争期に強制的に実行された国語普及や正庁改善、改姓名、迷信打破などの皇民化運動は、日中戦争の爆発の1937年に突然に開始されたものではない。むしろ、1931年から展開された一連の社会教化運動から発展しつづけてきたと考えられる。

不過，一個運動的推展，特別像是皇民化運動如此全面性、且從上至下徹底深入民眾底層，全體動員的推展，它勢必非如一般只以一九三七年第二次中日戰爭的爆發，或第十七任台灣總督小林躋造的治台三原則等等簡單的理由可以詮釋。皇民化運動的展開是有其「前史」的，亦即有其發展的軌跡可循的——那就是一九三一年左右至一九三七年間在臺灣所展開的一系列社會教化運動

<sup>5</sup>。

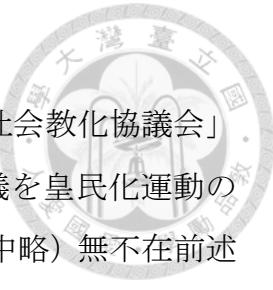
<sup>1</sup> 松村明編『大辞林第三版』三省堂、2006年、「十五年戦争」の項目を参照。

<sup>2</sup> 鶴見俊輔『戦争期日本の精神史——一九三一～一九四五年——』岩波書店、1995年、12-13頁。

<sup>3</sup> 家永三郎『太平洋戦争』岩波書店、1968年、iii頁と2頁。

<sup>4</sup> 鶴見俊輔『戦争期日本の精神史——一九三一～一九四五年——』岩波書店、1995年、6頁。

<sup>5</sup> 蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動的展開——一九三一～一九三七——」『臺灣史國際學



つまり、1931年から順次に展開された「部落振興運動」「台灣社會教化協議会」。「民風作興運動」といった一連の社会教化に関する運動や会議を皇民化運動の前史と見られる。その上、「一般所談皇民化運動的實施內容、(中略) 無不在前述之社會教化運動中、特別是民風作興運動時早已陸續被要求施行」<sup>6</sup>、「皇民化運動其實是承襲了民風作興運動的內容、再將其擴大發展、而「民風作興」一詞亦為「皇民化」之名所吸收取代了」<sup>7</sup>と蔡錦堂が述べている。要するに、1931年から実行された一連の社会教化運動は、その内容が1937年からの皇民化運動に継承されたために、皇民化運動の前史あるいは序曲と視ることができるとされるのである。

この序曲に引き続き、1937年の日中戦争の爆発によって皇民化運動が正式に始められた。蔡は、皇民化運動の起源と内容について、以下のように述べている。

「皇民化運動」原本是由新聞媒體、記者，或如南方經濟調查會等組織，首先由1936年8月至10月前後所鼓吹而逐漸形成的風潮。（中略）一個並非由總督府官方召開會議、討論、議決之後所推展的「所謂」「皇民化運動」、也因此它的「實施內容」並不確定、實施成果亦各地方不同<sup>8</sup>。

蔡錦堂は「皇民化」と「皇民化運動」という2つの言葉の起源を考察している。また、皇民化運動は当初総督府によって推進されたのではなく、世論や社会によって形成されたものである。そして、1939年になると、「皇民化運動」は小林躋造に受け入れられて政策のひとつになった、ということを明らかにしている。

眞の皇道精神は民族の征服でなく、民族の融合であり一視同仁の聖旨は慈悲廣大なる大御心である。従つて本島人の教育には飽迄皇民化を以て第一

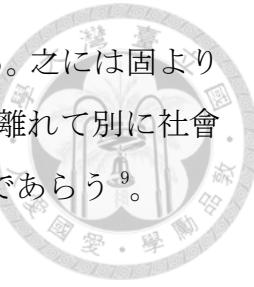
<sup>6</sup> 術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995年、369頁。

<sup>7</sup> 蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動的展開——一九三一～一九三七——」『臺灣史國際學術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995年、382頁。

<sup>8</sup> 蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動的展開——一九三一～一九三七——」『臺灣史國際學術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995年、383頁。

<sup>8</sup> 蔡錦堂「再論「皇民化運動」」『淡江史學』第十八期、淡江大学歴史学系、2007年、243頁。

義となし、人格德性の涵養に一層の努力を傾倒すべきである。之には固より社會的教養の必要なるは勿論である。されば正規の教育を離れて別に社會的に皇民化運動を起して内臺人の融合渾一に資するも一法であらう<sup>9</sup>。



上記のように、台湾総督に就任する前の小林躋造に与える意見書において、皇民化運動の性質が論じられている。これに対して、皇民化運動は正規教育外の社会教育において推進されたものである、と蔡錦堂は指摘する<sup>10</sup>。

なお、皇民化運動は名称、性質、起源と操作が違っている2つの運動が含まれている。ゆえに、1941年4月の皇民奉公會の成立によってそれを前期と後期に分けられる。前期は、小林躋造の台湾総督任職期間の1937年から1940年までである。そこでは、「皇國臣民化」を目標として、多種な性質と違っている目標の運動によって組み立てられ、台湾版の国民精神総動員運動と見なせる。後期は長谷川清と安藤利吉の両総督を経て終戦に至る、1941年から1945年までである。「臣道実践」を目標として、皇民奉公會に行われた「皇民奉公運動」を主としていた。それまで、後期は一体性を持った運動ではないのである<sup>11</sup>。とはいえ、1931年から1937年まで実施された一連の社会教育は、皇民化運動に継承されて発展していく面から見れば、それらの葬祭改善をひとまとめとして議論する必要がある。

本章では、1931年から1945年までいわゆる15年戦争の期間に実行されていた社会教育を中心に捉える。そこで、1931年から1937年までの皇民化運動の序曲と言われる時期、1937年から1941年までの皇民化運動前期、そして1941年から終戦の1945年の皇民化運動後期と3期に分けて、葬祭礼俗の改善を考察し、その内容と変遷を明らかにする。

<sup>9</sup> 峰整造「小林新臺灣總督に與ふるの書」『南方國策叢書』南方經濟調査会、1936（昭和11）年、35頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>10</sup> 蔡錦堂「再論「皇民化運動」」『淡江史學』第十八期、淡江大学歴史学系、2007年、234頁。

<sup>11</sup> 柳書琴「導言 帝國空間重塑、近衛新體制與臺灣「地方文化」」『帝國裡的「地方文化」——皇民化時期臺灣文化狀況』播種者出版、2008年、5頁。

## 第一節 皇民化運動の序曲とされる社会教化運動（1931 - 1937）

1931年9月18日、満州事変が起こった。これによって日本が非常時局に入り、植民地住民の総力戦体制への協力が要請されるようになった。当時日本では実行された一連の運動の影響を受け、台湾においては部落振興運動、台湾社会教化協議会、民風作興運動などが次々と展開された。

### 一、部落振興運動

#### （一）日本の農村経済更生運動と台湾の部落振興運動の展開

1929年10月、ニューヨークのウォール街の株価大暴落に端を発したアメリカの恐慌は、その後世界大恐慌にまで発展していった、そして1930年に日本の農村を直撃した。特に10月を境に米価の下落によって、日本の農業恐慌が本格的となり<sup>12</sup>、昭和恐慌となった。この昭和恐慌の対策として、小作調停法、自作農創設維持法政策、農村経済更生計画が開始された<sup>13</sup>。

農村経済更生計画<sup>14</sup>は、1932年から開始されて、当初5ヶ年計画として1936年度まで予定されていた。しかし、それがさらに延長されて、1943年の皇國農村確立運動に引継がれた。その主要な内容は、食糧増産を目的として、農村中堅人物養成、産業組合拡充、負債整理事業と満州農業移民の4つで構成されている<sup>15</sup>。また、農村経済更生運動は昭和恐慌下の農村救済を目指したものだけでなく、総動員体制を作る上げるための農村におけるファシズム的支配機構の形成を促すためのものでもあった。1932年8月27日、日本閣議で「時局処理方針」が決定されて、国家総動員体制の作成を目指した。そのため、経済恐慌を克服すると同時に、国民を組織化してゆくことも必要であった。国民の組織化において、農村経済更生運動は、町村レベルの有力者を網羅した委員会を設置し、その統制下に農民を部落単位に組織した。そして、この末端実行組織の部落会を活用して、

<sup>12</sup> 中村政則「大恐慌と農村問題」『岩波講座 日本歴史 19 近代 6』岩波書店、1976年、136頁と138頁。

<sup>13</sup> 中村政則「大恐慌と農村問題」『岩波講座 日本歴史 19 近代 6』岩波書店、1976年、165頁。

<sup>14</sup> 「農村経済更生計画」の正確な名称は「農山漁村経済更生計画樹立実行運動」である。以下は、農村経済更生運動と略称する。

<sup>15</sup> 森武麿「戦時下農村の構造変化」『岩波講座 日本歴史 20 近代 7』岩波書店、1976年、332頁。

日常生活の相互規制によって負債整理や農家経済の再建などの政策を図ったのである。



日本本国のこの農村経済更生にならって、農村経済が疲弊していた植民地朝鮮においても「農村振興運動」が打ち出され、同じ時期に、台湾では「部落振興運動」が開始した。台湾の部落振興運動は朝鮮の農村振興運動と同様、日本本国の農村経済更生運動の一環と考えてよい<sup>16</sup>。

日本の植民地である台湾でも恐慌の影響が深刻であり、1931年の農協生産額は、1929年のと比べて30%以上激減した<sup>17</sup>。故に、1932年から台湾において日本の農村経済更生運動の一環とされる「部落振興運動」が推進された。前述のように、日本の農村経済更生運動は農村救済と国民の組織化を目標とする。一方、台湾と朝鮮では「戦争経済の強化に即応する植民地の工業化政策とならんで、植民地人民の戦争への動員体制もつよめられた」<sup>18</sup>のである。だが、「植民地にそれぞれ独自性があり、実施された内容や方法にも異同があったわけである（因殖民地各有其特殊性、當然實施的內容方法各自有異同處）」<sup>19</sup>と考えられる。

『社會事業の友』に掲載された文章「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合」では、台湾の部落振興運動について詳しく論じられている。部落振興運動は「本島農村社會改善並に經濟的發展」<sup>20</sup>を運動の目的として、農事の改善と農民の教化訓練を行って農村の振興を達成させるのである。

今本島に於ける部落振興の組合の現況を概観すると、二つに分けることが出来る。即ち一つは主として農産の改良を圖り農村を強化して行かうとす

<sup>16</sup> 蔡錦堂『日本帝国主義下台灣の宗教政策』同成社、1994年、91頁。

<sup>17</sup> 中塚明「日本帝国主義と植民地」『岩波講座 日本歴史19 近代6』岩波書店、1976年、255-256頁。

<sup>18</sup> 中塚明「日本帝国主義と植民地」『岩波講座 日本歴史19 近代6』岩波書店、1976年、264頁。

<sup>19</sup> 蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動的展開——一九三一～一九三七——」『臺灣史國際學術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995年、371頁。

<sup>20</sup> 茂野信一「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合(一)」『社會事業の友』第八十六号、台湾社会事業協会、1936(昭和11)年、57頁。

る、即ち農事改良實行の目的を持つてゐる農事團體と、一つは主として部落民の社會教育を行ふ目的を持つてゐる、即ち教化團體とである<sup>21</sup>。



經濟的方面での農事の改良に力を注ぐと共に、精神的方面での社會教育を併行するとの提唱する故、部落振興の組合は農事團體と教化團體の2つを主眼としたのである<sup>22</sup>。また、茂野信一は社會教育及び教化團體について、以下のように述べている。

農村部落振興を圖る前に先づ考へなければならぬのは、その農村社會に蟠る疾患ありや否や、即ち本島農民中には幾多の陋習あり迷信あり、改善を要すべき缺陷亦少くないが、之等諸點に對して改むべきは、之を補はなければならないといふ事である。

之等社會改善を貫徹する爲には、農村部落社會の住民を先づ公民としての教育の必要あるべく、或はまた青年少年を區別して指導教育の必要もあるべく或は成人教育の必要もあるべきは論をまたない。即ち社會教育的方面から指導する必要を痛感すると共に社會的、經濟的、衛生的方面よりして各種の保護を加へ、積極的に教化指導するの必要も勿論あるべきである。即ち言ひ換へれば社會事業的並經濟的方面よりして適切な方法を以て教化しなければならないのである<sup>23</sup>。

社會教育は主に衛生や迷信、陋習などの生活改善を目的とするのが分かる。これを徹底的に実施するために、各種の教化團體、機關が組織された。

尤も各部落を單位とするものは各州によつて其の名稱活動内容とを異にするが、臺北州は部落會若くは隣保會（文山郡は至誠會）、臺中州は部落振興

<sup>21</sup> 茂野信一「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合(二)」『社會事業の友』第八十七号、台灣社會事業協會、1936（昭和11）年、37頁。

<sup>22</sup> 茂野信一「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合(二)」『社會事業の友』第八十七号、台灣社會事業協會、1936（昭和11）年、42頁。

<sup>23</sup> 茂野信一「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合(二)」『社會事業の友』第八十七号、台灣社會事業協會、1936（昭和11）年、28頁。



會、臺南、高雄兩州は部落振興會、又は部落會と稱し、部落民を打て一丸とする教化活動組織團を結成してゐる。新竹州では特に斯種教化團體を設けないで、部落單位の農事改良實行小組合の活動中に教化運動に、教化運動を取り入れ實行してゐる<sup>24</sup>。

以上のように、1932年から時局の影響で、また戦争への動員体制の準備として展開された部落振興運動は、農村救済及び国民の組織化を目指した日本の農村経済更生運動の一環として考えられる。そこでは、経済的方面の農事改良と精神的方面の社会教育を目的として推進された。社会教育においては、各州が部落を単位として生活改善を促したもの、各州によって部落教化団体の名称と活動内容が異なっているのが分かった。

## (二) 部落振興運動の組織と内容

従来の社会教育は街庄を単位に実行されてきたが、部落振興運動は、行政系統の末端組織として、市・街・庄の下に部落を単位とする部落会や隣保会、至誠会、振興会などの教化団体の設置を通して部落教化運動を推進した。これらの部落教化団体は、多くは部落振興会と称して、その組織内容は「部落によつて必ずしも同一ではないが、大體に於いて家長部、主婦部、青年部等に分れ、各部に部長があり、更に之を統制する爲に振興會長及び副會長がある」<sup>25</sup>という。また、部落振興会では「人的機關である教化委員と物的機關である部落集會所とを設置せしめ、部落民自らの發意に基づく申合によつて實行を促す」<sup>26</sup>のである。さらに、蔡錦堂は「部落振興會的基本性格是要朝向部落民眾本身的自治、自主、但實際上仍然受到官方從上而下的規制」<sup>27</sup>と述べている。この上から下までの統制、つまり「教化網」に関して、以下のように記されている。

<sup>24</sup> 茂野信一「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合(二)」『社會事業の友』第八十七号、台灣社會事業協會、1936(昭和11)年、39頁。

<sup>25</sup> 慶谷隆夫「台灣の民風作興運動」『臺灣時報』台灣總督府、1937(昭和12)年一月号、11頁。

<sup>26</sup> 慶谷隆夫「台灣の民風作興運動」『臺灣時報』台灣總督府、1937(昭和12)年一月号、11頁。

<sup>27</sup> 蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動の展開——一九三一～一九三七——」『臺灣史國際學術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995年、372頁。

教化運動は全民衆をして教化的精神に燃えしめ、相協力して其の目標とする所に總動員的活動をなし、其の徹底を期するを要す。之が爲には各部落單位に教化運動の中心たるべき教化委員を設置し、その活動に依りて部落民の教化活動を促進し、よりよき部落の建設に努力せしめ、更に全體的に聯合統制を圖り、所謂細胞運動組織の教化網を完成し、以て教化活動の教化を圖るを要す<sup>28</sup>。

総督府は、各州・府・市・街・庄に部落民の中から選定した指導者の担当する各部落に、その核になる教化委員を置き、それで教化委員会を組織して部落教化運動を促進しながら、全体的に聯合統制を図るのを指示した。その一方、「部落振興會は教化聯盟の一員として州、市郡教化聯盟の指導統制の下に立」<sup>29</sup>って、各州は市郡教化聯盟を以て州教化聯盟を組織することによって、教化諸機關の聯合統制を図ったのである。また、「社會教化委員制度と教化聯盟の組織とは二者相合して臺中州の教化組織體制を成す」<sup>30</sup>という記述から見ても、台灣の社會教化組織体制は教化委員制度と教化聯盟組織から構成されていると見受けられる。

教化に関する組織と団体はこのように統制されることによって教化網が完成了。しかし、「全島一致の教化指導要綱が樹立されなかつたため、各地方府の指導組織、施行内容、実施結果はさまざまな様相を呈している」<sup>31</sup>と指摘される。例えば、1931 年に発布される台北州の「市（街庄）教化聯合会要項」では、その綱領が以下のように示されている。

- 一 國體觀念を明徴にし國民精神の作興に勵む
- 一 國語の普及に努め鄉風の醇厚を圖る
- 一 生活の改善を圖り國力の培養に勵む<sup>32</sup>

<sup>28</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934 年、37 頁。

<sup>29</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934 年、53 頁。

<sup>30</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934 年、48-49 頁。

<sup>31</sup> 蔡錦堂『日本帝國主義下台灣の宗教政策』同成社、1994 年、93 頁。

<sup>32</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934 年、40 頁。



台北州の社会教化は「国民精神の作興」「国語の普及」「生活の改善」を主眼としたが、その実行事項を詳しく規定しなかった。それに対して、1932年台中州は「教化聯盟規約」を定めたほか、「社會教化の根本精神」「實行申合」「教化委員心得」「部落振興會指導要項」などの条目を詳細に明示した。

### 社會教化の根本精神

- 一 建國の精神を體し新日本文化の建設を期す。
- 二 臺灣全島の住民を擧げて一團とし、臺灣住民たるの一單位の下に渾然融和する社會の建設を期す。
- 三 理想的市街庄の建設の爲社會教化の普及徹底を期す<sup>33</sup>。

台中州の社會教化の根本精神は、「新日本文化の建設、台灣社會の融合、社會教化の普及」といった三本柱である。また、具体的な實行項目についても「祝祭日にの國旗掲揚、國語普及、冠婚葬祭の改善、時間の尊重」と4項目を定めている。その中で冠婚葬祭の改善については、元來の礼儀を尊重すると共に虚礼と冗費の改正に重点を置いているのが分かる。

### 實行申合事項

- 一 祝祭日には必ず國旗を掲揚すること
- 二 國語を解するもの百パーセントに爲すの理想を以て、國語普及徹底に努力すること
- 三 冠婚葬祭の禮儀を尊重し、虛禮に亘る部分を改善し冗費の節約を行ふこと
- 四 時間を尊重し定時を勵行すること<sup>34</sup>

その他の州廳の教化指導要綱に関しては、「臺東廳にありては、本年に至りて

<sup>33</sup> 『臺灣社會教育概要 昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934年、46頁。

<sup>34</sup> 『臺灣社會教育概要 昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934年、47頁。

其の規則を制定し、他の州廳にありても目下、之が實施案を考究中にして近く之が完成を見んとする」<sup>35</sup>と記している。1934年初めの時点で、多くの州庁において部落教化の指導要綱がまだ確立していなかったといえよう。

その一方、部落振興会に従属する家長会及び主婦会では、主要な事業が多く「生活改善」「産業の改良」「智徳修養」「社会奉仕」に関するものである。そして、生活改善の方面には、「冠婚葬祭の改善」や「風俗改良」「迷信打破」など葬祭礼俗の改良に関する項目も見られる。注意すべきは、家長部や主婦部などの各部の教化指導計画は部落振興会によって立てられたものなので<sup>36</sup>、部落振興会によっておのおの改善計画が違っていると推測できよう。

### (一) 家長會

#### 一 生活改善に関する方面

時間勵行、冠婚葬祭の改善、生活改善に関する講演會、風俗改良  
改暦宣傳、清潔法、勤儉の獎勵、禮儀作法の實習<sup>37</sup>

### (二) 主婦會

#### 一 生活改善に関する方面

勤儉貯蓄、迷信打破、禮儀作法、衛生宣傳、風俗改良<sup>38</sup>

ところで、部落振興会における生活改善の方法については、臺中州の「(社会教化委員) 分擔區内に於ける一般大衆指導要項」での第八、九項の規定から、その一端を窺うことができる。

### 分擔區内に於ける一般大衆指導要項

#### 八 生活改善を爲さんとする場合に在りては先づ各慣習に對し次の事項を精査すべし

##### 1. 各慣習の因つて起りたる社會的事情

<sup>35</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934年、63頁。

<sup>36</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934年、54頁。

<sup>37</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934年、66頁。

<sup>38</sup> 『臺灣社會教育概要』昭和九年二月』台灣總督府文教局社會課、1934年、67頁。



2. 現在に於て慣習存續の必要及其の程度
  3. 大衆の支持の制度
  4. 各慣習の大衆を拘束する力の程度
  5. 大衆の内に該慣習改善の聲なきや否や及其の程度
  6. 當該慣習改善に關する空氣が如何なる程度に於て大衆が之を支持  
つゝありや其の拘束力の程度如何
- 九 前項の場合に於て當該慣習が單に形式的傳統に依つてのみ大衆を拘束  
しつゝある時は、之れが改善に對する社會意識を形成せしむべく、第五  
項の方法に依り指導すべし<sup>39</sup>

全島一致の生活改善の標準が設けられなかつたため、まず改善の必要がある  
旧慣を調査しなければならない。慣習による社會的事情、慣習の存続の必要性、  
民衆にの拘束力の程度、改善を提議する声の有無とその程度を調査して、慣習の  
社會上の意義とその影響力、また民衆の意見をまとめて改正の対象を決定する  
のである。つまり、慣習の改善は一般的な民衆の声から決定されて行われるが、  
「單に形式的傳統に依つてのみ大衆を拘束」する慣習を改善することを促進せ  
よと指示される、という点も注意すべきである。

## 二、台灣社會教化協議会

### (一) 台湾社会教化協議会の開催と台湾社会教化要綱

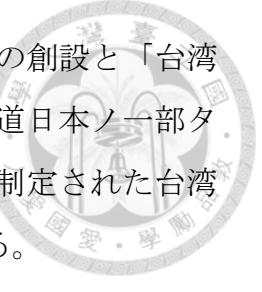
1933年3月28日、日本は國際連盟を脱退して、國際的孤立に陥つた。この状  
況で日本帝国主義が乗り出して、日本軍部は総力戦体制を急いだ<sup>40</sup>。同時に、「植  
民地に対する人的物的動員の必要の増加に伴い、精神面の統治教化も急務とな  
つた。そのため全島統一の精神教化指導要綱の樹立が当面の緊急課題として浮  
上した」<sup>41</sup>とされる。そこで、1934年3月1日に、台灣總督府では中央教化聯合  
会と共同で「台灣社會教化協議会」を開催した。

<sup>39</sup> 『臺灣社會教育概要 昭和九年二月』台灣總督府文教局社会課、1934年、50頁。

<sup>40</sup> 山本四郎「準戦時体制」『岩波講座 日本歴史 20 近代 7』岩波書店、1976年、56頁と59頁。

<sup>41</sup> 蔡錦堂『日本帝国主義下台灣の宗教政策』同成社、1994年、93頁。

台湾社会教化協議会の開催によって、「台湾教化団体聯合会」の創設と「台湾社会教化要綱」の制定が決定された<sup>42</sup>。台湾社会教化要綱は「皇道日本ノ一部タル理想臺灣の建設」<sup>43</sup>を実現するために、教育勅語を基本として制定された台湾の社会教化の根本方針である。その指導要綱は次の5項目である。

- 
- 一、皇國精神の徹底を圖り國民意識を強化に努むること
  - 二、融合親和一致協力の美風を作興助長すること
  - 三、公民的精神を涵養し其訓練を徹底せしむること
  - 四、實際的知識技能の啓培に努め質實の氣風を養ふこと
  - 五、生活の改善を圖り之が向上を期すること<sup>44</sup>

社会教化運動は忠君愛国を強調する「教育勅語」に基づいているほか、浮華放縱の習を戒め、勤儉をすすめるなどの風俗改正や産業振興を重視する「戊申詔書」「國民精神作興詔書」も、その教化運動の指導準則とするのである<sup>45</sup>。当時の社会教化運動に関する書籍の巻首には、常にこの3つの詔書を掲載するのもこのためである。また、生活改善についての指導要綱には次の傾向が見られる。

- 五、生活の改善を圖り之が向上を期すること
  - 1. 衣食住其他經濟生活の合理化に努むること
  - 2. 良風美俗を獎勵し習俗の改善に努むること
  - 3. 冠婚葬祭は其の精神を尊重し實行の合理化を圖ること
  - 4. 年中行事を一定し社會生活の協同化を圖ること
  - 5. 衛生思想の涵養に努むること<sup>46</sup>

<sup>42</sup> 慶谷隆夫「台灣の民風作興運動」『臺灣時報』台湾總督府、1937（昭和12）年一月号、10頁。蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動的展開——一九三一～一九三七——」『臺灣史國際學術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995年、376頁。

<sup>43</sup> 中越栄二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936（昭和11）年、20頁。

<sup>44</sup> 中越栄二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936（昭和11）年、20-22頁。

<sup>45</sup> 蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動的展開——一九三一～一九三七——」『臺灣史國際學術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995年、376頁。

<sup>46</sup> 中越栄二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936（昭和11）年、22頁。

冠婚葬祭の改良について、「其の精神を尊重」して「實行の合理化」を求めるとして書かれるが、その具体的な内容が定められなかった。なお、その「合理化」の内実を次節で考察することにする。



## （二）台湾社会教化要綱下の葬祭礼俗の改善

部落振興会などの地方教化は、その「指導精神は『社會教化要綱』に歸一してゐたので」<sup>47</sup>ある。しかし、各部落の実行事項は各部落民協議の上で決定されて実行されるために、地方によってその生活改善の内容が異なると考えられる。以下、管見の資料によって各地方の葬祭礼俗の改善を考察する。

### 1. 台北州

1934年9月8日、台北州教化聯合会の生活改善調査委員会が開催された。そこでは、「生活改善実行申合事項」が決定されて、その実行は「各郡市街庄にて地方々々に適した方法を取」<sup>48</sup>り、「細目に亘りて市街庄教化聯合會に於て地方に實行可能なる程度に申合せこれを實行する」<sup>49</sup>のである。生活改善実行申合事項は、「国民精神」「婚姻」「葬儀」「祝祭典」「迷信」と「其の他」の6項目に分けられている。ここで、「葬儀に関する事項」を取り上げて下記に示す。

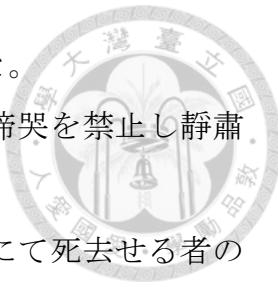
### 三、葬儀に関する事項

- 1 會葬
  - イ、會葬者には一切酒を用ひざること。
  - ロ、會葬御禮は郵便はがき又はハンカチ等を用ひること。
  - ハ、關係區域内の教化委員及部落會員（隣保會員又は至誠會員、共榮會員、家長聯盟員等）は可成葬儀に參列すること。
- 2 香奠
  - 香奠は親戚等特殊なる關係者を除き、大體申合に依り標準を定めて實行すること。

<sup>47</sup> 慶谷隆夫「台灣の民風作興運動」『臺灣時報』台湾總督府、1937（昭和12）年一月号、10頁。

<sup>48</sup> 「台北州教化聯合會生活改善決議（一）」『臺灣時報』台湾總督府、1934（昭和9）年十月号、16頁。

<sup>49</sup> 『臺北州社會教育概覽 昭和九年度』台北州、1934（昭和9）年12月、93頁。



- 3 弊風矯正 イ、停棺（殯殮）の風習を廢止すること。  
ロ、啼哭の廢止 葬式の見送りに於て啼哭を禁止し靜肅に哀悼の意を表すこと。  
ハ、屋外死亡者取扱の改善 従来屋外にて死去せる者の死骸を屋内に入れざる弊あり之を打破すること。  
ニ、葬式旗行列を廢止すること。  
ホ、靈厝（紙家）の風習を廢止すること。
- 4 奨勵事項 イ、子供の死亡に付ても相當なる葬式をなす様勧むること。  
ロ、銀紙を焼くことの節約を奨励すること。  
ハ、靈前の供物は質素にし、花輪、輓軸等の贈物は可成之を避け、香奠を以て之に代ふること。<sup>50</sup>

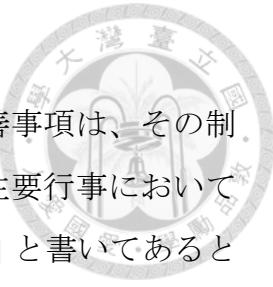
葬儀に関する改善は、「会葬」「香奠」「弊風矯正」と「奨励事項」の4つに分けられる。なお、昭和9年度台北州下各部落振興会における葬儀改善の実行内容を下記に整理しているが、その多くは「生活改善実行申合事項」に従うものであることが分かった。

<sup>50</sup> 『臺北州社會教育概覽 昭和九年度』台北州、1934（昭和9）年12月、94頁。

表3-1-1 台北州下各部落振興会における葬儀礼俗に関する行事

市街庄教化聯合會名	部落會又ハ町會名	主要行事又ハ打合、申合事項等
臺北市教化聯合會	府後、大同、本町、京町、大和町、川端、兒玉、西門、新起公、元園町、若竹町、新富町、大成、大稻埕、八甲町、城東會	死亡者葬儀參列
基隆市教化聯合會	眞砂町會	會員又ハ家族中ニ死亡者ヲ出シタル時ハ會葬シ尚金品ヲ贈ル事
	壽幸會	會員又ハ家族中ニ死亡者アルトキハ香奠ヲ贈リ、葬儀ノ際ハ役員ヲ會葬セシム
七星郡教化聯合會 汐止街教化聯合會	社後頂、社後下、北港、叭噠港第一、叭噠港第二、十三分、石碇子、汐止東、汐止西、汐止南、汐止北隣保會	一、葬儀ニ關スル件 1 葬式ノ場合酒食ヲ廢止シ甜鹽粥トナスコト 2 吊旗ヲ廢止シ香奠ヲ贈ルコト 3 會員ハ出來ル限り會葬ニ出席スルコト
蘇澳郡教化聯合會 蘇澳庄教化聯合會	南方澳部落會	申合事項 一、會葬ハ部落會員全部參列スル事
文山郡教化聯合會 坪林庄至誠會聯合會	坪林、烏窟子、灣潭、(魚逮)魚堀、仁里坂、竹子界、樹梅嶺、厚德岡坑、九芎林、鶯子瀨、石礮、尖湖山、忠崙、大舌湖、乾溪、粗石斛、大粗坑、雲寮潭、濁瀨、楣子寮、大湖尾、磨壁潭至誠會	口、申合事項 4 葬式ノ吊旗贈呈ヲ廢止シ香奠ニ替ヘルコト
海山郡教化聯合會 板橋庄、中和庄、鶯歌庄、三峽庄、土城庄教化聯合會	後埔、員山子、樹林、三峽、土城生活改善實行會	申合事項 一、會葬者ニ饗應全廢
新莊郡教化聯合會 五股庄教化聯合會	水碓、更寮、褒子寮、洲子尾、五股坑口、五股坑內、觀音坑、成子寮振興會	二、婚姻葬儀祝祭典ニ關スル事項 三、迷信ニ關スル事項
新莊郡教化聯合會 林口庄教化聯合會	樹林口、粉寮水尾、湖子、頭埔、南勢埔、下福、寶斗厝黎明會	四、冠婚葬祭ノ虛禮ニ互ル部分ヲ改善シ冗費ノ節約ヲ行フコト 具體的實行事項 2 葬式後ノ饗應ハ之ヲ廢スルコト 3 輓軸ハ之ヲ廢シ香奠二代フルコト 4 牲豚ノ贈與ハ絶對廢スルコト

資料：台北州『臺北州社會教育概覽 昭和九年度』1934年、79-93頁。



台北州教化聯合会の生活改善調査委員会の制定した葬儀改善事項は、その制定の標準が明示されなかった。しかし、林口庄教化聯合会の主要行事において「冠婚葬祭ノ虚禮ニ互ル部分ヲ改善シ、冗費ノ節約ヲ行フコト」と書いてあるところから、虚礼の改善と冗費の節約の2点を主眼とするのが窺える。また、1935年に台北新民研究会の主催した「冠婚葬祭改善座談会」において、「葬式の改善、冗費の節約」<sup>51</sup>という議題が議論されており、冗費の節約は明らかに改善の重点だったと認められる。他方、旧慣の改善においては、「殯殮の廃止」は衛生で、「屋外死亡者取扱の改善」と「子供の葬儀」は人道的考慮で改善を要求し、日本統治初期のとほぼ同様なのである。

なお、1936年7月新聞の記事であるが、「台北市区生活改善会」の「盆祭及葬儀改善座談会」に関して、台北の葬儀は「多用樂隊車閣。有類祭典行列。深以為不合理。曾命北區生活改善會力矯此弊」<sup>52</sup>と書かれている。つまり、賑やかな葬儀の途中行列は不合理と見て、「北区生活改善會」に命じて改善を求めていたのである。

ところで、台湾社会教化要綱での奨励方策には「教化強調週間ヲ実施」する「教化強調運動」がある。それは「國家的祝祭日、詔書御渙發記念日、其他教化關係の日を定め、或は其の日を中心として週間等を設け、平素稍もすれば弛緩し易き、一般社會人の公共生活に其の精神を強調し、實踐を奨励」<sup>53</sup>するものである。その中で、毎年の6月10日を「時の記念日」と定め、日新月歩の社會生活に必要とされる「時間尊重、定時励行と一般の生活様式の改善」を目的として掲げる。その中、「冠婚、葬祭、その他習俗の改善」に関することも含まれている<sup>54</sup>。しかし、その実際の内容が見られなかった。

## 2. 台中州

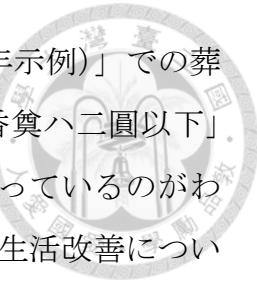
『員林郡社會教化概況 昭和十年度』は台中州員林郡における葬祭改善の概況

<sup>51</sup> 「冠婚葬祭改善座談會開かる」『臺灣日日新報』1935（昭和10）年9月21日、五版。

<sup>52</sup> 「盆祭及葬儀改善座談 行列將大改革」『臺灣日日新報』1936（昭和11）年7月21日、四版。

<sup>53</sup> 『臺北州社會教育概要 昭和十年度』台北州、1935（昭和10）年12月、54頁。

<sup>54</sup> 『臺北州社會教育概要 昭和十年度』台北州、1935（昭和10）年12月、59-60頁。



を記録している。まず、員林郡の「振興五箇年計畫例（昭和九年示例）」での葬祭改善は、「酒、煙草ノ廢止」「牲禮ハ廢止、聯軸ハ少クス」「香奠ハ二圓以下」「墓ニハ石碑ノ建築」<sup>55</sup>の4項目を列挙し、主に冗費の節約を狙っているのがわかる。次に、員林郡下の「埔鹽庄昭和十年度教化計畫案」では、生活改善について「特ニ冠婚葬祭改善ニツキ改善促進ヲ圖ル」と述べ、さらに「子供死亡葬儀ニ對スル迷信排除」<sup>56</sup>と葬儀の改善に触れている。

他方、1935年開催された第八回台中州方面委員総会にて、後の第九回全島社会事業大会に提出すべき議案として「葬儀改善に関する件」を協議した。旧慣の葬儀は「去現代文化頗遠且自國民生活而觀。要改善者不尠」<sup>57</sup>と指摘される。また、「身分不相應の浪費」で「生活改善將又は冗費節約」<sup>58</sup>より見て改善すべきだという。その「葬儀改良方法」は以下のように決議された。

左記事項。速改善之。努力指導。俾漸次改善為本樣式。

一、自道義上而觀。廢止搬鋪。幼兒死體。鄭重取扱舉葬儀。  
二、自經濟上而觀。廢止贈牲禮。及吊旗聯軸代之以香奠。廢途中行列及附帶行事。於寺院齋場或集會所等處。執行告別式。供物饗應。務以簡素限於懇親之屬。縮少墓地之事。出棺時刻午後為之。

三、自衛生上而觀。廢止殯殮。獎勵火葬。廢止牲禮。代以果物。菓子等類。

四、自體裁上而觀。廢止喪服。或限於家族者用。其他則代以喪章。廢止號哭。肅靜執行。廢止道士劇。及樂隊。止于讀經。嚴肅執行。

乙、葬儀執行機關之設置。

一、於部落或市街庄。組織葬儀組合。（或部落振興會葬儀部）以其部落。或市街庄。住民為組合員。而以方面委員。及教化委員等。為其役員。  
二、組合設適當齋場。制定規約。組合源於此齋場。舉行葬儀。  
三、齋場以寺院。或部落集會所充之。或節約葬儀冗費。以其寄附金等。而

<sup>55</sup> 『員林郡社會教化概況 昭和十年度』員林郡教化聯盟、1936（昭和11）年、45頁。

<sup>56</sup> 『員林郡社會教化概況 昭和十年度』員林郡教化聯盟、1936（昭和11）年、22頁。

<sup>57</sup> 「臺中州方委總會議葬儀改善方法 州案得研究懇談會贊成」『臺灣日日新報』1935（昭和10）年12月10日、四版。

<sup>58</sup> 「第八回臺中州方面委員總會概況」『方面時報』第11号、台中州方面委員聯盟、1935（昭和10）年、26頁。

建設之。

四、斎場由組合備置。葬儀用具一式。有料或無料。俾使々用。

五、組合關於葬儀。豫先定様式。及等級。依喪主之申入。從其等級。為照料其周旋。僧侶。供物。葬儀用具。並司式等一切。應其等級。使納所定葬儀料。但依家庭之狀況。得為無料。<sup>59</sup>

改善事項は道義、経済、衛生及び体裁の4つの観点から定められる。特に注目に値するのは「体裁」からの改善である。この時期にはまだ明示されていないが、喪服や号哭、道士などの「中国的」「非日本的」な旧慣を排除して、日本の厳粛な葬儀にするという傾向が見られるようになってきた。

また、『北屯庄社會教化概況 昭和十一年度』では、台中州大屯郡北屯庄の社會教化状況が記録されている。まず、各部落振興会の葬祭改良は多く「臺中州社會事業聯盟にて作りたる標準案に依り實行を促進す」るのである。その中で、大坑宣化会と北屯日新会の葬儀改善がより詳しく記されている。大坑宣化会の改善は「從來ノ惡弊ヲ漸次除去シ、節約セシメルヤウ之ガ理解ニ努力メ」<sup>60</sup>るのである。北屯日新会の改善は「供物ヲ親類ニ限り、其他ハ香奠又ハ弔旗トス」「迷信的行事ノ矯正」「喪服ノ改善」「葬費ニ自己ノ財力ニ應ジ、消費スペキ程度ヲ考慮スルコト」<sup>61</sup>の4つであり、いずれも消費の節約を主として強調している。他方、祭典の改善については、概ね「金銀紙ノ節減」「供物ハ漸次穀物ヤ果物等ニ改善スルコト」「祭祀ノ嚴肅」そして「芝居サワギヲ廢止シテ尊嚴ニ執行ス」といった内容である。そして、その改善の実行は「元来役員ニ於テ先キニ實行シ、部落民一般ニ範ヲ示シ、改善シツハア」<sup>62</sup>り、又は「一部理解者ヨリ率先シテ改善ニ努メ、漸進改善ヲ爲ス」<sup>63</sup>のである。ゆえに、部落振興会の役員の「示範」と相まって、一般の民衆へ漸次に実行していったのである。

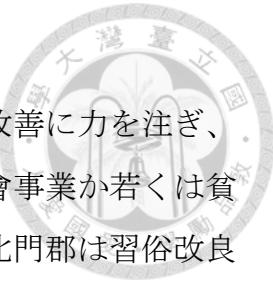
<sup>59</sup> 「臺中州方委總會議葬儀改善方法 州案得研究懇談會贊成」『臺灣日日新報』1935（昭和 10）年 12 月 10 日、四版。

<sup>60</sup> 『北屯庄社會教化概況 昭和十一年度』台中州大屯郡北屯庄、1937（昭和 12）年、102 頁。

<sup>61</sup> 『北屯庄社會教化概況 昭和十一年度』台中州大屯郡北屯庄、1937（昭和 12）年、112 頁。

<sup>62</sup> 『北屯庄社會教化概況 昭和十一年度』台中州大屯郡北屯庄、1937（昭和 12）年、67 頁。

<sup>63</sup> 『北屯庄社會教化概況 昭和十一年度』台中州大屯郡北屯庄、1937（昭和 12）年、137 頁。



### 3、台南州

1931年2月、『台灣日日新報』の記事によると、台南州は弊風改善に力を注ぎ、台南市は「葬儀等も漸次質素となつて、その剩餘金を州市の社會事業か若くは貧民施米等として寄與する」<sup>64</sup>ことで、葬儀の費用を節約する。北門郡は習俗改良申合会の実行方法の一つとして、「婚禮葬式等に於ける途中の行列制限又は廢止」及び「之等招待の迎請廢止」<sup>65</sup>を取り上げて、途中行列の改善に目を留めた。1932年6月、台南警察署の開催した交通座談会では、「本島人葬儀行列の弔旗、樂隊も問題とな」って、「葬祭行列にして花車、弔旗等の連續と交通上支障に亘るものに對する改善方策」<sup>66</sup>が協議された。そして、1935年8月、「葬儀の陋習打破大に効果舉る」を題とする記事では、「現在では形式的の行列は臺南市内より全く跡を絶つに至」<sup>67</sup>ったと改善の成果が述べられている。また、同年9月の台南警察署の陋習改善に関する記事に、「對於南市臺人間之喪葬虛禮。加以改革後。不特節省莫大金錢。陋俗亦因而戢」<sup>68</sup>とあるように、葬儀虚礼の改革で冗費を節約して陋習も破ったという。だが、「至於喪時婦人之送殯者。尚多乘車沿途號泣。此種舊習。亦欲令其自行謹慎。日前召各保正至署。磋商其事眾感稱善。近將開保甲會議傳達云」<sup>69</sup>と記し、送葬の際に沿道での婦人の号哭という旧慣は、まだ改善の余地があると指摘されている。

一方、台南州北門郡佳里街は街中の葬祭陋習を打破するために、習俗改良申合会を開いて、次のような改良事項を議定した。

- 一、挑棺夫由特定人組織。給與一定工賃。
- 二、喪葬器用具設法賃借。
- 三、會葬及人夫宴飲廢止。

<sup>64</sup> 「臺南州下の弊風著々改善さる 各市郡殆んど競争の形で聘金を減少葬儀費を節約」『臺灣日日新報』1931（昭和6）年2月3日、五版。

<sup>65</sup> 「臺南州下の弊風著々改善さる 各市郡殆んど競争の形で聘金を減少葬儀費を節約」『臺灣日日新報』1931（昭和6）年2月3日、五版。

<sup>66</sup> 「臺南署の交通座談會 本島人葬儀行列の弔旗、樂隊も問題となる」『臺灣日日新報』1932（昭和7）年6月7日、三版。

<sup>67</sup> 「葬儀の陋習打破大に効果舉る」『臺灣日日新報』1935（昭和10）年8月4日、五版。

<sup>68</sup> 「婚姻喪葬臺南警察署將禁陋習」『臺灣日日新報』1935（昭和10）年9月5日、八版。

<sup>69</sup> 「婚姻喪葬臺南警察署將禁陋習」『臺灣日日新報』1935（昭和10）年9月5日、八版。

- 四、會葬者贈物廢止。
- 五、靈厝夫婦共為一座。
- 六、弔旗廢止改以香奠。
- 七、答禮須寄附慈善團體。
- 八、送葬者女人限以親戚。此外二項云<sup>70</sup>。



第一項と第八項の以外に、葬儀用具の賃借や宴の廃止、会葬御礼と香典返しの廃止や寄附など、明らかに冗費の節約を目的としたものであると見られる。

以上のように、日本の総力戦体制を急いだのを背景に、台湾の葬祭の「実行の合理化」が要求されて、つまり虚礼を改革して冗費の節約が求められたのである。また、現代的な国民生活として「中国的」な旧慣を排除して、日本の厳肅な葬儀にするという傾向も見られるようになってきたのである。なお、人道的考量で「屋外死亡者取扱の改善」と「子供の葬儀の改善」がしばしば求められる、という点も注意する必要があろう。

### 三、民風作興運動

#### (一) 民風作興協議会の開催

1935年、日本において国体明徴運動が活発になってきた。同年3月に衆議院が国体明徴決議案を可決し、さらに8月3日と10月15日に2度にわたって国体明徴声明を発した。そこでは、「大日本帝國統治ノ大權ハ儀トシテ天皇ニ存スル」<sup>71</sup>ことが言明され、そして天皇機関説を「國體ニ戻リ其ノ本義ヲ懲ルノ甚シキモノ」<sup>72</sup>として排撃した。かくして、日本のファッショ化を促進すると共に、日本は軍部の主導の下で一層戦争へと近づいていった。

1936年、二・二六事件によって政治的発言力を一挙に増大した軍部を中心に、

<sup>70</sup> 「佳里街改革陋習」『臺灣日日新報』1934（昭和9）年6月20日、四版。

<sup>71</sup> 「国体明徴ニ關スル再声明ヲ通牒ス」アジア歴史資料センター、Ref. A01200686500、公文類聚・第五十九編・昭和十年・第二卷・政綱二・地方自治二（台湾・統計調査）・雑載（国立公文書館）。

<sup>72</sup> 「国体明徴ニ關スル再声明ヲ通牒ス」アジア歴史資料センター、Ref. A01200686500、公文類聚・第五十九編・昭和十年・第二卷・政綱二・地方自治二（台湾・統計調査）・雑載（国立公文書館）。



日本の総力戦体制の準備が本格的に開始された。同年8月の五相会議で「国策の基準」を策定し、総力戦体制の準備を国策として確定した。そこで、日本の総力戦体制準備の一環とする植民地における人的物的資源の戦争への動員体制強化を強く求めた<sup>73</sup>。

このような背景で、また国体明徴運動の影響を受けて、植民地の朝鮮では「心田開発運動」が引き起こされ、台湾では一年遅れて「民風作興運動」が展開された<sup>74</sup>。1936年7月25日、非常の時局に対処するために、総督府は軍・官・民の有力者を召集して「民風作興協議会」を開催した。

前述の部落振興運動のように、1932年から社会教育が積極的に推進しているものの、「國語の普及が改隸既に四十年にして尚三割程度に過ぎない」という。また、「内臺人の融合の情況、陋習打破の現状等」<sup>75</sup>も同様であり、「同化の徹底」と「国民資質の完成」の点においてまだ不十分と感じられた。

國民精神を作興し島内一致、國民としての正しき生活を爲す點に於ては尚徹底せざる憾なしとせず、殊に敬神尊皇、國語の常用、陋習の打破、農事の改良、衛生の普及などに於ては缺くる所尠からず、斯の如きは同化の徹底と國民資質の完成上甚だ遺憾とする所なり<sup>76</sup>。

非常の時局及び総力戦体制の準備によって、従来植民地として扱ってきた台湾の統治政策も漸次「内地同様」に変更しなければならない。そこで台湾人の「日本人化」が緊要な課題となってきたと蔡錦堂は指摘する<sup>77</sup>。このように、社会と生活上の改善を図ることによって「本島統治の根蒂である内臺一元化」と「島民全體の國家國民意識を昂揚せしめんとする」ために、全面的社会運動の徹底が必要とされ、民風作興協議会の開催に至ったのである<sup>78</sup>。1934年の台湾社会教化

<sup>73</sup> 鈴木隆史「戦時下の植民地」『岩波講座 日本歴史21 近代8』岩波書店、1977年、214頁。

<sup>74</sup> 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社、1994年、97頁。

<sup>75</sup> 慶谷隆夫「台灣の民風作興運動」『臺灣時報』台灣總督府、1937（昭和12）年一月号、11-12頁。

<sup>76</sup> 中越栄二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936（昭和11）年、25-26頁。

<sup>77</sup> 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社、1994年、100頁。

<sup>78</sup> 慶谷隆夫「台灣の民風作興運動」『臺灣時報』台灣總督府、1937（昭和12）年一月号、11-12頁。中越栄二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936（昭和11）年、23頁。

協議会は、社会教育の指導精神を明確にしたが、民風作興協議会はより進んで、「国民精神の振作」と「同化の徹底」を目標として具体的な方策を出した。

民風作興運動は教化、同化、弊風打破、農事改良、そして衛生と5項目を目標としている。「弊風打破」では迷信打破、陋習改善と生活改善を含め、その内容は次のようである。その中で、葬祭礼俗に関するものは「地理師に関する迷信」や「殯殮、啼哭の陋習」、「祭祀、葬儀に於ける弊風」などが具体的に挙げられている。

### (三) 弊風打破に関する事項

#### 一、迷信打破

地理師、巫覡、術士竝に死靈に関する迷信を打破すること

#### 二、陋習改善

聘金、媳婦子、殯殮、啼哭等の陋習を打破改善すること

#### 三、生活改善

婚姻、祭祀、葬儀、其の他日常生活に於ける弊風を打破改善すること

79

### (二) 民風作興運動における葬祭礼俗の改善

1936年11月、第九回全島社会事業大会が新竹市で開催された。台湾の葬祭礼俗は「未だに何等改善の跡を見ることなく、舊態の儘に行はれ、(中略) 殊に蒙昧なる迷信に基く、其の行事の如きは徒に亂雜喧噪に走り、而も不經濟、非衛生的にして、現代文明に背反」<sup>80</sup>すると考えられるので、「本島の葬儀改善に関する件」を協議して改善事項を15項決議した。

一、臨終における床換へ。死者に對する金銀紙の焼卻。靈厝の裝置及自宅外に於ける死亡者を屋内に入れざる等の惡習を廢止すること。

<sup>79</sup> 中越栄二『臺灣の社會教育』台湾の社會教育刊行所、1936(昭和11)年、29-30頁。

<sup>80</sup> 「第九回全島社會事業大會開催狀況」『社會事業時報』第十二号、財團法人高雄州社會事業助成会、1937(昭和12)年、9頁。



- 二、幼児の死體と雖も、禮を厚くして。鄭重に葬儀を行ふこと。
- 三、殯殮を廢止し、葬儀を速に執行すること。
- 四、金銀紙、牲禮等を以てする弔祭を廢止し、可成香奠若は内地式供物を以て之に代ふること。
- 五、哀悼は靜肅實意を旨とし、形式的の慟哭號泣を廢止すること。
- 六、葬儀は道士等に依る芝居じみたる供養、虛榮的途中行列等を廢止し、自宅若は寺院、教會、葬儀堂、集會所等に於て之を執行すること。
- 七、路祭を廢止すること。
- 八、喪服の着用は可成近親者に止め、其の他の者は喪章を以て之に代ふること。
- 九、成る可く土葬を廢し、火葬を勧奨すること。
- 十、地理師に依る墓地の選定を排除し、墓地の面積規模等は最少限度に縮小すること。
- 十一、出棺、埋葬の日時は日師に依る決定を避け、會葬者に迷惑を及ぼさざる様適當に之を定め。且つ葬儀に要する時間は能ふ限り之を縮短すること。
- 十二、葬儀は簡素、嚴肅を旨とし。葬儀費用等出來得る限り冗費を省くこと。
- 十三、香奠返しを廢し、社會事業又は公益事業團體等に寄附する様誘致すること。
- 十四、埋葬後の招宴は之を廢し、手傳人に食事を用意する程度に止むること。
- 十五、町内又は部落集會所には葬儀に必要する道具、喪服等を備付て、必要な時に喪家に利用せしめ以て經費の節約に資し、また葬儀に際しては隣人相互援助するの美風を作ること<sup>81</sup>。

総督府文教局社会課陳全永は上記の旧慣について詳細に述べている。常に論じられた葬祭旧慣の非衛生、非經濟、迷信及び他人への迷惑の外に、ここでは特に「現代文明に背反」するところに注目したい。まず、慟哭は「社會的には文明

<sup>81</sup> 「第九回全島社會事業大會開催狀況」『社會事業時報』第十二号、財團法人高雄州社會事業助成会、1937（昭和12）年、9頁。

國民としての體面を傷く不名譽の次第」<sup>82</sup>であり、服制も「現代の文明と離れることも多い」<sup>83</sup>という。つまり、それらは文明的な現代の國民として相応しくない。次に、地理師の選定した墓地は「共同墓地が狹隘を生じ」<sup>84</sup>の原因とされ、政策の妨害とする。そして、臨終の搬鋪、自宅以外の死亡者の取扱い、子供に死亡に対してこのように述べる。「臨終に際しては必ず主治醫の命に従ひ、盡し得らるべき醫療の方途を講じて天命を待つと同時に、死者に對して其の死者が男女老幼の如何に拘わらず、神佛として鄭重に取扱ふ様になつて行くこと」が望ましいという。また、「病室に於て注射なり、醫藥に就き、最後迄醫療の最善を講ずるのが人間としての至情である」<sup>85</sup>と現代的医学の視点から葬祭旧慣を論じている。

### 3. 埔里街部落振興会の『台灣葬祭改善要覽』

1936年、当時の非常時局及び民風作興の高唱に応じて、台灣島民は台灣葬儀を改善して「大日本帝国臣民」として新生活を展開するさせることが、刻下の急務とされた。そのため、台中州能高郡埔里街部落振興会の役員である江廷遠が『臺灣葬儀改善要覽』を出版した。

そこでは、台灣の葬祭旧慣の内容と由来を整理し、「其の様式を改革し、一層合理的ならしめ、其の適從する所を明らかに」<sup>86</sup>するのを以って、改善を促進することが提唱されている。

<sup>82</sup> 陳全永「臺灣習俗改善管見」『臺灣時報』昭和十年八月号、1935（昭和10）年8月、9頁。

<sup>83</sup> 陳全永「本島葬儀改善管見」『臺灣時報』昭和十一年三月号、1936（昭和11）年3月、33頁。

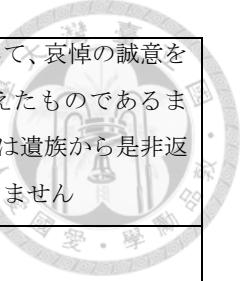
<sup>84</sup> 陳全永「臺灣習俗改善管見」『臺灣時報』昭和十年九月号、1935（昭和10）年9月、70頁。

<sup>85</sup> 陳全永「本島葬儀改善管見」『臺灣時報』昭和十一年三月号、1936（昭和11）年3月、33-34頁。

<sup>86</sup> 江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』埔里街部落振興会聯合会、1936（昭和11）年、自序。

表3-1-2 『臺灣葬儀改善要覽』における葬祭改善

改良事項	内容	改良の理由・目的
搬鋪	仮に全治全癒の見込みがなくても、最後の息を引取る迄は出来得る限り安静にする	正序に移すことは、恰も死の宣告を与えると等しきものでありまして、病人に与える精神上の打撃は非常に大きいものである
号哭	号哭を断然廃止する	葬儀の厳肅を破壊するのみならず、風教上からも衛生上から見ても決して良い風習とは云えません
乞水	廃止すべき	迷信
接棺（棺木を迎ふ式）	廃止する	迷信、役に立たない虚礼を盡します。
入殮（納棺）	廃止すべき	陋習
做功德（供養）と道士	改善すべき	冗費を増し、馬鹿騒ぎをすること 道士の大部分は知識浅く無学蒙昧なる徒輩多く、在来の僧侶も無智な徒輩多い
葬式（出山）	新式葬儀の方法に依って厳肅に執行する	厳肅であるべき葬式を一種の芝居に化する
供物の牲醴	改善すべき	病気発生の導原因
封釘	廃止	現代に合わない迷信
跳棺（過番）	断然廃止すべき	不人情なこと、無意義、不道徳極まるものである
葬式行列	廃止	繁文縟礼、時代に逆行する行事 時間の浪費、交通の妨害、多忙な今日の時代には相応しからぬ遣り方
葬式時間（告別式の時間）	会葬者に余り迷惑を掛けぬ様な時刻を選ぶ	会葬者にとって迷惑なこと
葬儀係と手伝者	充分考慮を要すべき	—
葬儀前後の食事	其範囲を親戚並に葬儀係等の少数者に限る様にし、且つ出来るだけ質素にする	多額の費用と手数とを要する 衛生上の考慮 一般人に迷惑を及ぼす 惰民を養成する嫌ひがあります 厳肅なるべき葬式を之れが爲めに破壊せられる
喪家に贈り物	軸を廃止すべき 香典はなるべく一圓を超ぬ程度に実行する	弔旗の旗行列は文明時代に極めて不相応なものである 銀紙は無用なものである



香典返し	一切香奠返しを全廢する 慈善事業なり、公共団体なり国防献金又は部落振興会に寄附すればよい	香奠は死者の靈に対して、哀悼の誠意を表する爲に靈前に供えたものであるま すから、これに対しては遺族から是非返礼を受ける理由はありません
自宅以外の死亡者の處置に就て	斯かる迷信は断然排撃すべきであり このような死者を是非自宅に式取って 鄭重に葬式を執行する	迷信
幼児の葬儀改善に就て	須く大人葬儀を執行するやうする	非人道的である
金銀紙紙錢庫錢の焼却	断然排撃して自今廢止する	莫大なる金錢を煙に化する 経済的に衛生的にも全く無益の業である
風水（墳墓）と墓地問題	風水説に迷わされないようにして、出来 得る限り墳墓を縮小するなり、火葬にする ようにする 排水の設備を設けて、害を飲用水におよ ぼさない、墓地は人家に接しない	莫大な費用をかかること 健康を害する事 迷信
殯殮	早く廢止すべき	衛生上経済上風教乘から見て決して良いことではない

資料：江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』（埔里街部落振興会聯合会、1936年）

まず、台湾の葬祭慣習に対しては「何だが敬弔と調和しないのを見て、嚴肅な感じが破毀せられる様な氣がする」<sup>87</sup>のであり、「極めて時勢に合はず日本國民としては誠に適してゐない處が多」<sup>88</sup>いと指摘する。それと引き換えに、日本葬式の「敬弔」と「嚴肅な感じ」を準して評価する。次に、改善の模範として、「新式葬儀（日本式）」という日本仏式の葬儀を紹介する。そのうえで、台湾葬儀を佛教的な観点から見て、台湾人は「大日本帝國の一大家族主義に立脚して實行」して、そして「大乘教精神の旗下に一致團結して、父母祖先の靈を鄭重にして御祀りして頂く心持ちを以て御葬ひの改善を」<sup>89</sup>するように期待している。さらに、社会的観点からそれを論じて、台湾葬儀は「實に無智なる迷信に支配せられ、個人に於ては不經濟、不衛生、不道義と云ふの外な」いものである。それを「身分

<sup>87</sup> 江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』埔里街部落振興会聯合会、1936（昭和11）年、13頁。

<sup>88</sup> 江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』埔里街部落振興会聯合会、1936（昭和11）年、12頁。

<sup>89</sup> 江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』埔里街部落振興会聯合会、1936（昭和11）年、86-87頁。

相應にして而も鄭重に取扱ふを旨とし、總て經濟的に衛生的に合理的に執行することを以て理想とすべき」<sup>90</sup>であるという結論をつける。

よって、表3-1-2の葬祭改善は、日本式葬儀を基準として、さらに社会的、つまり現代文明的觀点で検討されていると見て取れる。なお、付録において蔡元培の制定したより簡単で便利な「新式喪祭禮節」を紹介して参考に供している。

しかし、「良い制度は當然何處でも持續すべきもそうでないのだから中國で廢止したことは多言を要しない」<sup>91</sup>と言うので、やはり日本式に従って葬儀を執行することが改善の目標であったのが分かる。

このように、日本の総力戦体制の準備が本格的に開始されたことによって、「国民精神の振作」と「同化の徹底」の現下の時局に対応する社会教育の新目標を明示して具体的な方策が出された。非常時に応じる冗費の節約の上で、日本国民としての新生活を展開する。すなわち「同化の徹底」を行うために、台湾人の伝統的な慣習を排除して現代的文明的な日本式の葬儀にしなければならないのである。

## 第二節 皇民化前期における葬祭儀式の日本化（1937 - 1941）

1936年9月2日、海軍大将の小林躋造が総督に就任した。それは1919年の田健治郎総督から中川健蔵総督までの文官総督時代が終焉し、再び武官総督時代を迎えたことになる。小林躋造の就任に対して、南方經濟調査会は「小林新台灣総督に与ふるの書」を以って台湾施政に関する要望を伝えた。教育の方面において、特に皇民化の必要性を説いた。

即ち新附の領土における教學の根本義は、先づ新附の島民をして皇民化することでなければならない。領臺既に四十一年にして國語は全島に普及してゐるが、風俗習慣が漸次皇民化し來つたが彼等の持つ思想が日本國民たる資格に適するか、そこに既往の教育効果が判断されるのである。（中略）之等の本島人略ぼ半世紀を経た今日尚ほ其の生活様式、宗教文化の内容、從

<sup>90</sup> 江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』埔里街部落振興会聯合会、1936（昭和11）年、92-93頁。

<sup>91</sup> 江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』埔里街部落振興会聯合会、1936（昭和11）年、85頁。

つて思想は支那民族文化を一步も出でないものである。彼等は家屋も、衣服も、調度も、儀禮も、冠婚葬祭、社交遊樂に至るまで支那民族文化其まゝを繼承してゐる<sup>92</sup>。



台灣の生活様式や宗教、文化などの各方面には、前述の民風作興協議会の開催は「同化の徹底」と「国民資質の完成」においてまだ不十分と感じられたことと呼応して、さらに「支那民族文化を一步も出でない」ことを言明した。

本島人は日本人であります。支那人でもなければ、日本以外の何の國の人民でもないのであります。然るに本島人中には、自分が日本人であると云ふ一番大切な、自分の立場を忘れまして、支那服を着たり、支那語を用ひたり、支那の慣習を其の儘生活の上に採り容れたり、まるで支那人そつくりの生活をしてゐる者が、まだ澤山居りますので、さうした無智蒙昧な者をよく教へ導いて、誰が見ても、なる程あれは立派な日本人だと思はれるやうにしてやらうと云ふのが、この運動の目標であります<sup>93</sup>。

また、このような中国の文化慣習を認めて生活する者を「立派な日本人」になることは、まさに皇民化運動の目標であることを明らかにした。そうでなければ、台灣人は「何時まで経つても兵役の義務さへ負はしむることが出来ない異民族の存在を続けるの外はな」<sup>94</sup>い、つまり総力戦体制に支援することができないのである。そして、『臺灣保甲皇民化讀本』では主な皇民化対策を挙げている。その中の第四項は日常生活の改善であり、下記のように中国式旧慣の廃止及び日本式生活の実行を旨としている。

#### 四、日常生活の遷善

<sup>92</sup> 峰整造「小林新臺灣總督に與ふるの書」『南方國策叢書』南方經濟調査会、1936（昭和11）年、32-33頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>93</sup> 菅野秀雄『皇民化への道』1939（昭和14）年、1頁。

<sup>94</sup> 峰整造「小林新臺灣總督に與ふるの書」『南方國策叢書』南方經濟調査会、1936（昭和11）年、34頁。国立台湾図書館所蔵。

- (一) 支那式風俗習慣の廢止
- (二) 日本式日常生活の實行
- (三) 内地式命名の實行<sup>95</sup>



皇民化運動は 1937 年から始まって 1945 年の終戦と共に終わる。また、1941 年の政策転換によって前期と後期に分かれる。前期は「壓制帶有漢人文化色彩及潛行民族意識的本土文化及活動」を目標として、また「此時期帶有異民族文化消滅立場的硬質措施，導致文化破壞從此在臺灣人的歷史記憶與學術敘述中，成為皇民化運動難以抹滅的典型特徵」と指摘されている<sup>96</sup>。

## 一、国民精神総動員運動

1937 年、日中戦争の爆発で第一次近衛内閣は「国民精神総動員計画実施要綱」を発表し、「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」の 3 大目標を掲げた。同年 9 月、台湾総督府は国民精神総動員本部を設置して「国民精神総動員運動」<sup>97</sup>を展開させ、そこでは、新聞の漢文欄の廃止、国語常用の推進、神社參拜の奨励、寺廟整理、正序改善、改姓名などの活動が実行された。

精動運動は「時局認識の確立」に重点を置きながら「国民意識の強化」を強調した<sup>98</sup>。また、その向かうべき方向は「その第一が戦争宣伝の徹底、第二にはそれまでに展開されていた民風作興運動を包含し、国民教化運動の振興を徹底すること」<sup>99</sup>であった。第二と掲げられたものは、民風作興運動の延長とも言えるだろう。また、台湾総督府は精動運動を通して節約消費の提唱と貯蓄の強化を促したのであるとされる<sup>100</sup>。

<sup>95</sup> 鶯巣敦哉『臺灣保甲皇民化讀本』台湾警察協会、1941（昭和 16）年、242-243 頁。

<sup>96</sup> 柳書琴「導言 帝國空間重塑、近衛新體制與臺灣「地方文化」」『帝國裡的「地方文化」——皇民化時期臺灣文化狀況』播種者出版、2008 年、5 頁。

<sup>97</sup> 以下は「精動運動」と略する。

<sup>98</sup> 郭佳玲『日治時期臺中州社會教化運動之研究（1920-1945）』花木蘭文化、2013 年、59 頁。

<sup>99</sup> 近藤正己『総力戦と台湾 日本植民地崩壊の研究』刀水書房、1996 年、162 頁。

<sup>100</sup> 郭佳玲『日治時期臺中州社會教化運動之研究（1920-1945）』花木蘭文化、2013 年、57 頁。



## 二、国民精神総動員運動における葬祭礼俗の改善

### (一) 戦争の支援への改善

皇民化時期において、奢侈で喧騒な伝統的葬儀は「本島人の悪習」とされて、さらに「皇民化運動の癌」と称されることもあった<sup>101</sup>。葬祭慣習は全ての人的、物的資源を戦争に用いるようにする総力戦体制に相応しくないからであろう。前述のように、精勤運動、或いはいわゆる皇民化運動は総力戦体制に支援することを主眼としたものである。その点、葬祭の改善もそうだったのである。

1938年、台中州南投郡は「時局に則應し、消費節約を圖る爲め、郡下で年に數十万円近く冠婚葬祭の贈答品を全廢し、之を一定額の五十錢或ひは一円位の信用組合貯金又は小切手にして贈ることにし、貯金心の涵養をなす」す<sup>102</sup>という成案を打ち出し、従来冠婚葬祭の贈答慣習を一変させた。

- 一、冠婚葬祭の贈答を全廢し、一定額の信用組合の貯金又は小切手を以て贈ること
- 二、受贈者は一定の期間拂戻の出來ざる据置貯金に預入すること
- 三、返しをせざること
- 四、右貯金は部落の公益事業又は道路の補修、橋梁架設費に必要に應じ活用し得ること<sup>103</sup>

冠婚葬祭の贈答品を信用組合の貯金或いは小切手にすることで、消費の節約と貯金心の涵養を企むと同時に、部落の建設にも活用しえると明言されている。

また、金銀紙の焼却については、第二章で見た同風会や新文化運動において陋習、迷信とされ、そして節約し廃止にする改善がまま見られた。1934年台北州の「生活改善実行申合事項」に金銀紙焼却の節約を奨励することもあったが、1937年に至って、各地の金銀紙焼却の廃止が次々と実行された。例えば、新竹市での金銀紙の売り上げが激減したことによる金銀紙業者の転業や、花蓮の瑞

<sup>101</sup> 「島葬儀改善保正會議で決定」『臺灣日日新報』1938（昭和13）年12月15日、五版。

<sup>102</sup> 「信組の貯金通帳で冠婚葬祭に贈答」『臺灣日日新報』1938（昭和13）年11月22日、五版。

<sup>103</sup> 「信組の貯金通帳で冠婚葬祭に贈答」『臺灣日日新報』1938（昭和13）年11月22日、五版。

穂村民風作興・会基隆同風会の金銀紙焼却廃止の決議、台北州士林の金銀紙焼却鍋の回収と売却、といった新聞記事が確認できる<sup>104</sup>。そして、「金銀紙代用品の製造を禁止」を題とした記事には、「陋習打破とパルプ資源の保持上、北署では並に管内金銀紙製造業者の協力に依り、金銀紙焼却を嚴禁」<sup>105</sup>するとある。つまり、ただ陋習打破のみならず、戦争の「パルプ資源の保持」のために金銀紙焼却を嚴禁にするように求められたのである。

そして、1939年「結婚と葬式の新生活改善案 新興生活館の提唱」という記事では、華美形式に流れる葬儀旧慣は個人的に経済的負担を加えるだけではなく、「国家的に見ても著しい不経済である」<sup>106</sup>と指摘される。そして、この時局に際してその改善の徹底を期待した上で、葬儀改善事項と葬式順序の例をこのように提示した。

#### △葬儀改善事項

- 一、葬儀は葬儀委員を定め、委員以外のものは長く喪家に止まらざること
- 二、死亡通知は故人と交際ありし人に止め、新聞などの廣告はなさざること
- 三、通夜は近親者及特別縁故者のみとし、其の他じゃ弔間に止むる事
- 四、葬式日取りに友引、丑の日等を忌むが如き、迷信を打破する事
- 五、途中行列を廢すること
- 六、神宮僧侶等はなるべく少數とすること
- 七、服裝は喪主以外はなるべく通常服に國民儀禮章を用ふること
- 八、香奠は香の實費程度の少額とすること
- 九、造花放鳥等の供物贈呈は廢すること
- 一〇、香奠返し山菓子などは一切廢すること

<sup>104</sup> 「時代の波に押され 金銀紙業者は轉業 新竹市二百軒の賣上げ激減」『臺灣日日新報』1937(昭和12)年5月28日、九版。「金銀紙焼却禁止を 瑞穂村民風作興會で決議 手持品は作興會で買上げ廢棄」『臺灣日日新報』1937(昭和12)年6月5日、五版。「金銀紙の焼却廢止十八日から實施 基隆同風會で決定」『臺灣日日新報』1937(昭和12)年6月13日、二版。

<sup>105</sup> 「金銀紙代用品の製造を禁止」『臺灣日日新報』1939(昭和14)年8月2日、二版。

<sup>106</sup> 「結婚と葬式の新生活改善案 新興生活館の提唱」『臺灣日日新報』1939(昭和14)年8月3日、五版。

- 一一、食事は近親者及係員に止め、酒類は絶対に用ひぬこと
- 一二、式後の行事（初七日又は十日祭等）はなるべく質素すること
- 一三、行事は總て豫定の時間を嚴守すること
- 一四、墓碑はなるべく一家一基とし、努めて小型とすること



#### △葬式順序（一例）

##### （神式例）

修拔、獻饌、誄詞、喪主以下近親者玉串奉奠、一般會葬者玉串奉奠、徹饌

##### （佛式例）

讀經、弔辭、喪主以下近親者燒香、一般會葬者燒香、終式<sup>107</sup>

注意すべきは、葬式順序の例は神式と仏式を同時に示されていることである。第二章の同風会の葬儀改善において「内地式」を以って葬儀を行った実例が多く見られ、中でも内地仏式で挙式する人もあれば、神式で挙式する人もあった。皇民化時期に至っては、国民精神の涵養のために生活慣習を内地式にすることが強要された。葬儀の改善もそうだったのが、その「内地式」は内地仏式か神式かを明確に規定されなかった。

1938年花蓮港庁鳳林郡で開かれた冠婚葬祭改善に関する座談会では、その葬祭の状況は各会に指導督励され、「何れも内地式神佛式に改められて居る」<sup>108</sup>と言及された。そのことからも、内地仏式にせよ神式にせよ、台湾伝統的葬儀を排除して「内地式」の葬儀に変えることこそが主要な目標である、と理解できる。

## （二）内地式の神式と仏式

### 1. 神式の葬儀

1938年7月、台湾神職会は『國式葬祭指南』を発行した。それは「本島民間に於ける國式葬祭執行の指針として初心者の爲に編纂したる」<sup>109</sup>ものであり、日本神式の葬儀及び靈祭の儀式内容、式順、服装、用具設備、祭詞などを紹介した。

<sup>107</sup> 「結婚と葬式の新生活改善案 新興生活館の提唱」『臺灣日日新報』1939（昭和14）年8月3日、五版。

<sup>108</sup> 「鳳林 冠婚葬祭の改善打合」『臺灣日日新報』1938（昭和13）年7月15日、八版。

<sup>109</sup> 台湾神職会『國式葬祭指南』1938（昭和13）年、序。

皇民化時期において神式で葬儀を行うのは「已非改革台灣葬禮陋習、乃是具有培養台灣人之日本國民精神的作用」<sup>110</sup>であり、それは「日本當局之所以採取這種措施的目的在於促使台灣人改善原有的風俗習慣。從而培養台灣人的日本「國民意識」、所以並非單純的陋習改善」<sup>111</sup>なのである、と何義麟は指摘している。

1938年3月、花蓮港庁玉里郡では、民風作興運動や国民精神総動員、皇民化運動に續々と刺激を受けた。そして、「陋習打破、弊風改善が強化せられつつあって、近時一般に葬儀費の節約は勿論、更に皇民化の顯現とも目すべきは葬儀が續々一足飛びに我が神式に改善帰依しつつある」と皇民化をより徹底させるために、神式で葬儀を行うことにした。そして、同月に郡下富里庄竹田の季阿満の葬儀と玉里街の陳光輝の葬儀は「何れも吉田神職を聘して神式によつて嚴修された」のである<sup>112</sup>。

また、翌年8月、高雄州東港郡琉球庄では皇民化運動を徹底させるために、保甲會議において同庄民の葬儀改革について「從來の葬式を廃し、神式とする事に決定」<sup>113</sup>した。その実行事項は次のようなである。

- (一) 舊慣に依る棺桶の廃止
- (二) 泣女の廃止
- (三) 葬儀の場合の服装改善
- (四) 供物の改善（内地式とする事）
- (五) 殯殮の廃止<sup>114</sup>

上述のように、神式の葬儀が地方で推進されていたが、その普及はなかなか進まなかつたと指摘される。胎中千鶴の研究によると、「神式葬儀は日本国内でも

<sup>110</sup> 何義麟『皇民化政策之研究—日據時代末期日本對台灣的教育政策與教化運動—』中國文化大學日本研究所碩士論文、1986年、108頁。

<sup>111</sup> 何義麟『皇民化政策之研究—日據時代末期日本對台灣的教育政策與教化運動—』中國文化大學日本研究所碩士論文、1986年、109-110頁。

<sup>112</sup> 「葬儀は神式 玉里地方の皇民化」『臺灣日日新報』1938（昭和13）年3月29日、五版。

<sup>113</sup> 「葬儀は總て神式に泣女、殯殮、棺桶も一切廢止東港郡琉球庄で決定」『臺灣日日新報』1939（昭和14）年8月21日、五版。

<sup>114</sup> 「葬儀は總て神式に泣女、殯殮、棺桶も一切廢止東港郡琉球庄で決定」『臺灣日日新報』1939（昭和14）年8月21日、五版。

普及度は低く、長く庶民に根づいた仏式葬儀にはかなうべくもなかった」<sup>115</sup>のであるが、台湾でも同様なことが言える。それは「台湾人からみて『異物』と感じられる神式葬儀よりも、各地に居住する日本佛教各宗派の僧侶による佛教式の改善葬儀のほうが地域社会への浸透度が高かった」<sup>116</sup>ためであると考えられる。また、神式葬儀は「公職の立場にある人物が死去した場合は適切」<sup>117</sup>とされる故に、公職に就いた人の葬儀や戦歿將兵の葬儀は神式で行われることが比較的多かったのである。

## 2. 仏式の葬儀

民風作興協議会に提示された方策の教化項目には、神社崇敬を中心とする「敬神思想の普及」及び「在來寺廟による宗教に對し改革を爲す」という宗教の改善がある。それを原点として「寺廟整理運動」が発生した<sup>118</sup>。この寺廟整理によつて、寺廟の台湾人僧侶や道士が行つてきた日常の宗教行事は「日本佛教化」されると共に、日本佛教も初めて台湾社会と密接にかかわることができたのである

<sup>119</sup>。

1938年、羅東郡下50余名の道士が、羅東郡警察課及び本願寺羅東布教師の指導で「羅東佛教護国団」を組織して、従来喧騒な本島人の葬儀を改善して内地式の莊厳な葬式を営むことを図った<sup>120</sup>。また、1939年、「事變前既に正廳改善或はタンキ一撲滅等を敢行し」た東石郡は、皇民化時期にさらに「道士改革」に乗り出し、道士の内地僧侶化に努めた。

郡下百名近くの道士改革に乗り出し、既に六脚庄より第一回八名を朴子高昭寺に送り、水澤住職の下に一ヶ月に亘り、僧侶としての教養を積ませ、内地人僧侶に進化をせしめることとし、斯くして此等道士の僧侶化に依り、郡下

<sup>115</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、168頁。

<sup>116</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、168頁。

<sup>117</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、168頁。

<sup>118</sup> 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社、1994年、101頁。

<sup>119</sup> 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史 帝国日本と台湾の〈近代〉』風響社、2008年、229頁と249頁。

<sup>120</sup> 「葬式は内地式 羅東郡本島人覺醒」『臺灣日日新報』1938（昭和13）年1月14日、五版。

の社會風教上に一大変革を齎らし、皇民化運動に一層拍車をかけるものとして刮目されてゐる<sup>121</sup>。

葬儀方面では、「一切の葬祭を純内地式及佛式に統一し、前記轉向僧侶をして嚴肅に執行せしめることに決し」<sup>122</sup>たのである。『東石郡葬祭改善會會則』には、その總則の第三条に「本會ハ本島從來民間ニ於ケル葬式祭典ヲ日本的ナラシメ、以テ正シキ信仰ノ樹立ヲナシ兼テ舊來ノ弊風ヲ打破シ、皇民運動ノ促進ニ資スルヲ以テ目的トス」<sup>123</sup>とあり、台灣葬祭の日本化を目標としていたことが明白である。

葬祭ハ必ラズ純内地式ニ準據スルモノトス  
但シ葬式ハ純内地式、讀經ハ内地音讀タルベシ  
午夜ハ純内地式音讀ヲ原則トスルモ、來ル昭和十五年十月末日限ノ猶豫  
期間中ノ三部經ノ音讀ハ漢音ヲ妨ゲズ、期間後ハ必ズ内地音タルベキコ  
ト<sup>124</sup>

葬祭改善の標準について、その様式は必ず「純内地式」に準ずり、そして讀經の讀音を一定の期間内に内地音讀に変えることが規定される。また、紙曆、台灣伝統的な樂器を廢することや、午夜祭式の内容は内地仏式の通りに変更すること、葬祭の際に道士が必ず内地式袈裟を着用することなども求められた。

そして、先述した玉里郡の玉里街では、本島人僧侶の曾阿炳が「大いに時局を認識して葬儀には喧騒なる舊來の音樂を全廢し、然も讀經まで國語やるといふ徹底ぶりで、かかる階級から率先して讀經さへ國語に」<sup>125</sup>したという。

このように、日中戦争の爆発によって、台灣人が「立派な日本人」になること

<sup>121</sup> 「道士轉向教育 百餘名を内地式僧侶に」『臺灣日日新報』1939（昭和14）年10月13日、五版。

<sup>122</sup> 「葬祭は一切内地式 東石郡で改善會を結成して 違反した僧侶は嚴罰」『臺灣日日新報』1940（昭和15）年1月12日、五版。

<sup>123</sup> 東石郡葬祭改善會『東石郡葬祭改善會會則』1940（昭和15）年、1頁。

<sup>124</sup> 東石郡葬祭改善會『東石郡葬祭改善會會則』1940（昭和15）年、5頁。

<sup>125</sup> 「地方近事 玉里感心な僧侶」『臺灣日日新報』1938（昭和13）年6月9日、十二版。

で総力戦体制に支援することができるようになるために、同化政策が一層強化された。「国民精神総動員運動」の展開を通して節約消費の提唱と貯蓄の強化を促することが、葬祭改善においても見られた。戦争の支援に応じるために、冠婚葬祭の贈答品を信用組合の貯金あるいは小切手にすること、「パルプ資源の保持」で金銀紙焼却を厳禁にすること、そして葬儀費を節約して国防献金にすることも一般的だったのである。そして、台湾伝統的葬儀を徹底に排除して日本の神式か仏式で葬儀を執行することを強制し始めた。

日本神式葬儀においては、國式葬祭執行の指針として台湾神職会は『國式葬祭指南』を発行した。花蓮港庁玉里郡や高雄州東港郡琉球庄では葬儀を神式にした実例があるが、日本仏式の葬儀と比べて神式の普及はなかなか進まなかつたと指摘される。日本仏式葬儀においては、道士を内地僧侶化することで従来の葬儀を日本仏式にすることが見られる。しかし、台湾葬儀を日本式にすることはもはや葬儀の改革ではなく、台湾人の日本国民的精神を培養することであるとされる。

### (三) 形式的同化に走る改善

ところで、皇民化前期の葬祭改良は成果がどうだったのだろうか。

これについて、まず、台湾人の火葬の状況を見てみよう。1940年11月、宜蘭羅東郡保正会議では、「内地式葬儀を營む前提として、火葬を奨励し、土葬に對しては數百圓に上る〇〇な棺木を廢止して質素なるものを使用」<sup>126</sup>することを決議した。同じ頃に、1941年1月8日『臺灣日日新報』の記事は「火葬は漸増 舊慣打破の曙光」をテーマとして、1936年から1940年までの5年間の火葬人数を掲載し、嘉義市における台湾人の火葬人数が増加したことを報道した。表3-2-1は1936年から1940年の五年間において、嘉義市の火葬人数と死亡人数を整理したものである。

<sup>126</sup> 「郡民舉つて葬儀改善 羅東郡保正會議で決る」『臺灣日日新報』1940（昭和15）年11月30日、五版。

表3-2-1 1940(昭和15)年嘉義市における台湾人の火葬人数と成長率

年度	死亡人数	火葬人数	火葬率	成長率
昭和十一年(1936)	1,325名	30名	2.26%	—
昭和十二年(1937)	1,508名	58名	3.85%	1.59%
昭和十三年(1938)	1,603名	108名	6.74%	2.89%
昭和十四年(1939)	1,982名	130名	6.56%	-0.18%
昭和十五年(1940)	1,835名	164名	8.94%	1.36%
備註	(1)火葬率は小数点第三位を四捨五入して計算したものである。 (2)火葬人数は記事「火葬は漸増 舊慣打破の曙光」によるものである。 (3)死亡人数は『臺南州衛生概要』によるものである。			

資料：「火葬は漸増 舊慣打破の曙光」『臺灣日日新報』(台湾日日新報社、1941年1月8日、四版)。台南洲『昭和十三年刊行 臺南州衛生概況』(1938年、7頁)。台南洲『昭和十四年刊行 臺南州衛生概況』(1939年、8頁)。台南洲『昭和十五年刊行 臺南州衛生概況』(1940年、8頁)。

記事には、1940年に嘉義市における台湾人の死亡者数は1835名であり、その中で火葬に附した人数は164名となっていることが記載してある。そして、「數に於ては未だ死亡者總數の一割に達しないが、之は永年に亘る本島人の陋習打破と云ふ見地からは大きな皇民化の實績であつて、過去五年間の統計は(中略)逐年増加の傾向にある」<sup>127</sup>と述べられている。しかし、その成長率からみれば、1937・1938年度はプラス成長であったものの、1939年度はマイナス成長になった。1940年度はまたプラス成長になったが、1937・1938年度のと比べると、その成長率が下降したことが分かる。要するに、嘉義市の火葬人数は年ごとに増加している傾向があったことが見られるが、皇民化前期の終り頃にその成長率は緩やかになった。また、当時台湾人の火葬人数は死亡人数の1割に達しなかったことから言えば、火葬奨励の成果はさほど大きくなかったと考えられる。

次に、『臺灣保甲皇民化讀本』は「皇民化への実際の問題」として、「支那式の葬儀」の「鉢木魚の終夜叩き廻り」と「泣女」を挙げた。

鉢木魚を終夜叩き廻り、金を出して泣女まで雇うて来て騒々しい泣き聲を聽かせる必要がどこにありませうか。これも風俗改良會の議題になつてゐ

<sup>127</sup> 「火葬は漸増 舊慣打破の曙光」『臺灣日日新報』1941(昭和16)年1月8日、四版。

るやうですが、中々やめることが出来ないのはどうしたものでせう<sup>128</sup>。

その2つの慣習は「自他を禍する迷信」とされ、それらの改善が期待されていた。

しかし、結果としてそれらが廃止されることができなかつたという。

さらに、呉密察はこのように指摘する。

但是、與日本内地的「國民精神總動員」一樣、這個社會動員運動、並沒有收到太大的效果、臺灣人的反應也不如理想、尤其在臺灣要求臺灣人放棄或改變傳統的信仰、習俗、生活方式和文化、更難被臺灣人接受、臺灣人或者受到警察、官廳的壓力不得不表面應付一番、但並未能達到真正的效果<sup>129</sup>。

上述のように、このような峻烈な皇民化政策は同化の徹底を急ぐあまり、形式的同化に走るまでになって、1941年に至つてついにその終焉を迎えたのである。

### 第三節 皇民化後期における文化政策の調整と葬祭改善（1941 - 1945）

皇民化後期は、長谷川清と安藤利吉の両総督を経て、1940年から終戦の1945年に至るものである。

1940年11月27日、海軍大将長谷川清は小林躋造の後を受けて第十八任の台湾総督に就任した。当時の準戦時体制において、台湾統治政策について「内台一体化方針の徹底」、及び南進拠点とされる「台湾に課せられた使命達成」のために邁進するという抱負を語った<sup>130</sup>。後期の政策は「並未減緩整體統治、反之由於官方介入戰時文化的轉型與整合、使得文化界在組織變動與內部競爭方面、更加暗潮洶湧；但是相對彈性的治理政策、卻也提供了本土文化運行的合法性、活化了低沉暗鬱的戰時文化界」<sup>131</sup>と考えられ、前期の峻烈な同化政策と比べて緩和したと見られる。

<sup>128</sup> 鶩巢敦哉『臺灣保甲皇民化讀本』台灣警察協會、1941（昭和16）年、305頁。

<sup>129</sup> 呉密察「《民俗臺灣》發刊的時代背景及其性質」『帝國裡的「地方文化」：皇民化時期臺灣文化狀況』播種者出版、2008年、63頁。

<sup>130</sup> 長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』1972（昭和47）年、121頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>131</sup> 柳書琴「導言 帝國空間重塑、近衛新體制與臺灣「地方文化」」『帝國裡的「地方文化」——皇民化時期臺灣文化狀況』播種者出版、2008年、5頁。

## 一、皇民奉公運動における文化政策の調整

1940年10月、日本においては大政翼賛会が結成され、いわゆる新体制運動が始まった。これに呼応して、1941年4月19日、台湾において長谷川総督は皇民奉公会を結成し、皇民奉公運動を発足させた。皇民奉公会は台湾統治の根本方針である一視同仁の精神に出発するものであり、奉公運動の標語である「台湾一家」という言葉からも、そのことを読み取ることができよう<sup>132</sup>。

前述のように、小林躋造総督時代における峻烈な皇民化政策が内台一如の実現を急ぐあまり、形式的同化に走るまでになったが、長谷川清総督の就任によつてそれが調整されるようになった。「先ず島人の明朗な気持ちを伸ばすことを先決とし、それを基盤に統治の実を挙げようとした」<sup>133</sup>のを公民奉公運動の指針とする。さらにそれに基づいて、次の文化政策を提示した。

台湾在来の宗教、祭祀、慣習、郷土芸能、生活方式等は、統治の主旨に反しない限り容認した。たとえば、寺廟祭祀の行事、伝来の京劇、影絵芝居、人形劇、民謡、娯楽等も島民が気兼なく楽しめるようにした。これは島人の気分を明るくするうえに非常に効果があった。しかし一面、日本内地の文化、演芸を紹介することも忘れていない<sup>134</sup>。

皇民化前期に実行した寺廟整理、正庁の廢位撤去、神宮大麻奉斎の強制などは「行政的処置としては正に過剰行為である」<sup>135</sup>とし、特に寺廟整理は台湾人の強い反発を招き、帝國議会においても問題になったほどであると言われる。これを検討して、「平穏温健に冠婚葬祭に関連し、疾病の治癒祈祷に結付くもの等は宗教心理としても内地でも同調のものと考えられるから、個別的に純化向上せしむれば足り、（中略）今まで動ともすれば強制氣味のその整理を緩和すべきものとすることにより、島民の何ともやり切れなくなっていた感情に落着きを取り

<sup>132</sup> 長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』1972（昭和47）年、127頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>133</sup> 長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』1972（昭和47）年、128頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>134</sup> 長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』1972（昭和47）年、128頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>135</sup> 長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』1972（昭和47）年、179頁。国立台湾図書館所蔵。

戻すことになった」<sup>136</sup>のである。しかし、寺廟整理の中止などのような緩和政策は、実は内台一体の徹底という「政治的目的実現のための手段、方策」<sup>137</sup>である、と留意しなければならない。



## 二、皇民奉公会の葬儀基準と葬儀の簡素化

1942年1月15日、生活の決戦態勢を整備するために皇民奉公会中央本部は生活習俗の改善と生活新体制確立に応じ、「葬儀」の基準を制定した<sup>138</sup>。「全島民にあまねく呼びかけ愈々生活刷新の實踐運動を展開すること」<sup>139</sup>になったのである。

皇民奉公会中央本部の発刊した『婚禮並葬儀の基準』<sup>140</sup>による葬儀の基準は、特に「哀悼の意」「厳肅なる形式」「質素に行う」及び「他人に迷惑を及ぼさない」ことを強調した。具体的には、死亡通知の範囲、お通夜の時間、喪服の着用、香典などについての制限が設けられ、葬儀の途中行列、葬儀直後の饗応、花輪弔旗の贈呈、会葬御礼などの廃止が定められた。また、それには「本島人の葬儀に關し特に改善を要すべき事項」があって、搬鋪や形式的慟哭、殯殮、功德、土葬などの廃止、さらに自宅以外の死亡者の処置及び幼児の葬儀に関する旧来の慣習をやめるのを規定した。

なお、皇民奉公会台北州支部の『婚禮と葬儀の栄』は、その内容が『婚禮並葬儀の基準』とほぼ同様であり、だた本島人葬儀に関する改善の事項には上記のほかに「乞水、套衫、開魂路、放手尾錢、燒靈厝等の行事を廃止すること」<sup>141</sup>が明記された。

皇民奉公会の規定した葬祭儀式の標準は、皇民化前期の全面的な日本式を強制的に執行したのと異なる。しかし、台湾葬祭慣習を廃除して、日本的な「哀悼の意」「厳肅なる形式」「質素に行う」そして「他人に迷惑を及ぼさない」ことを

<sup>136</sup> 長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』1972（昭和47）年、179頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>137</sup> 長谷川清伝刊行会『長谷川清伝』1972（昭和47）年、304頁。国立台湾図書館所蔵。

<sup>138</sup> 「決戦態勢に北馳した豪華絢爛な葬儀 因習を墨守“基準”躊躇」『臺灣日日新報』1942（昭和17）年7月12日、三版。

<sup>139</sup> 「「結婚」と「葬儀」の基準 皇民奉公會中央本部で新に制度 全島民に厲行を懲諭」『臺灣日日新報』1942（昭和17）年1月15日、三版。

<sup>140</sup> 皇民奉公会中央本部『婚禮並葬儀の基準』皇民奉公会宣伝部、1942（昭和17）年。

<sup>141</sup> 皇民奉公会台北州支部『婚禮と葬儀の栄』、1942（昭和17）年、9頁。

強調していることからも、やはり日本国民的な精神の培養を目標としていたのである。

一方、台北市奉公青年団はその葬儀基準に対する声明書で、「婚禮葬儀の簡易なる施行」を説いた。

婚禮葬儀の簡易なる施行は、斷ち難き個人主義、形式主義の絆を断ち、虚を去り、實に就かしめ、嚴肅なる可き。人生の行事を眞に日本的ならしめ、以て戰時下皇民意識の昂揚を計るに在り<sup>142</sup>

1943 年に、『臺灣日日新報』では「葬儀の簡素化」に触れた記事が多くあった。まず、「婚禮葬儀は嚴肅、簡素に」を題として、皇民奉公会台南支部では戰時生活を徹底強化を期待して「葬儀に於ては本島の舊慣打破に重點をおき、それぞれ基準下に嚴肅質素な改善案を決定」<sup>143</sup>するのであった。また、台北州七星郡汐止街の例であるが、各奉公班常会では、資材欠乏の決戦時局及び生活改善の励行に応じ、「葬儀の簡素化」を決議した<sup>144</sup>。このように、葬儀の簡素化は皇民奉公運動における葬儀改善の主旨であったと考えられる。

礁溪庄役場古莊助役は十日祖母の葬儀を一般庄民に垂範の爲率先して舊慣に依る喪服を廢止、男には國民服に喪章、婦人には通常服に代へ行列其他の様式等を皇民奉公會中央本部が制定如何に切詰めて簡素に行つたが<sup>145</sup>。

葬儀簡素化の実行について、宜蘭郡礁溪庄の助役は葬祭改善の模範として、葬儀を簡素に行った。また、新竹州新竹郡關西庄の功労者である羅碧玉<sup>146</sup>は、「自

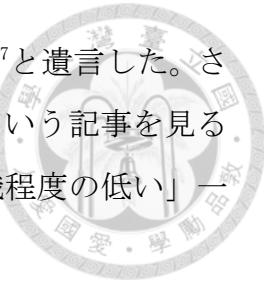
<sup>142</sup> 「決戦態勢に北馳した豪華絢爛な葬儀 因習を墨守“基準”躊躇」『臺灣日日新報』1942（昭和 17）年 7 月 12 日、三版。

<sup>143</sup> 「婚禮葬儀は嚴肅、簡素に 皇奉臺南州支部舊慣打破に拍車」『臺灣日日新報』1943（昭和 18）年 4 月 11 日、四版。

<sup>144</sup> 「葬儀の簡素化 汐止街で申合す」『臺灣日日新報』1943（昭和 18）年 7 月 12 日、四版。

<sup>145</sup> 「皇奉の基準以下で葬儀に助役さんが垂範」『臺灣日日新報』1942（昭和 17）年 9 月 12 日、四版。

<sup>146</sup> 羅碧玉は、1848 年頃に生まれ、新竹州新竹郡關西庄（以前は桃園庁咸菜硼支庁）の名望家・富豪である。1918 年桃園庁国語練習会で勉強したことがある。1929 年 1 月に公共事業の功労



分の葬儀は出来るだけ簡素にし、次の通り各方面に寄附せよ」<sup>147</sup>と遺言した。さらに、1943年7月の時点では「本島人間になほ舊態な葬儀」という記事を見るかぎり、当時の葬祭改善を実行する人は「識者」であり、「知識程度の低い」一般民衆はなお旧慣の葬儀のままだったという状況が窺える。

皇民奉公會中央本部の冠婚葬祭規定が発表され、また一般の時局認識徹底により新竹市の冠婚葬祭も一時非常に自肅されたが、近時知識程度の低い一部本島人間の葬儀に舊態依然たる號泣、音樂等、かなり眼につくものが増えた傾向にあり、識者の論○（判読不能）の的となり<sup>148</sup>。

そして、上述の礁溪庄助役と功労者の羅碧玉は、いずれも社会的リーダー層に属する、つまり「識者」であると考えられる。故に、皇民奉公運動の葬祭改善は、概して一般民衆に及んでいなかったと見受けられよう。

### 三、『民俗臺灣』での葬祭慣習の記録と改善

1941年に在台日本人と台湾人の有志によって『民俗臺灣』が創刊され、1945年の日本敗戦とともに41冊をもって終刊した。皇民化政策の下で、台湾人の伝統文化はすべて否定し破壊され、そして日本化を強制された。故に、その表紙に「風俗、習慣の研究と紹介」と書かれるように、同誌は「台湾本島及びこれに関連ある諸地方の民俗資料を蒐集記録することを目的にしているものである<sup>149</sup>。

---

者として表彰された。以上は、『臺灣日日新報』「老翁巧操國語」（1918年3月17日、六版）、「羅碧玉氏の美舉」（1919年2月23日、四版）、「組織家族財團」（1920年7月22日、六版）、「新竹郡下表彰傳達」（1929年1月26日、四版）を参照して整理したもの。

<sup>147</sup> 「葬儀は簡素に 獻金寄附遺言」『臺灣日日新報』1943（昭和18）年5月6日、四版。

<sup>148</sup> 「本島人間になほ舊態な葬儀」『臺灣日日新報』1943（昭和18）年7月11日、三版。

<sup>149</sup> 池田敏雄「殖民地下台湾の民俗雑誌」『台湾近現代史研究』第四号、1982年、121-122頁。

表3-3-1 『民俗臺灣』中の台湾葬儀に関する記事<sup>150</sup>

卷號	通卷號數	表題
第二卷第三號	第九號	思い出：曾祖母の死、清明節
第二卷第三號	第九號	弔祭
第二卷第三號	第九號	臺風瑣話：外家封釘
第二卷第四號	第十號	金紙、銀紙
第二卷第五號	第十一號	台南の音楽：慶弔
第二卷第六號	第十二號	墓
第二卷第九號	第十五號	出棺
第二卷第九號	第十五號	萬丹の俗信
第二卷第十號	第十六號	淨符について
第二卷第十號	第十六號	葬式の民俗
第二卷第十二號	第十八號	俚諺に現れた臺灣の男女
第二卷第十二號	第十八號	遣ひ物としての粿と粽
第二卷第十二號	第十八號	思い出：藏棺
第二卷第十二號	第十八號	祖母の死をめぐって
第三卷第六號	第二十四號	採訪手帳により：套衫
第三卷第九號	第二十七號	點心：葬式の簡粗化
第三卷第十號	第二十八號	萬華聞書
第三卷第十一號	第二十九號	養女と媳婦仔：脚尾紙
第四卷第六號	第三十六號	健全生活への切換へと民俗調査
第四卷第八號	第三十八號	迷信一束：驚猫
第四卷第八號	第三十八號	錢切：泣き女
第四卷第十號	第四十號	民俗採訪：報喪
第五卷第二號	第四十四號	本島人の服喪(帶孝)に就いて

資料：金闕丈夫編『民俗臺灣』（東都書籍臺北支店、1941-1945年）（台北：武陵、1990年）

『民俗臺灣』には、台湾葬儀に関する記事の種類が種々ある。例えば、「葬式の民俗」は、喪服の形や「且水（乞水）」「罩衫（套衫）」「泣喃」などの儀式について説明する記事である。「弔祭」「墓」「出棺」は葬儀を記録する写真を主とした記事である。また、長谷川美恵の「祖母の死をめぐって」と、黃鳳姿の「思い出」シリーズは、台湾の葬儀を物語るエッセイである。このように、『民俗臺灣』はその創刊の目的に従い、さまざまな形で台湾の葬儀に関する記録を残した。

<sup>150</sup> 金闕丈夫編『民俗臺灣』（1巻1号-5巻2号）の目録と葬儀に関する内容から整理したもの。

生活慣習の改善を促進しつづけている戦争体制において、台湾の民俗慣習を如実に記録する『民俗臺灣』は異色な存在と言えるだろう。このような『民俗臺灣』の出現は、前述の長谷川清総督の文化政策の調整に密接な関係がある。

一方、『民俗臺灣』には葬祭慣習を批判する記事も見られる。例えば、長谷川美恵のエッセイ「祖母の死をめぐって」は、慣習の号哭と泣き女に否定的な意見をこのように述べている。

深い悲しみを心に秘めて、天國に入り給うた祖母を考へることによつて、黙々と悲しみを耐えてゐたとて決して不孝でも何でもないと思ふ。却つて泣くことを誇りにして、如何にも見せ物の様にあの醜顔を振り廻す人々こそ虚偽である。

(前略) 何だが、泣くのが義務で泣いてゐる様で、皮肉な解釋で悪いと思ひつゝ、心の中でをかしくなる<sup>151</sup>。

義務でなされるような号哭は虚偽の行為であり、決して孝心の有無を評判する標準ではないと長谷川美恵は批判する。なお、泣き女を雇うことに対しても理解できない行為と指弾される。

本島人は哭き女を雇ふなどと、小學校の時友達に冷かされて噴慨したこともあつたが、どうしてあんなに文句をすらすらと並べて泣く必要があるのだろう、何の爲に？祖母に聞かす爲か他人に聞かす爲か譯が分からなくなる<sup>152</sup>。

また、その批判は『臺灣保甲皇民化讀本』での泣き女への考えたと一致している。

所謂泣女を雇うて来て、連日連夜嘘の涙、いや大聲を出して泣く眞似をせし

<sup>151</sup> 長谷川美恵「祖母の死をめぐつて」『民俗臺灣』第十八号、東都書籍臺北支店、1942（昭和17）年（台北：武陵、1990年）、34-35頁。

<sup>152</sup> 長谷川美恵「祖母の死をめぐつて」『民俗臺灣』第十八号、東都書籍臺北支店、1942（昭和17）年（台北：武陵、1990年）、35頁。

めてゐるあの風習は、何處からみても合理的ではありません。眞に死んだ者の冥福を祈るのであつたら、例へ少數でも近親又は縁故の者が集つて、故人の追憶を爲すのが正しい道であります<sup>153</sup>。



台湾人女子で最初の帝大生である長谷川美恵は、『民俗臺灣』に投稿した1942年の時点で日本東京聖心女子学院に在学している<sup>154</sup>。つまり、日本の新式教育を受けた人と考えられる。第二章同風会のところで既述したように、「將來は今日の新しい教育を受けた若い人々に依つて、必らず生活様式が變化される」<sup>155</sup>とされ、将来新式教育を受けた若い人たちによる風俗改良が期待されるのである。それは、まさに長谷川美恵のような人を指すのではないかと思われる。

それに対してやや異なる意見を提示するものもある。例えば、赤縣子の「泣き女」において、『日本書紀』の「孝德紀」、「皇極紀」を例として、「發喪の際に喪哭することは日本書紀の多くの個處に觀えてを」ることを説いている。さらに、明治13（1880）年に発刊された『喪儀類證』に記録された、日本和歌山市の泣き婆の例を挙げて、「今日の支那、臺灣、沖繩と同様な風俗がわが國にあつたことが判」って、「かならずしも泣き女は支那系のものであるのではない」<sup>156</sup>と述べている。

ところが、「《民俗臺灣》既然是在日本帝國國策與時局的調整下才得以利用政策的間隙出刊、甚至利用政策的間隙批評政策、便必然也有可能隨著政策或時局的調整而隨勢沉浮」<sup>157</sup>と、時局と政策の変化に影響される一面もあったと指摘される。これについて、池田敏雄の思い出によって、『民俗臺灣』が当局に検閲させられたこと、また当局に対して適切な「防衛」を探すことのあった、といったことを知ることができる。

<sup>153</sup> 鶯巣敦哉『臺灣保甲皇民化讀本』台灣警察協會、1941（昭和16）年、305頁。

<sup>154</sup> 長谷川美恵の原名は、張美恵であった。1942年5月1日に改姓名して長谷川美恵となったのである。周婉窈「臺北帝國大學南洋史學講座・專攻及其戰後遺緒（1928-1960）」『臺大歷史學報』61期、2018年、56-57頁。

<sup>155</sup> 田中一二『臺北市史』台灣通信社、1931（昭和6）年、573頁。

<sup>156</sup> 赤縣子「泣き女」『民俗臺灣』第三十八号、東都書籍臺北支店、1944（昭和19）年（台北：武陵、1990年）、31頁。

<sup>157</sup> 吳密察「《民俗臺灣》發刊的時代背景及其性質」『帝國裡的「地方文化」——皇民化時期臺灣文化狀況』播種者出版、2008年、77頁。



『民俗台灣』は、当局の風向きがわるくなると、ときどきこういう呪文をとなえないことには、廃刊をいい渡さかねなかつたのである。今でも思い出するが、『民俗台灣』防衛のために、編集後記のたねに、昔の総督や民政長官の訓示や本の序文を読みあさり、旧慣に対する都合のいい部分を集めたが、昔の人はたしかに格調の高いいい方をしている<sup>158</sup>。

1944年6月に刊行された第三十六号の巻頭語「健全生活への切換へと民俗調査」は、皇民奉公運動による台湾葬儀への影響を次のように語る。

皇民奉公會本部の戦時厚生会小委員會では冠婚葬祭の簡素化についての原案が纏められたことを新聞紙を報じてゐる（五月三日）。それによれば葬儀は親族知己の間で本葬を済ませ、必要なところには通知するにとどめ、香奠供物も、親族知己を別として奉公班の範囲内に止めるとあり、本島式喪服は廃止し、黒布の喪章を付すとある。（中略）今回の奉公會の改善案は生活の簡素化の問題として提案されてゐるものである。葬祭改善の問題はなほ一つ、公共衛生の立場からも考へねばならぬ點があるのみならず、人道上の問題として考慮すべき點もある。（中略）（搬鋪）その一例で、このやうな習俗は文化や教育の水準が高くなれば自ら解決されて行くことであらうが、このやうな問題を考へてみなければならない。皇民奉公會が葬儀の問題を戦時下の物の經濟といふ立場から取り上げたのは結構であるが、民俗臺灣では、もう一つその内容に立ち入って健全な生活への切り換えといふ面から、深く民俗慣習を見極めた上での検討をしてみたいと思ふ<sup>159</sup>。

戦時中だったため、皇民奉公會が經濟的事情から物資を確保するために葬祭の簡素化を求められ、そして葬儀の規模を縮めたり、喪服を廃止したりする措置

<sup>158</sup> 池田敏雄「植民地下台灣の民俗雑誌」『台灣近現代史研究』第四号、1982年、142-143頁。

<sup>159</sup> 編集部「健全生活への切換と民俗調査」『民俗臺灣』第三十六号、東都書籍臺北支店、1944（昭和19）年（台北：武陵、1990年）、1頁。

を取った。上記のように、『民俗臺灣』は皇民奉公會の葬儀問題の対策に否定的な意見が見られないが、「健全な生活への切り換えといふ面から、深く民俗慣習を見極めた上で検討をしてみたい」と皇民奉公會と違う側面から台湾の葬儀問題を考えたいという。さらに、「人道上の問題」について「搬鋪」の例を挙げて論じている点から見れば、『民俗臺灣』は台湾の葬儀に関してただそれらを記録するのみに止まらず、近代的觀念に相応しくないとされる儀式に対して検討しようとする意図も見られるだろう。

最近の本島人の葬儀について一言させていただきます。近頃は葬式の簡素化も大分徹底いたしたやうですが、中にはまだ舊來の慣習にとらはれ、甚だしい無駄が行はれてゐる様です。殊に死者の装束についても、純綿の衣服を着せたり、本皮の靴をはかせ、更に手袋までもつける。勿論故人を鄭重に扱ふことは甚だ結構なことではあると思ふが、國家のかう云ふ時局にさうした貴重な物質がむざむざと灰や土に化することはもつたいないことだと思ふ。かう云ふ點を反省し、國策に副つた新しい様式に基く様、あらゆる機關を通し努力したいものである<sup>160</sup>。

なお、国策である葬式の簡素化についての意見から見て、その改善の実行は一定の成果があるようであるが、完全に徹底していないことが見受けられる。

こうして、長谷川清の政策調整によって葬祭改善は前期より緩和された。皇民奉公會の葬儀基準は、葬儀を日本式で強制的に執行しないようになったが、日本的な「哀悼の意」「厳肅なる形式」「質素に行う」及び「他人に迷惑を及ぼさない」ことを強調する、日本国民的な精神の培養という目標は変わらなかった。その一方、政策の調整によって発刊することができた『民俗臺灣』が台湾葬祭旧慣を多く記録したが、時局と政策の変化にも影響されるので、國策である葬式の簡素化について政策の宣伝も掲載することがあった。皇民奉公會の制定した葬儀基準と葬式の簡素化は前々から促進していたが、日本統治の最後まで奨励されたこ

<sup>160</sup> 稲江生「點心」『民俗臺灣』第二十七号、東都書籍臺北支店、1943（昭和18）年（台北：武陵、1990年）、20-21頁。

とから、概して成果が収められなかつたといえる。



### おわりに

1931 年の満州事変に始まり、日中戦争と太平洋戦争を経て 1945 年の終戦に至る十五年戦争は一連不可分の連続的戦争とみなす。それと同様に、皇民化運動の視点から見ても、1931 年の頃に始められた部落振興運動から 1936 年の民風作興運動までは皇民化運動の序曲とされる。それに続いて皇民化運動前期の国民精神運動を経て、後期の皇民奉公運動を含めて、それらは一連不可分の社会教化運動である。

1932 年から時局の影響で、また戦争への動員体制の準備として部落振興運動が展開された。しかし、全島一致の生活改善の標準が設けられなかつたために、まず改善の必要がある旧慣を調査することによって改正の対象を決定しなければならない。台中州の慣習改善項目は一般的な民衆の声を調査してから決定されたものであるが、単に形式的伝統による慣習も改善すべきであると指示された。1934 年、国際連盟を脱退して国際的孤立を陥った日本は総力戦体制を急いだ。それで台湾社会教化協議会を開催して、全島一致の台湾社会教化要綱の制定が決定された。台湾葬祭の「実行の合理化」が要求され、つまり虚礼改善で冗費を節約するのである。また、現代的な国民生活として「中国的」な旧慣を排除して日本的厳肅な葬儀にするという傾向も見られるようになってきた。1936 年、日本の総力戦体制の準備が本格的に開始され、また国体明徴運動の影響も受けた台湾において民風作興運動が展開された。従来植民地として扱いしてきた台湾の統治政策も漸次「内地同様」に変更しなければならない。そこで台湾人の「日本人化」が緊要な課題となってきた。民風作興運動は「国民精神の振作」と「同化の徹底」を目標として具体的な方策を出した。冗費の節約の外にさらに、「同化の徹底」をするための現代的文明な日本式の葬儀を執行せねばならなかつた。

1937 年、日中戦争の爆発によって、総力戦体制に支援することができるようになるために、同化政策が一層強化された。国民精神総動員運動において節約消費の提唱と貯蓄心の涵養を促進し、葬祭改善では戦争の支援に応じるために、冠婚葬祭の贈答品を信用組合の貯金或いは小切手にすること、「パルプ資源の保持」

で金銀紙焼却を厳禁にすること、また葬儀費を節約して国防献金にすることを実行した。そして、台湾伝統的な葬儀を徹底的に廃除して日本式の神式或いは仏式で葬儀を執行するを強制した。しかし、皇民化運動下に推進された火葬や泣き女などの改善状況から見れば、このような峻烈な皇民化政策は同化の徹底を急ぐあまり、なかなか成果が挙がらなかつたし、形式的同化に走るまでになった。

1941年、大東亜戦争の爆発で日本が戦時体制に至った。長谷川清が総督に就任し、内台一体化方針の徹底と南進拠点である台湾の使命の達成という抱負を持った。しかし、前期にの峻烈な同化政策は却って逆効果を招いてしまった。それ故、文化政策を緩和の方向へと調整した。皇民奉公運動の葬儀基準は、葬儀を日本式で強制的に執行しないようになったが、日本国民的な精神の培養という目標は変わらなかった。また、戦争時局に応じて葬祭の簡素化は皇民奉公運動における葬儀改善の主旨であったと考えられる。そして、政策の調整によって発刊することができた『民俗臺灣』が台湾葬祭旧慣を多く記録したが、時局と政策の変化にも影響されるので、國策である葬式の簡素化に関して政策の宣伝をも掲載することがあった。なお、上記の葬儀基準と葬式の簡素化は以前から推進されていたが、1943年頃の新聞記事を見るかぎり、その実行者は大抵は社会的リーダー層に属する功労者や行政末端官吏であり、「知識程度の低い」一般民衆はなお旧慣の葬儀のままだったことが分かる。

このように、戦争体制に近づけば近づくほど、同化政策の徹底が強くなつていた。つまり、この時期における葬祭改善は日本の時局と政策に応えるのが言える。葬祭の改善も改善の必要がある項目の討論調査から、非常時に応じる虚礼の改善で冗費を節約するの合理化を経て、そして全面的に「中国的」な旧慣を廃除して日本式の葬儀を行うまでに至った。しかし、この強制的な同化は形式的に同化に陥って、最終的にその成果を挙げられなかつたのである。



## 結論

本稿は 1895 年から 1945 年の日本統治時代における台湾葬祭礼俗の改善を考察した。その結果について以下の 4 点にまとめる



### 一、日本統治政策による改善の傾向

日本統治初期において、具体的な統治政策がまだ明確でなかった台湾では、後藤新平によって「無方針主義」が提示され、すべての植民政策は植民地の風俗慣習に従うという原則に従おうとした。そして、台湾の旧慣調査が展開された。調査の結果として、ペストなどの伝染病の拡散を防止するという公衆衛生上の配慮で「墓地火葬場及埋火葬取締規則」を制定し、葬法、殯殮、洗骨・改葬、火葬などを制限した。注意すべきは、当時台湾において、日本人が火葬に付すのは遺体搬送の便を図るものであり、衛生のためではなかった。これに対して、衛生上の考量でなければ、台湾人に火葬を推進されるまでにも至らなかったと考えられる。

1910 年代中期に、風俗改良及び精神修養の方面に努めることによって内台融合を促進する同化会の設立に影響され、各種の社会教化団体が組織されて風俗改良を提唱しはじめた。その活動は官方に支持されたものの、干渉されずに放置された。1919 年に「内地延長方針」が確立したが、当初総督府も同風会に干渉しない姿勢をとった。1923 年から「社会教育」が重視されてきて、各地方は社会教化に対する統制が徐々に強くなっていた。かと言って、この時期において葬祭改善に対する方針が特に見られなかった。一方で、第一世界大戦による物資の不足による国民の贅沢な生活慣習の自制の呼び掛けは台湾にも影響を及ぼし、葬祭礼俗には冗費の節約が多く見られた。なお、日本統治者に合わせるかのように、同風会は多く日本葬式の「莊嚴靜肅」と「迷惑の避け」を基準として改善を行った。それとともに、台湾葬祭旧慣を一部に持ったまま、日本の慣習を取り入れた「本島式内地式折衷」葬儀や、日本仏教あるいは神道教の「内地式」「神式」葬儀などの新式葬儀も多く出現した。

1931 年満州事変の爆発によって、日本が戦争時期に入った。時局の変化に応じ、政策も転換しつつあった。まず世界大恐慌の影響で開始された部落振興運動

は、最初にまだ全島一致の教化要綱をまだ定めなかつた。しかし、冠婚葬祭の生活改善をすでに各地方の実行事項に取り入れており、また改善事項は民衆の意見を調査によって決定される例が見られた。1934年国際的孤立に陥った日本は総力戦体制に急ぎ、植民地に対する精神面の統治教化が急務とされるようになつた。それで、台湾社会教化協議会の開催で「台湾社会教化要綱」を制定し、冠婚葬祭実行の合理化を促進したが、具体的な事項は明示されなかつた。各地方の改善状況を見ると、冗費の節約を主眼としたのが分かる。1936年日本が総力戦体制を本格的に開始し、台湾には戦争への動員体制強化を強く求めるうえに、「同化の徹底」と「国民資質の完成」を目標とする民風作興運動が展開された。葬祭改善の面において「地理師に関する迷信」「殯殮、啼哭の陋習」などが具体的に挙げられた。前述の冗費節約のほかに、日本国民として現代文明に背反する旧慣の廃止を要求した。さらに、日本仏式の葬儀を改善の模範として示された。

1937年日中戦争の爆発によって、「中国的」な慣習を排除して台湾人を日本人になるを目標とする皇民化運動が正式に展開された。その時の葬祭改善は概して戦争への支援のためであった。さらに、台湾の伝統的な葬儀は日本式の神式・仏式で行われることを強要された。しかし、皇民化運動下に推進された火葬や泣き女などの改善状況から見れば、その成果がなかなか挙がらなかつた。1941年に開始された皇民奉公運動は文化政策を調整し、台湾在来の生活慣習は統治の主旨に反しない限り容認した、と比較的緩和になった。葬祭改善は葬式の簡素化に戻り、日本式の葬儀での執行を強制されないが、日本葬式を基準とすることは変わらなかつた。ところが、当時には一般民衆は相変わらず旧慣の葬儀を行つてゐたという状況が見られる。また、政策の緩和によって台湾民俗慣習を記録する『民俗臺灣』が発刊できたが、時局と政策に合わせて国策を宣伝する面もあった。

以上のように、日本統治時代における葬祭改善は政策によって3時期に分けられる。統治初期は、統治における公衆衛生上の考量で火葬と埋葬に関する規則を制定して改善を行つたが、それ以外では旧慣尊重の政策に従つた。風俗改良の方面に努めて内台融合を促進する同化会の設立に影響された、1910年代中期から始めた社会教化団体の風俗改良は、総督府に支持されたものの、その活動をほぼ干渉されなかつた。故に、この時期の改善は、主に台湾人が自発的に行つたも

のと言えよう。ただ、その改善の主体は政治の立場によって政府側に属する旧知識階層と、民族運動を従事する新興知識階級の2種類に分けられる。1931年からの戦争時期には、台湾人による自発的改善がなくなり、政府からの改善が強要されはじめた。時局と政策の転換によって物資冗費の節約と日本国民として在来の葬儀を全廃して、「現代文明」的な日本葬式を執行されたが、1941年の政策転換によって葬儀の簡素化に戻ったのである。

## 二、台湾人における葬祭旧慣の検討と改善

日本統治初期には、葬祭礼俗に対して台湾人自らの検討が見られる。『臺灣日新報』には、做功德の論理的な不合理の部分を検討して改善する意見が見られ、また、葬祭用具の華奢を陋習とされて改善を行った実例も掲載された。

1910年代中期からの同風会の葬祭改善においては、日本政策による提唱、或いは日本葬祭の模倣を主眼とされた。一方、台湾人は自身の習俗旧慣を見直して同風会を機会に改良を決意した側面も見られる。葬費の節約において日本政策からの影響がある一方、伝統的な儒家の「礼」の定義で俗礼を省みて改正する意見があった。また、礼節に背く「道士戲」「念歌」のような俗礼を陋習として、改善を促進することもあった。

その一方、台湾の文化を向上させるための台湾新文化運動においては、近代的な知識に基づいて葬祭礼俗を検討した。具体的には、華奢で賑やかな繁文縟礼の葬祭旧慣を迷信、陋習と捉え、形式化の虚礼と縟礼を廃除し、葬式を静肅にして哀傷な雰囲気を表し、そして冗費の節約を推進した。また、改良の模範として公弔会の式順を提出したのである。

こうして、葬祭礼俗に対して台湾人自らの検討改善は、華奢な葬儀礼俗を検討して冗費を節約すること、「做功德」「道士戲」「念歌」など不合理な俗礼を改善すること、そして哀傷な雰囲気にして葬式を静肅にする、といったことに目標があった。

## 三、日本人における葬祭旧慣改善の意見

官庁の政策上からの葬祭改良を先に述べた。それに対して、日本人は個人的觀

点から台湾の葬祭礼俗をどのように見たのか。

まず、日本初期には、衛生上の改善のほかに、莫大な葬儀費用と賑やかな葬儀途中行列を既に認識した。また、「泣人」を虚礼、「洗骨」を陋習としてそれを改善しようとする意見も見られた。対して、服喪と喪服の規則は孝道を表し、洗骨儀式での哀傷の雰囲気は「靈魂不死」という古来の思想を示すものだと、肯定的な評価をする人もいた。

次に、注目したいのは、人道的観点からの改善意見である。

『臺灣慣習記事』においてはすでに「討債児の水葬」をテーマとして人道に基づいて、幼児葬儀の取扱いに注意を喚起した。1920年代の頃に『臺灣日日新報』にも幼児の埋葬を促進するのが見られ、「このような記事の出現は、官方が嬰児の水葬ということの重視を反映している」<sup>1</sup>と考えられる。また、1934年台北州教化聯合会の「生活改善実行申合事項」には、「子供の死亡に付ても相當なる葬式をなす」と「屋外死亡者取扱の改善」という人道的な改善を求めた。『民俗臺灣』の記事では、「搬鋪」の例を挙げて人道上の問題として考慮しなければならないと述べられている。こうして、日本統治時代を通じて人道上の問題とされる葬祭礼俗の改善はしばしば提起され、また個人的レベルに止まらず、官庁側もそれを留意したのである。それについてさらに立ち入って考察する必要がある。

#### 四、葬祭改善の成果について

日本統治時代においてさまざまな葬祭改善が行われていたが、その成果はいかなるものだろうか。

1910年代中期からの同風会では葬祭改善を実行した人は、内地人との密接な接触がある一部の人、すなわち旧世代の社会的リーダー階層がほとんどだったことを解説した。また、同時期の台湾新文化運動における葬祭改善は、新式教育を受けた若い知識人や留学生からなる台湾文化協会と、台湾民衆党の成員を主として実行されたのである。よって、この時期の葬祭改善は一般民衆に普及されていなかったと言えよう。

<sup>1</sup> 李岫珊「日治時期臺灣近代育嬰觀的形成與發展」国立台北大学歴史学系碩士論文、2016年、30頁。

そして、皇民化前期における葬祭改善は強制的に執行されていたが、その成果はさほど見られなかつた。そのうえ、政策の調整によって緩和された点から見れば、本当の意味で成功したとは言えない。皇民化後期においても、改善の実行者は社会的リーダー層に属する人々がほとんどであり、一般民衆は相変わらず旧慣の葬儀を行つてゐるのである。

では、日本統治時代に起つた葬儀改善は、台湾の葬祭礼俗のどこを変えたのか。戦後台湾省文献委員会の調査によると、繁文縟礼、香典返しと喪服の面において変遷があつたといふ。

日據時期喪禮情形、那時候封建風氣尚未大開、因此喪禮也比較麻煩、譬如母舅來時、孝男要跪接；繁文縟禮、一切都很隆重、現在這都沒有了。如果有親戚朋友送來香奠、以前都是等到百日後才回送糕仔答禮、現在改為送香奠來的時候、當場回送毛巾。<sup>2</sup>

日據時期、父母死後四十九天才能理髪、子女要在棺材前睡覺、現在這種現象已經有改變。<sup>3</sup>

喪家答禮、普通為白米糕、日據時期以後、改用毛巾、手帕之類。<sup>4</sup>

舊日一般送葬者頭包白布、謂之「頭帛」、日據時期以後則代以胸前插白花、或左腕配黑紗而已。<sup>5</sup>

上記の変遷したものは日本統治時代の葬祭改善に見られる。そして、喪服の項目については、現在でも伝統的喪服を使用する者がいるので、日本統治時代に改善したものかどうかはさらに確認する必要がある。また、工藤貴正の研究によれば、「日本統治時代の改善の成果とする「告別式」と「火葬」が普及し、現在において

<sup>2</sup> 台湾省文献委員会編纂組「臺灣喪葬調查座談會紀錄（第一、二次）」『臺灣文獻季刊』24卷4期、1973年、119頁。

<sup>3</sup> 台湾省文献委員会編纂組「臺灣喪葬調查座談會紀錄（第一、二次）」『臺灣文獻季刊』24卷4期、1973年、119頁。

<sup>4</sup> 台湾省文献委員会編纂組「臺灣民俗（喪葬）座談會紀錄（第三、四、五次）」『臺灣文獻季刊』25卷1期、1974年、103頁。

<sup>5</sup> 台湾省文献委員会編纂組「臺灣民俗（喪葬）座談會紀錄（第三、四、五次）」『臺灣文獻季刊』25卷1期、1974年、104頁。



ても定着している」<sup>6</sup>とされる。しかし、蘇素卿の研究によると、1995年の台湾では火葬化を提唱されていて、火葬をする場合は補助金がもらえるが、地方ではやはり土葬が一般的であるという<sup>7</sup>。つまり、工藤貴正の研究結果と食い違いがある。

また、郵便はがきやハンカチを以って香典返しとする改善は、1934年台北州の「生活改善実行申合事項」にはすでに提出された。しかし、1943年『臺灣日日新報』の記事は決戦時局下の台北州七星郡汐止街の葬祭改善事項を掲載し、その中に「告別式を○（判読不能）行し會葬者に對しては徽章を附けさせ菓子葉書ハンカチ等の贈呈を廢止する代りに謝辭を以て答禮とすること」<sup>8</sup>とある。つまり、日本の政策や時局による改善内容が変化した、もしくは正反対になったことがある。そのこともあって、日本統治時代の葬祭改善は期待されるほど成果が収められなかつたと言えるだろう。

このように、日本統治時代の葬祭改善で残った影響が現代の台湾葬祭礼俗には多少見られるが、多くは旧慣のままで維持されている。これについて、台湾には葬礼に対して保守的な傾向がある、と徐福全は主張する。

日本據台期間曾大力推行皇民化運動、改良葬式、但臺人則令者自令、行者自行、以迄於今。其主要原因在於喪禮乃為人子女對親盡孝之最後機會、死亡世界又茫然不可知、未免親因己身改易喪葬儀式而在彼世界受苦、加以喪事禁忌特多、積此三因而成喪禮之保守性。明立國曰：「我們發現婚禮的音樂比喪禮的音樂改變的更快更多、這意味著人們對婚禮的觀念改變較大、對喪禮的觀念則較保守。」<sup>9</sup>

一方、日本統治時代において廃止された「搬鋪」「停柩」「葬儀の途中行列」そ

<sup>6</sup> 工藤貴正「台湾映画『父の初七日』の葬送儀礼と文化アイデンティティ：日本統治期「葬儀改善」運動後の連続・非連続性をめぐって」『中国 21』41巻、2014年、45頁。

<sup>7</sup> 蘇素卿「台湾屏東市における葬礼：祖母の葬儀記録を中心に」『比較民俗研究』12号、筑波大学比較民俗研究会、1995年、173頁。

<sup>8</sup> 「葬儀の簡素化 汐止街で申合す」『臺灣日日新報』1943（昭和18）年7月12日、四版。

<sup>9</sup> 徐福全『臺灣民間傳統喪葬儀節研究』国立台湾師範大学中国文学研究所博士論文、1984年、755頁。

して「慟哭」などの慣習は、「統治者として大陸から新たにやって来た漢族系中國人の伝統的葬送儀礼の宗教的価値観と台湾旧慣の葬送儀礼の価値観が一致すること、これらの儀式は復活し今に至ったと想像される」<sup>10</sup>と、工藤貴正はその可能性を提示した。故に、日本統治時代に改善された葬祭旧慣が今の葬儀に残っているのかという問題について、さらに戦後における台湾葬儀の在り方と葬祭改善の状況を総合的に考察する必要がある。それは今後の課題として本稿を終える。

---

<sup>10</sup> 工藤貴正「台湾映画『父の初七日』の葬送儀礼と文化アイデンティティ：日本統治期『葬儀改善』動後の連続・非連続性をめぐって」『中国 21』41巻、2014年、58頁。





## 参考文献（年代順）

### 一、資料

『職員録甲』（台湾總督府、1896～1897年）

「屬佐倉孫三鳳山縣警視二任敘」（1897年11月22日）（「明治三十一年甲種永久保存進退追加第一卷」『臺灣總督府檔案』国史館台湾文献館、典藏號：0000032003）

「事務官山上義雄外數名非職」（1898年6月20日）（「明治三十一年甲種永久保存進退追加第三卷」『臺灣總督府檔案』国史館台湾文献館、典藏號：00000334001）

「墓地及埋葬取締標準」（1896年6月12日）（「明治二十九年甲種永久保存第六卷」『臺灣總督府檔案』国史館台湾文献館、典藏號：00000061023）

後藤新平「台灣統治急務策の意見書 後藤新平 明治三十一年一月二十五日」

（『後藤新平文書』、後藤新平記念館所蔵、1898年）

「發刊の辭」（『臺灣慣習記事』第一卷第一号、台湾慣習研究会、1901年）

後藤新平「臺灣經營上舊慣制度の調査を必要とする意見」（『臺灣慣習記事』第一卷第五号、台湾慣習研究会、1901年）

小池正直「臺灣に於ける衛生的視察」（『臺灣慣習記事』第一卷第十二号、台湾慣習研究会、1901年）

獨逍遙（伊能嘉矩）「四季をりをり：掃墓と拾骨」（『臺灣慣習記事』第一卷第六号、台湾慣習研究会、1901年）

「討債兒の水葬」（『臺灣慣習記事』第一卷第十号、台湾慣習研究会、1901年）

佐倉孫三『臺風雜記』（国光社、1903年）

「本島人の惡習慣に就て」（『臺灣慣習記事』第三卷第九号、台湾慣習研究会、1903年）

『（明治三十四年分）臺灣總督府民政事務成績提要 第七編』（台湾總督府總督官房文書課、1904年）

村上先「舊慣研究の必要」（『臺灣慣習記事』第四卷第八号、台湾慣習研究会、1904年）

小松孤松「公園と墓地」（『臺灣慣習記事』第五卷第十号、台湾慣習研究会、190

5 年)

「墓地火葬場及埋火葬取締規則」(1906 年 02 月 07 日) (「臺灣總督府府報第十九百六號」『臺灣總督府府(官)報』国史館台湾文献館、典藏號:0071011906a001)

『臺灣私法 第一卷 上』(臨時台灣舊慣調查會、1910 年)

『臺灣私法 第二卷 上』(臨時台灣舊慣調查會、1910 年)

『臺灣衛生概要』(台灣医学会、1913 年)

岩崎潔治『臺灣實業家名鑑』(台湾雑誌社、1913)

武内貞義『臺灣 上』(台湾日日新報、1914 年)

『臺灣同化會定款 附趣意書及勸募書』(台湾省通志館、1914 年)

「臺灣同化會ニ解散ヲ命ズ」(台灣總督府資料編纂會、1915 年)

吳傳經「論風俗改良首在冠婚喪祭」(『臺灣教育會雜誌』159 期、台灣教育会、1915 年)

小林里平「公弔は葬儀にあらず」(『臺法月報』第 9 卷第 5 期、1915 年)

鷹取田一郎『臺灣列紳傳』(台灣總督府、1916 年)

『臺灣舊慣調查事業報告』(臨時台灣舊慣調查會、1917 年)

丸井圭治郎『臺灣宗教調查報告書第一卷』(台灣總督府、1919 年。(台北:捷幼出版社、2006))

台北府編纂『臺北廳誌』(台灣日日新報社、1919 年)

鐵民「風俗改良會統一之必要」(『臺灣教育會雜誌』209 期、台灣教育会、1919 年)

後藤新平『日本植民政策一斑』(拓殖新報社、1921 年)

遠藤克己『人物薈萃』(遠藤写真館、1921 年)

内田素生『南國之人士』(台灣人物社、1922 年)

柴田廉『臺灣同化策論』(晃文館、1923 年)

橋本白水『評論臺灣之官民』(南国出版協會、1924 年)

陳全永「本島風習の改善に就いて」(『社會事業の友』第三期、台灣社會事業協會 1929 年)

『同風會概覽』(台北州聯合同風会、1929 年)

林進發編『臺灣人物評』(赤陽社、1929 年)



- 簡萬火『基隆誌』(基隆図書出版協会、1931年)
- 田中一二『臺北市史』(台湾通信社、1931年)
- 『臺灣總督府警察沿革誌 第二編（中卷）』(台湾總督府警務局、1933年)
- 『臺灣社會教育概要 昭和九年二月』(台湾總督府文教局社会課、1934年)
- 『臺北州社會教育概覽 昭和九年度』(台北州、1934)
- 鈴木清一郎『臺灣舊慣冠婚葬祭と年中行事』(国立台湾図書館所蔵、1934年)
- 「台北州教化聯合會生活改善決議（一）」(『臺灣時報』昭和九年十月号、台湾總督府、1934年)
- 『臺北州社會教育概要 昭和十年度』(台北州、1935年)
- 「第八回臺中州方面委員總會概況」(『方面時報』第11号、台中州方面委員聯盟、1935年)
- 陳全永「臺灣習俗改善管見」(『臺灣時報』昭和十年八月号、1935年)
- 「国体明徴ニ関スル再声明ヲ通牒ス」アジア歴史資料センター、Ref. A0120068  
6500、公文類聚・第五十九編・昭和十年・第二卷・政綱二・地方自治二(台湾・  
統計調査)・雜載(国立公文書館)。
- 峰整造「小林新臺灣總督に與ふるの書」(『南方國策叢書』南方経済調査会、1936年。国立台湾図書館所蔵)
- 中越榮二『臺灣の社會教育』(台湾の社会教育刊行所、1936年)
- 『員林郡社會教化概況 昭和十年度』(員林郡教化聯盟、1936年)
- 江廷遠『臺灣葬儀改善要覽』(埔里街部落振興会聯合会、1936年)
- 茂野信一「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合（一）」(『社會事業の友』第八十六号、台湾社会事業協会、1936年)
- 茂野信一「臺灣に於ける農村自治と部落振興組合（二）」(『社會事業の友』第八十七号、台湾社会事業協会、1936年)
- 陳全永「本島葬儀改善管見」(『臺灣時報』昭和十一年三月号、1936年3月)
- 『北屯庄社會教化概況 昭和十一年度』(台中州大屯郡北屯庄、1937年)
- 慶谷隆夫「臺灣の民風作興運動」(『臺灣時報』昭和十二年一月号、台湾總督府、1937年)
- 「第九回全島社會事業大會開催狀況」(『社會事業時報』第十二号、財団法人高雄

州社会事業助成会、1937 年)

『臺灣人士鑑』(台湾新民報社、1937 年)

『國式葬祭指南』(台湾神職会、1938 年)

『昭和十三年刊行 臺南州衛生概況』(台南洲、1938 年)

『臺灣教育沿革誌』(台湾教育会、1939 年)

『昭和十四年刊行 臺南州衛生概況』(台南洲、1939 年)

菅野秀雄『皇民化への道』(国立台湾図書館所蔵、1939 年)

杵淵義房『臺灣社會事業史』(徳友会、1940 年)

『東石郡葬祭改善會會則』(東石郡葬祭改善会、1940 年)

『昭和十五年刊行 臺南州衛生概況』(台南洲、1940 年)

鶯巢敦哉『臺灣保甲皇民化讀本』(台湾警察協会、1941 年)

皇民奉公会中央本部『婚禮並葬儀の基準』(皇民奉公会宣伝部、1942 年)

皇民奉公会台北州支部『婚禮と葬儀の栄』(国立台湾図書館所蔵、1942 年)

長谷川美惠「祖母の死をめぐつて」(『民俗臺灣』第十八号、東都書籍臺北支店、1942 年) (台北: 武陵、1990 年)

稻江生「點心」(『民俗臺灣』第二十七号、東都書籍臺北支店、1943 年) (台北: 武陵、1990 年)

編集部「健全生活への切換と民俗調査」(『民俗臺灣』第三十六号、東都書籍臺北支店、1944 年) (台北: 武陵、1990 年)

赤縣子「泣き女」(『民俗臺灣』第三十八号、東都書籍臺北支店、1944 年) (台北: 武陵、1990 年)

金関丈夫編『民俗臺灣』1 卷 1 号-5 卷 2 号 (東都書籍臺北支店、1941~1945 年) (台北: 武陵、1990 年)

『臺灣日日新報』(台湾日日新報社、1898~1944 年)

『臺灣時報』(台湾總督府、1919~1945 年)

『臺灣民報』(台湾雑誌社・台湾民報社、1924~1930 年)

『臺灣新民報』(台湾新民報社、1930~1932 年)

楊肇嘉『楊肇嘉回憶錄 (下)』(三民書局、1967 年)

家永三郎『太平洋戦争』(岩波書店、1968 年)



- 『長谷川清伝』(長谷川清伝刊行会、1972年。国立台湾図書館所蔵)
- 台湾省文献委員会編纂組「臺灣喪葬調查座談會紀錄（第一、二次）」(『臺灣文獻季刊』24卷4期、1973年)
- 台湾省文献委員会編纂組「臺灣民俗（喪葬）座談會紀錄（第三、四、五次）」(『臺灣文獻季刊』25卷1期、1974年)
- 池田敏雄「植民地下台湾の民俗雑誌」(『台湾近現代史研究』第四号、1982年)
- 連溫卿『臺灣政治運動史』(稻鄉出版社、1988年)
- 鶴見俊輔『戦争期日本の精神史——一九三一～一九四五年——』(岩波書店、1995年)
- 林柏維著、台中市立文化中心編『臺中市珍貴古老照片專輯 2：文化協會的年代』(台中市立文化中心、1996年)
- 金谷治訳注『論語』(岩波書店、1998年)
- 鶴見祐輔『〈決定版〉正伝・後藤新平3　台湾時代 1898～1906年』(藤原書店、2005年)
- 松村明編『大辞林第三版』(三省堂、2006年)
- 蔣渭水『蔣渭水先生全集』(財団法人蔣渭水文化基金会、2014年)



## 二、研究書

- 張正昌『林獻堂與臺灣民族運動』(1981年)
- 徐福全『臺灣民間傳統喪葬儀節研究』(国立台湾師範大学中国文学研究所博士論文、1984年)
- 蔡錦堂『日本帝国主義下台湾の宗教政策』(同成社、1994年)
- 近藤正己『総力戦と台湾　日本植民地崩壊の研究』(刀水書房、1996年)
- 胎中千鶴『葬儀の植民地社会史　帝国日本と台湾の〈近代〉』(風響社、2008年)
- 春山明哲『近代日本と台湾－霧社事件・植民地統治政策の研究』(藤原書店、2008年)
- 吳文星『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』(財団法人交流協会、2010年)
- 洪致文『台灣漢詩人洪以南的現代文明旅遊足跡』(国立台湾師範大学地理学系、2010年)

野口真広『台灣總督府の統治政策と台灣人—包摶・適応・自主の観点からの再考—』(早稲田大学モノグラフ 68、早稲田大学出版部、2012 年)

郭佳玲『日治時期臺中州社會教化運動之研究 (1920-1945)』(花木蘭文化、2013 年)

廖振富『蔡惠如資料彙編與研究』(國立台灣大學出版中心、2013 年)

許佩賢『殖民地臺灣近代教育的鏡像——一九三〇年代臺灣的教育與社會』(衛城出版、2015 年)

楊士賢『台灣釋教喪葬拔渡法事及其民間文學研究—以閩南釋教系統為例』(國立東華大學民間文學研究所博士論文、2010 年 (博揚文化、2016) )



### 三、研究論文

中村政則「大恐慌と農村問題」(『岩波講座 日本歴史 19 近代 6』岩波書店、1976 年)

中塚明「日本帝国主義と植民地」(『岩波講座 日本歴史 19 近代 6』岩波書店、1976 年)

森武麿「戦時下農村の構造変化」(『岩波講座 日本歴史 20 近代 7』岩波書店、1976 年)

山本四郎「準戦時体制」(『岩波講座 日本歴史 20 近代 7』岩波書店、1976 年)

鈴木隆史「戦時下の植民地」(『岩波講座 日本歴史 21 近代 8』岩波書店、1977 年)

何義麟『皇民化政策之研究—日據時代末期日本對台灣的教育政策與教化運動—』(中國文化大學日本研究所碩士論文、1986 年)

岡田榮照「台灣の喪葬について」(『印度學佛教學研究』35 卷 1 号、日本印度學佛教學會、1986 年)

岡田榮照「台灣の喪葬について(2)」(『印度學佛教學研究』37 卷 1 号、日本印度學佛教學會、1988 年)

エリザベス・L・ジョンソン「死者のために嘆き、生者のために嘆く——客家の女の哀悼歌——」(『中国の死の儀礼』平凡社、1994 年)

蔡錦堂「皇民化運動前臺灣社會教化運動的展開——一九三一～一九三七——」



- (『臺灣史國際學術研討會社會、經濟與墾拓論文集』国史館、1995 年)
- 游秀玟「殖民體制下的文化革新—1920 年代的同風會與文化協會」(国立台湾大学社会学研究所硕士論文、1995 年)
- 蘇素卿「台灣屏東市における葬礼：祖母の葬儀記録を中心に」(『比較民俗研究』12 号、筑波大学比較民俗研究会、1995 年)
- 林麗卿「日治時期台灣的社教團體與社會變革—以台北州「同風會」為例」(国立中興大学歷史学系硕士論文、1997 年)
- 洪世昌「《臺灣民報》與日治時期臺灣新文化運動 (1920-1932)」(国立台湾師範大学歷史研究所硕士論文、1997 年)
- 林美容「殖民者對殖民地的風俗紀錄—佐倉孫三所著《臺風雜記》之探討」(『臺灣文獻』第 55 卷第 3 期、2004 年)
- 吳榮發「莊媽江：高雄在地西醫先行者與社會先覺者」(『高市文獻』第十七卷第三期、2004 年)
- 蔡錦堂「再論「皇民化運動」」(『淡江史學』第十八期、淡江大学歷史学系、2007 年)
- 陳文松「洪元煌の抗日思想：ある「台灣青年」の活動と漢詩」(『日本台灣学会報』第九号、2007 年)
- 柳書琴「導言 帝國空間重塑、近衛新體制與臺灣「地方文化」」(『帝國裡的「地方文化」——皇民化時期臺灣文化狀況』播種者出版、2008 年)
- 吳密察「《民俗臺灣》發刊的時代背景及其性質」(『帝國裡的「地方文化」：皇民化時期臺灣文化狀況』播種者出版、2008 年)
- 邱瓊瑩『世變與家道—中港陳汝厚家族的發展 (1746~1945)』(国立台湾師範大学歷史系修士論文、2008 年)
- 陳文松「日治時期臺灣「雙語學歷菁英世代」及其政治實踐：以草屯洪姓一族為例」(『臺灣史研究』第十八卷第四期、2011 年)
- 工藤貴正「台湾映画『父の初七日』の葬送儀礼と文化アイデンティティ：日本統治期「葬儀改善」運動後の連續・非連續性をめぐって」(『中国 21』41 卷、2014 年)
- 李岫珊「日治時期臺灣近代育嬰觀的形成與發展」(国立台北大学歷史学系硕士論



文、2016 年)

周婉窈「臺北帝國大學南洋史學講座・專攻及其戰後遺緒（1928-1960）」（『臺大歷史學報』61 期、2018 年）

余家政「日治時期至現代高雄市的喪葬制度之研究」（義守大學應用日語學系碩士論文、2019 年）

劉晏齊「日治中期臺灣的社會事業（1921-1938）」（『臺灣史研究』第 27 卷第 2 期、中央研究院台灣史研究所、2020 年）

#### 四、データベース

漢珍『臺灣日日新報』(<http://140.112.113.17:8088/cgi-bin2/LiboCgi.exe>)

国史館台灣文献館『台灣總督府檔案』(<http://ds3.th.gov.tw/ds3/app000/>)

国立台湾図書館『日治時期圖書影像系統』(<http://stfb.ntl.edu.tw/cgi-bin/gs32/gsweb.cgi/ccc=u6ZA.m/main?db=webmge&menuid=index>)

国立台湾図書館『日治時期期刊影像系統』(<http://stfj.ntl.edu.tw/cgi-bin/gs32/gsweb.cgi/login?o=dwebmge&cache=1546397083806>)

後藤新平文書データベース (<http://192.192.58.94:8080/huotengapp/servlet/start?LAG=JP>)

ジャパンナレッジ『日本大百科全書』(<https://japanknowledge.com/library/>)

大鐸資訊『台灣日日新報』

(<http://140.112.115.15/ddnc/ttswebx?@0:0:1:ttssddn@0.7568286606110632#JUMPOINT>)

臺灣民報系列－中國近代報刊資料庫 (<https://hyerm.ntl.edu.tw:3342/>)

臺灣時報 Taiwan JIHO 資料庫 (<https://hyerm.ntl.edu.tw:3383/cgi-bin2/Lib.o.cgi?>)

中央研究院台灣史研究所『台灣總督府職員錄系統』(<http://who.ith.sinica.edu.tw/mpView.action>)

中央研究院近現代史研究所『近現代人物資訊整合系統』(<http://mhdb.mh.sinica.edu.tw/mhpeople/index.php>)

## 附錄1 「1927年台北州表彰同風会功勞者」

同風會功勞者（都市ニ於ケル氏名イロハ順）

昭和二年二月十一日表彰



本功勞者ハ主トシテ州下各地ニ於ケル同風會創設事業ニ特ニ功勞アリシ人々  
ナリ。

都市名	功勞者氏名	功績略記
臺北市	陳智貴氏	大正八年大稻埕同風會ノ創立ニ參與シ同會ノ發展ニ盡瘁シ事績見ルベキモノアリ。現ニ同會評議員兼幹事タリ。
同	林熊徵氏	夙ニ社會教化ノ必要ヲ認メ、大正八年臺灣教育令ノ發布ヲ機トシ、吳昌才氏其他同志ト計リ同會ノ設立ヲ發議シ、大稻埕同風會ノ設立セラルハヤ其ノ會長ニ舉ガラレ今日ニ至ル。氏ハ吳昌才氏ト共ニ聯合同風會設立ノ建議者タリ。
同	郭廷俊氏	社會教化ノ必要ヲ唱ヘ、林熊徵氏等ト協力同風會ノ創設發展ニ努メ功勞多大ナルモノアリ。
同	吳昌才氏	林熊徵氏ト共ニ同風會設立ノ元老タリ。萬華同風會創立以來ノ會長トシテ同風會發展ノ爲ニ盡瘁シ今日ニ至ル。
同	蔡彬淮氏	吳昌才氏ト共ニ同風會設立ニ努力シ功勞顯著ナルモノアリ。現ニ萬華同風會副會長タリ。
同	許丙氏	夙ニ生活改善、國語普及ノ急務ヲ唱ヘ、林熊徵氏ヲ輔ケテ同風會創立ニ盡力シ、一面思想ノ善導ニ努メ、出身地淡水街地方ニ於ケル功績亦大ナルモノアリ。
同	魏清德氏	國語普及ニ熱心ニシテ同風會ノ創設ニ努力シ、萬華同風會副會長トシテ功績ヲ舉グ。文筆ニヨリ同風會ノ發展ニ努力セル功亦少カラザルモノアリ。
基隆市	潘榮春氏	基隆同風會創立以來評議員トシテ同會ノ發展ニ盡力シ功績大ナルモノアリ。
同	汪福蔭氏	基隆同風會創立以來評議員兼幹事トシテ同會ノ施設經營ニ當リ、同會ノ隆盛ハ氏ノ努力ニ負フトコロ少カラザルモノアリ。
同	顏國年氏	基隆同風會創立以來評議員トシテ努力シ、大正十二年ヨリハ副會長ニ舉ガラレ、大ニ同會ノ振興ニ努ム。故兄顏雲年氏ハ本州聯合同風會基金トシテ多額ノ寄附ヲセラル。
同	許梓桑氏	夙ニ社會教化ノ必要ヲ認メ、大正三年基隆敦俗會ヲ起シテソノ會長タリ。同九年六月基隆同風會ニ變更シ引續キ會長トシテ今日ニ至ル。ソノ間會務ヲ總理シ同會發展ノ爲ニ盡セル功極メテ大ナルモノアリ。
七星郡	郭邦光氏	士林庄地方社會教化事業ニ貢獻セル事多大ナルモノアリ。特ニ士林庄同風會ノ爲ニ盡力セルコト少カラズ。
淡水郡	洪以南氏	大正五年五月淡水同風會ヲ設立シテ其ノ會長ニ選バレ、大正十一年十一月



		興化店・水硯頭ヲ合併シテ淡水同風會トナシソノ會長トナリ同十四年四月ニ至ル。ソノ後同會顧問トナリ、創立以來同會ノ爲ニ盡力スルコト極メテ大ナルモノアリ。
羅東郡	陳純精氏	大正五年宜蘭廳敦風會設立セラルヽヤ羅東區委員ニ舉ゲラレ、國語普及・習俗改良ニ努メ、大正八年四月羅東同風會ノ組織成ルヤソノ會長ニ舉ゲラレ今日ニ至ル。
文山郡	林佛國氏	大正九年六月景尾同風會ノ設立サルヽヤソノ會長トナリ、爾來戸主會長青年會長等ニ推サレ地方教化ニ盡瘁シ、ソノ間顯著ナル事績ヲ舉ゲタリ。
海山郡	陳佛齋氏	大正四年初メテ三峽國語練習會ヲ開設シ、引續キ同五年三峽同風會ヲ創立シテソノ役員トナリ、同九年三峽庄同風會長ニ舉ゲラレ成績極メテ顯著ナルモノアリ。
同	林清山氏	大正九年九月板橋庄同風會ヲ創立シテ會長ニ舉ゲラレ、特ニ國語普及ニ對シ功勞顯著ナリ。
同	黃純青氏	本島ニ於ケル地方教化團體ノ創立者トシテ亦同風會ノ創立者トシテ寢食ヲ忘レテ努力スルコト多年、教化地方ニ洽ク、コノ種事業ノ爲ニ表彰セラルヽコト既ニ數回ニ及ブ。大正三年創立以來引續キ鶯歌庄同風會タリ。

資料：台北州聯合同風會『同風會概覽』（1929年、10 - 12頁）より。